



# 大口町

## 子ども・子育て支援事業計画 及び次世代育成支援行動計画

令和2年度～令和6年度

大口町



# 目 次

## 第1章 総論

1-1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の背景と目的	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画の期間	2
(4)	計画の策定過程	2
1-2	大口町の子どもを取り巻く現状と課題	3
(1)	統計データからみた人口・世帯や保育サービス等の現状	3
(2)	ニーズ調査結果からみた子ども・子育ての状況	13
(3)	子育て支援関連施策・事業の実施状況からみた現状と課題	19
1-3	計画の基本理念と基本目標	27
(1)	基本理念	27
(2)	基本的な視点	29
(3)	基本目標と次世代育成支援行動計画の施策体系	31

## 第2章 子ども・子育て支援事業計画

2-1	子ども・子育て支援事業計画の概要	34
2-2	「量の見込み」と「確保方策」について	34
2-3	将来の児童数	35
2-4	教育・保育提供区域の設定	35
2-5	教育・保育の量の見込みと確保方策	36
(1)	幼児期の教育（幼稚園・認定こども園）	36
(2)	幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業）	38
2-6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	42
(1)	時間外保育（延長保育）事業	42
(2)	一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり： 預かり保育）	44
(3)	一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）	45
(4)	地域子育て支援拠点事業	46
(5)	病児保育事業	48

(6) すすくサポート事業（子育て援助活動支援事業）	49
(7) 放課後児童健全育成事業	51
(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	55
(9) 養育支援訪問事業	56
(10) 利用者支援事業	57
(11) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	58
(12) 妊婦健康診査	59
(13) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業	60
(14) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	60
2-7 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保	61
2-8 その他の子ども・子育て支援施策	62
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保	62
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 愛知県が行う施策との連携	62
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	64

### 第3章 次世代育成支援行動計画

基本目標1：健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する	65
1-1 妊娠中及び出産後の親への支援	65
1-2 乳幼児期の親子の健康づくりの確保	69
基本目標2：すべての家庭での子育てを支援する	74
2-1 地域における子育て支援サービスとネットワークの充実	74
2-2 要保護児童への対応	85
基本目標3：働きながらの子育てを支援する	93
3-1 乳幼児保育・放課後児童クラブの充実	93
3-2 ワークライフバランスの普及促進	98
基本目標4：親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する	100
4-1 豊かな心を育む教育の促進	100
4-2 家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験	106
基本目標5：安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり	110

5-1	安全で快適な居住環境の整備	110
5-2	安全・安心なまちづくり	112

## 第4章 計画の推進に向けて

4-1	計画の周知	116
4-2	戦略プロジェクトの推進	116
4-3	庁内推進体制の構築	121
4-4	大口町子ども・子育て会議の開催による計画の進行管理	121



### (1) 計画策定の背景と目的

近年、急速な少子化の進行や、核家族数の増加、子ども・子育て支援の不足などを背景に、都市部を中心に待機児童問題の深刻化、子育ての孤立感や不安感の増加など、子育てを取り巻く環境は複雑多様化しています。こうした環境の変化を踏まえて、国では、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子育て支援の総合的な取組が進められてきました。平成24年8月には、①質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。さらに令和元年10月には子ども・子育て支援法の一部改正により、幼児教育・保育の無償化等を含む子育てを行う家庭の経済的負担を軽減する取組も進められています。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長されています。

このような中で、本町においては、平成16年度に「子どもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口」を基本理念とした『大口町次世代育成支援行動計画』、平成26年度には『大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画』を策定し、町民の誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援の充実を図るための様々な施策を推進してきました。

この計画の最終年度にあたる令和元年度に、子育て家庭へのアンケート調査結果や計画の評価を行い、大口町子ども・子育て会議で審議と検討を進めてきました。

このたび新たに『第2期大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画』を策定し、すべての子どもの最善の利益の実現を目指し、子育て支援施策の充実に向けた取り組みを、今後さらに計画的・具体的に進めていきます。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に基づいて策定するものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて定めた『大口町次世代育成支援行動計画』に従って、本町がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承するものであり、今後子ども・子育てのための支援を、総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

また、この計画は、本町のまちづくりの基本となる『大口町総合計画』を上位計画とする子育て支援分野の個別計画として位置づけており、教育や福祉、青少年健全育成などの関連計画等との連携を図るものです。

### **(3) 計画の期間**

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

### **(4) 計画の策定過程**

本町では、国の法律に基づき「大口町子ども・子育て会議」を設置し、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野各方面の有識者が参画して、様々な視点から子育て支援について議論し本計画を策定しました。

また、未就学児や就学児童をもつ保護者の子育てニーズを把握するため、平成30年12月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。このニーズ調査の結果を本計画に反映させています。



## 1-2 大口町の子どもを取り巻く現状と課題

### (1) 統計データからみた人口・世帯や保育サービス等の現状

#### ①人口・世帯の動向

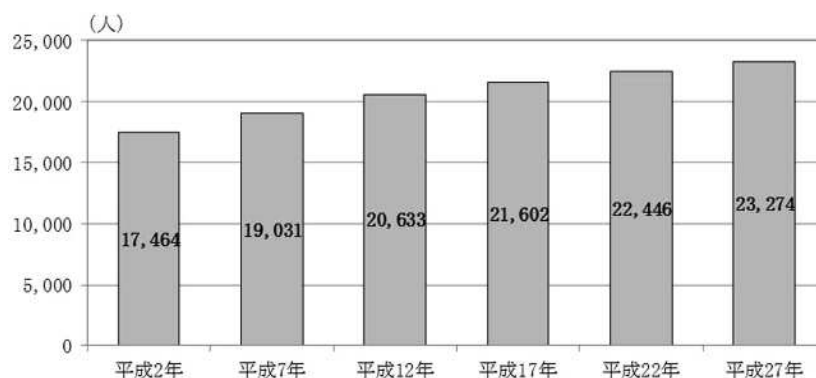
これまで、本町の人口及び世帯数はともに増加を続けているものの、世帯人員は平成22年には3人を下回り平成27年には2.80人と減少傾向にあります。

65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成27年には23.1%となっており、愛知県の平均よりも低くなっています。ただし、平成2年以降増加傾向が続いており、着実に高齢化が進んでいます。一方で、0～17歳までの児童人口の割合は平成27年に18.6%となっており、緩やかな減少傾向が続いています。

本町における年間の出生数及び出生率は、平成21年以降平成25年までは減少傾向が続いており、平成25年には出生数が200人を割り込み199人となり、人口1,000人に対する出生数を表す出生率（人口千対）は県を下回る8.7となっていました。しかし、その後一気に増加し、平成26年以降は出生数240人前後、出生率（人口千対）も10前後で推移しています。

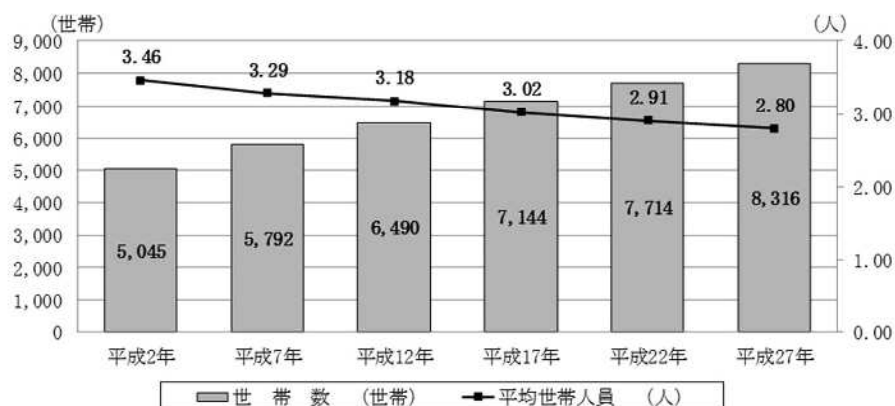
合計特殊出生率も、同様に、平成29年には1.85と国・県に比べてかなり高くなっています。

図表 1-1 人口の推移



資料：国勢調査

図表 1-2 世帯数・平均世帯人員の推移



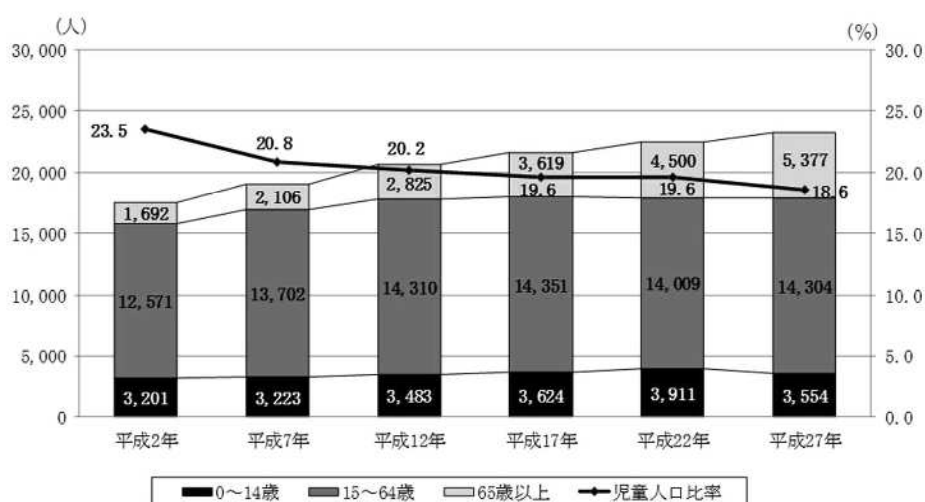
資料：国勢調査

図表 1-3 年齢3区分別人口の推移

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	(人)	17,464	19,031	20,633	21,602	22,446	23,274
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14 歳 (年少人口)	(人)	3,201	3,223	3,483	3,624	3,911	3,554
	(%)	18.4	16.3	15.4	14.8	17.4	15.3
15～64 歳 (生産年齢人口)	(人)	12,571	13,702	14,310	14,351	14,009	14,304
	(%)	73.2	73.8	71.6	69.1	62.5	61.6
65 歳以上 (高齢者人口)	(人)	1,692	2,106	2,825	3,619	4,500	5,377
	(%)	7.7	9.8	12.4	16.0	20.1	23.1
0～17 歳 (児童人口)	(人)	4,099	3,960	4,162	4,235	4,395	4,320
	(%)	23.5	20.8	20.2	19.6	19.6	18.6

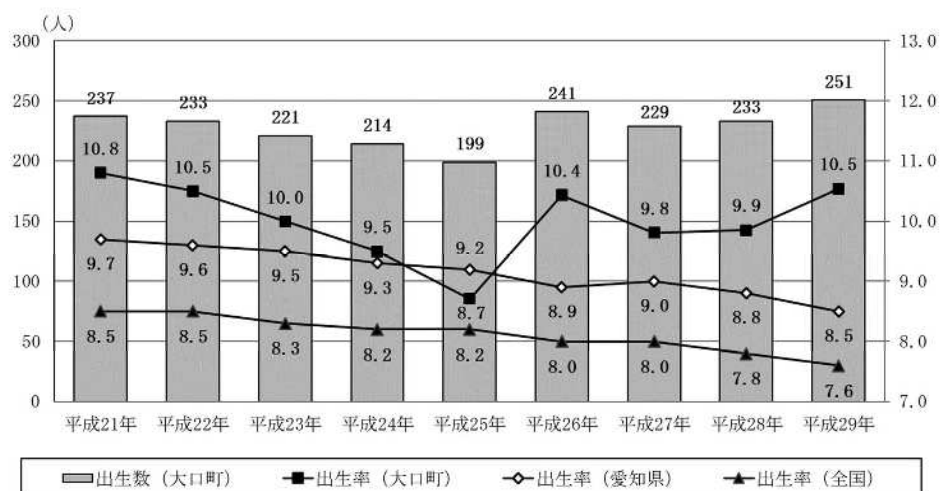
資料：国勢調査

図表 1-4 年齢3区分別人口・児童人口比率の推移



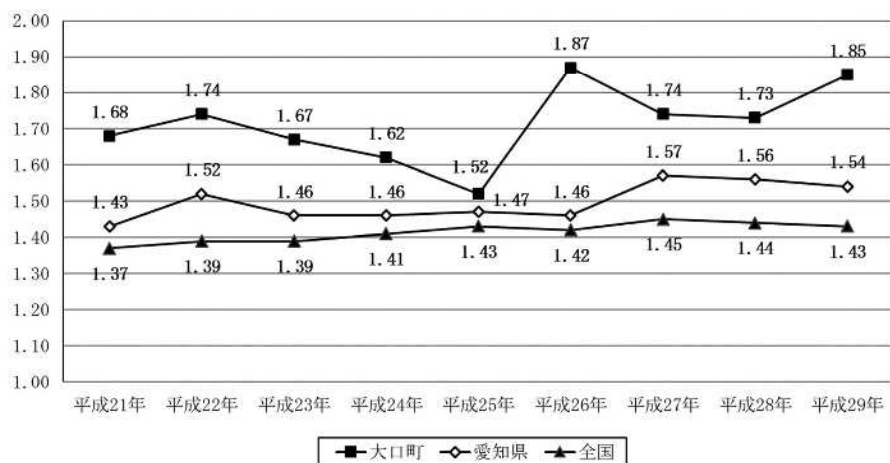
資料：国勢調査

図表 1-5 出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳

図表 1-5 合計特殊出生率の推移



資料：愛知県衛生年報、あいちの人口及び国勢調査

図表 1-7 年齢別児童人口の推移 (単位：人)

年齢	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
0歳	256	221	216	209	206	238	225	244	233	234
1歳	239	210	233	217	219	222	256	250	245	263
2歳	249	260	202	242	207	218	239	269	256	252
3歳	241	233	259	207	233	228	226	248	269	267
4歳	250	246	240	257	220	244	239	228	250	270
5歳	239	230	244	235	249	209	247	240	234	257
小計	1,474	1,400	1,394	1,367	1,334	1,359	1,432	1,479	1,487	1,543
6歳	244	245	233	249	241	258	210	249	242	244
7歳	231	235	247	232	258	242	261	211	249	244
8歳	255	237	236	242	217	256	238	264	210	251
小計	730	717	716	723	716	756	709	724	701	739
9歳	265	236	240	236	253	232	257	239	263	213
10歳	256	257	239	236	235	246	231	258	240	264
11歳	245	267	255	239	243	236	244	231	256	247
小計	766	760	734	711	731	714	732	728	759	724
12歳	294	261	268	257	247	239	234	246	234	261
13歳	222	254	261	266	241	239	239	234	246	232
14歳	250	281	252	262	272	255	239	239	236	246
小計	766	796	781	785	760	733	712	719	716	739
15歳	235	219	281	256	265	272	257	237	237	238
16歳	245	244	221	281	253	258	273	255	230	240
17歳	206	246	243	220	284	259	261	268	258	230
小計	686	709	745	757	802	789	791	760	725	708
合計	4,422	4,382	4,370	4,343	4,343	4,351	4,376	4,410	4,388	4,453

資料：大口町調べ

## ②地域の特性

本町は、愛知県尾張地区の北部に位置し、周囲を犬山市、江南市、小牧市、扶桑町と接しています。町東側には南北方向に国道 41 号、南側には東西方向に国道 155 号がそれぞれ通っており、隣接する小牧市には東名・名神高速道路、名古屋高速道路のインターチェンジもあります。

また、幹線道路沿いに工業・物流機能が集積している一方、南部を中心に豊かな田園風景が広がり、本町の中央を流れる五条川では、約 2,000 本もの桜が咲き誇るなど豊かな自然を有しています。

さらに、町内には、各地域から公共施設や柏森駅（扶桑町）、江南駅（江南市）、布袋駅（江南市）を結ぶ、コミュニティバスが運行されており、高齢者や小さな子どもがいる親子をはじめ広く町民の移動手段となっています。

本町は 3 つの小学校区があり、それぞれの地域によって居住歴や世帯構成に特徴があります。大口南小学校区は、古くから本町に居住する世帯が多く、3 世代が同居している割合が比較的高くなっています。大口西小学校区は、区画整理事業による住宅地として人口が増加しており、町外からの転入世帯が多くなっています。大口北小学校区は、旧来の農村的な部分と住宅開発が進む部分の両面を併せもっています。

町内の子育て関連施設は、町立保育園が 3 園と民間保育園が 1 園、私立幼稚園が 2 園、町立児童センターが 3 あります。そのうち、北保育園内に子育て支援センターを併設しています。また、子育て支援に関連する団体・サークルがいくつかあり、健康文化センターや学習等共同利用施設などで活発に活動しています。

### ③家族の状況

3世代以上の家族が年々減少する一方で、単独世帯及び核家族世帯が増加しており、平成27年には単独世帯が24.8%（2,062世帯）、核家族世帯が62.0%（5,152世帯）を占めています。

母子世帯は、平成2年の51世帯から平成17年には136世帯まで増加しましたが、平成17年以降は減少傾向が続き、平成27年には97世帯まで減少しています。父子世帯は横ばいの傾向が続いています。

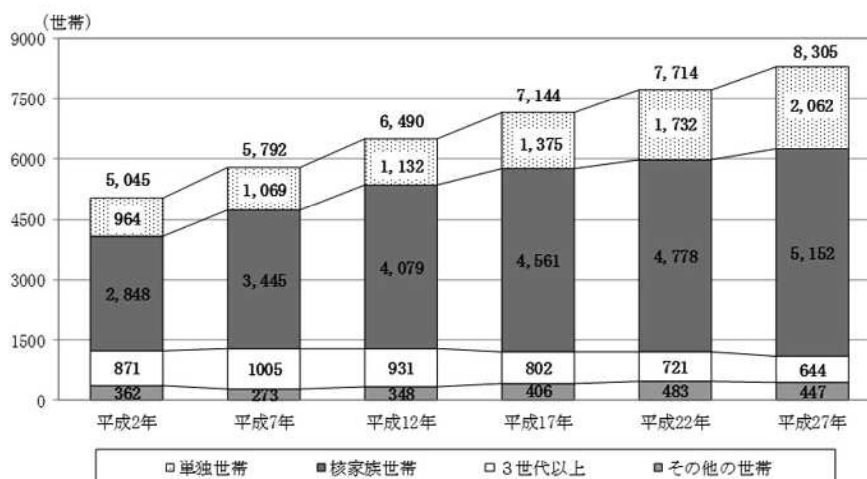
未婚率をみると、男女ともに25～29歳、30～34歳や35～39歳の年代で高まっています。ただし、平成22年から27年の変化をみると、男性の35～39歳、女性の25～29歳は未婚率がやや減少しています。

図表 1-8 家族類型別一般世帯数の推移

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数総数	(世帯)	5,045	5,792	6,490	7,144	7,714	8,305
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	(世帯)	964	1,069	1,132	1,375	1,732	2,062
	(%)	19.1	18.5	17.4	19.2	22.5	24.8
核家族世帯	(世帯)	2,848	3,445	4,079	4,561	4,778	5,152
	(%)	56.5	59.5	62.9	63.8	61.9	62.0
3世代以上	(世帯)	1,004	1,005	931	802	721	644
	(%)	19.9	17.4	14.3	11.2	9.3	7.8
その他の世帯	(世帯)	229	273	348	406	483	447
	(%)	4.5	4.7	5.4	5.7	6.3	5.4

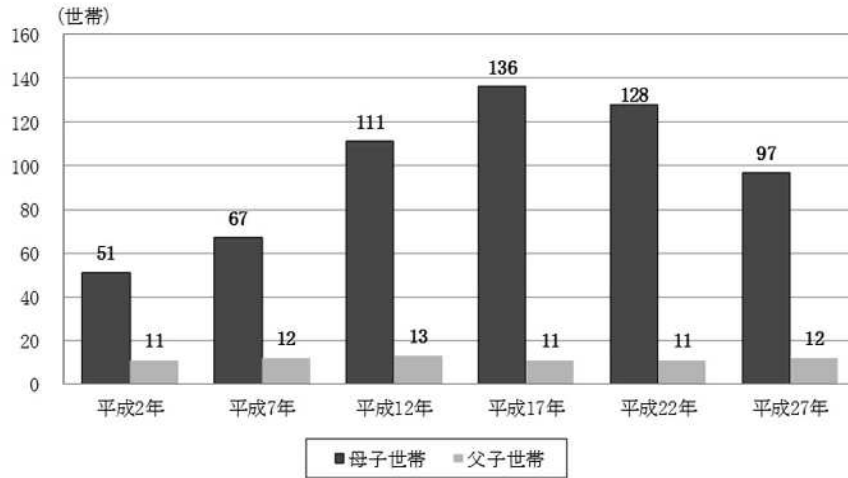
資料：国勢調査

図表 1-9 家族類型別世帯数の推移



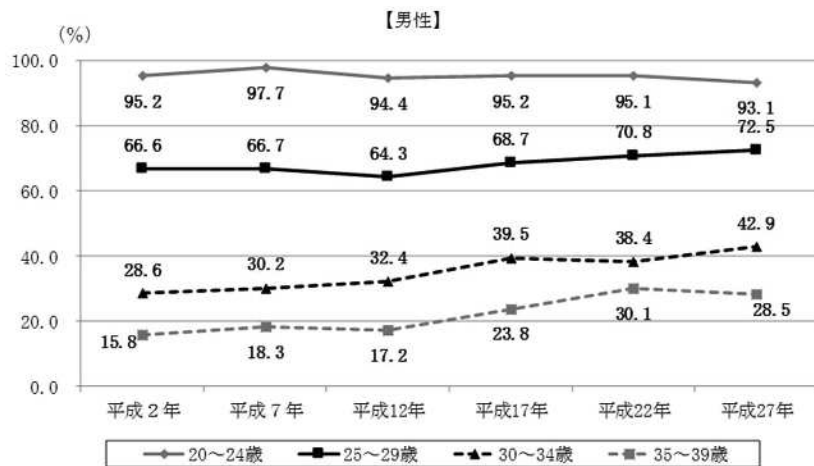
資料：国勢調査

図表 1-10 母子・父子世帯数の推移



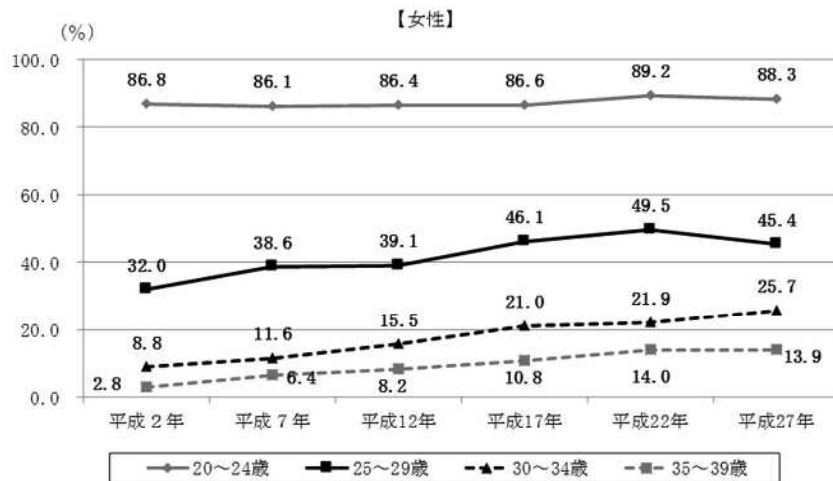
資料：国勢調査

図表 1-11 男性未婚率の推移 (20~39歳)



資料：国勢調査

図表 1-12 女性未婚率の推移 (20~39歳)



資料：国勢調査

#### ④女性の就業状況

女性の就業状況をみると、就業者数は微増傾向で推移していますが、就業率でみると減少傾向にあり、平成27年に48.8%と、国・県平均よりも高くなっています。

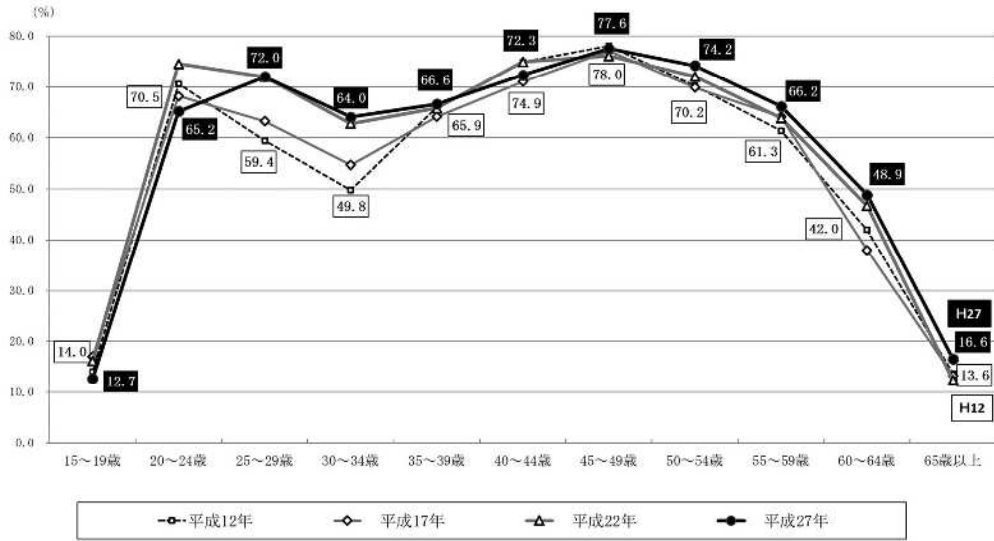
年齢別にみると、30～34歳では就業率が着実に増加しています。また、平成27年には25～29歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳の年代では、就業率が7割を超えて高くなっています。

図表 1-13 女性の年齢別就業人口の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年 (愛知県)	平成27年 (全国)
女性人口 (15歳以上)	(人)	8,581	9,007	9,330	9,831	3,209,532	56,874,386
女性就業人口総数	(人)	4,326	4,400	4,406	4,801	1,548,335	25,841,333
女性の就業率	(%)	50.4	48.9	47.2	48.8	48.2	45.4
年 齢 別 就 業 人 口	15～19歳	(人) 78	(人) 79	(人) 88	(人) 82	(人) 27,340	(人) 376,455
		(%) 14.0	(%) 17.0	(%) 16.2	(%) 12.7	(%) 15.0	(%) 12.9
	20～24歳	(人) 419	(人) 386	(人) 345	(人) 333	(人) 117,105	(人) 1,711,339
		(%) 70.5	(%) 68.2	(%) 74.5	(%) 65.2	(%) 63.7	(%) 58.6
	25～29歳	(人) 555	(人) 425	(人) 452	(人) 406	(人) 138,278	(人) 2,152,344
		(%) 59.4	(%) 63.2	(%) 72.0	(%) 72.0	(%) 69.9	(%) 68.2
	30～34歳	(人) 430	(人) 532	(人) 458	(人) 461	(人) 136,782	(人) 2,282,700
		(%) 49.8	(%) 54.7	(%) 62.7	(%) 64.0	(%) 61.7	(%) 63.3
	35～39歳	(人) 435	(人) 550	(人) 627	(人) 484	(人) 157,657	(人) 2,636,097
		(%) 65.9	(%) 64.1	(%) 65.8	(%) 66.6	(%) 63.4	(%) 64.1
	40～44歳	(人) 381	(人) 483	(人) 651	(人) 698	(人) 205,971	(人) 3,273,263
		(%) 74.9	(%) 71.0	(%) 74.9	(%) 72.3	(%) 69.2	(%) 67.9
	45～49歳	(人) 515	(人) 396	(人) 515	(人) 674	(人) 185,414	(人) 3,030,508
	(%) 78.0	(%) 77.0	(%) 76.1	(%) 77.6	(%) 72.0	(%) 70.3	
50～54歳	(人) 575	(人) 468	(人) 373	(人) 500	(人) 162,434	(人) 2,785,960	
	(%) 70.2	(%) 69.9	(%) 72.0	(%) 74.2	(%) 71.3	(%) 70.3	
55～59歳	(人) 468	(人) 521	(人) 429	(人) 348	(人) 131,858	(人) 2,462,572	
	(%) 61.3	(%) 64.1	(%) 63.8	(%) 66.2	(%) 66.1	(%) 65.0	
60～64歳	(人) 248	(人) 290	(人) 374	(人) 324	(人) 112,616	(人) 2,114,169	
	(%) 42.0	(%) 38.0	(%) 46.7	(%) 48.9	(%) 51.0	(%) 49.1	
65歳以上	(人) 222	(人) 270	(人) 306	(人) 491	(人) 172,880	(人) 3,015,926	
	(%) 13.6	(%) 13.3	(%) 12.4	(%) 16.6	(%) 17.8	(%) 15.9	

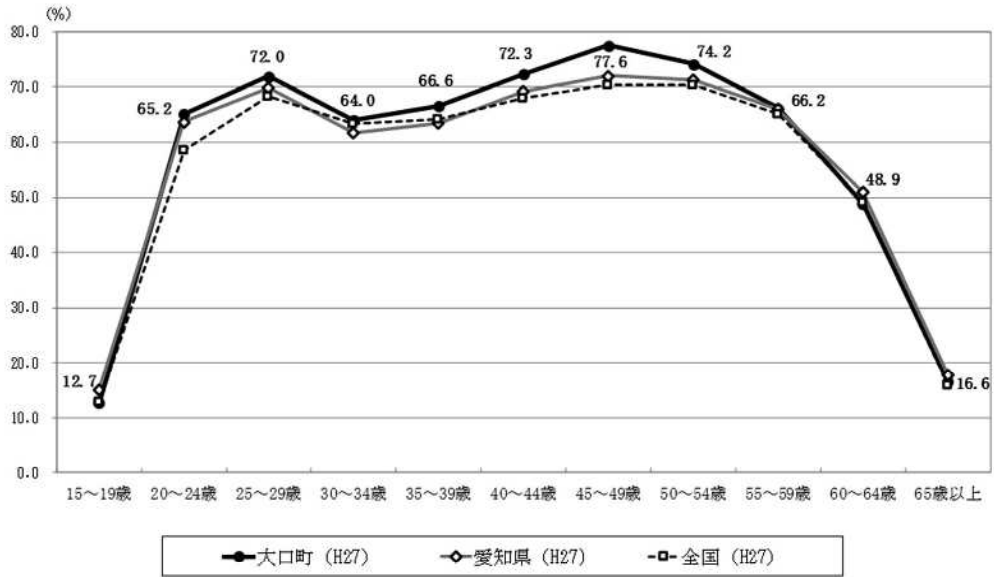
資料：国勢調査

図表 1-14 大口町の女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

図表 1-15 女性の労働力率比較（大口町・愛知県・国）



資料：国勢調査

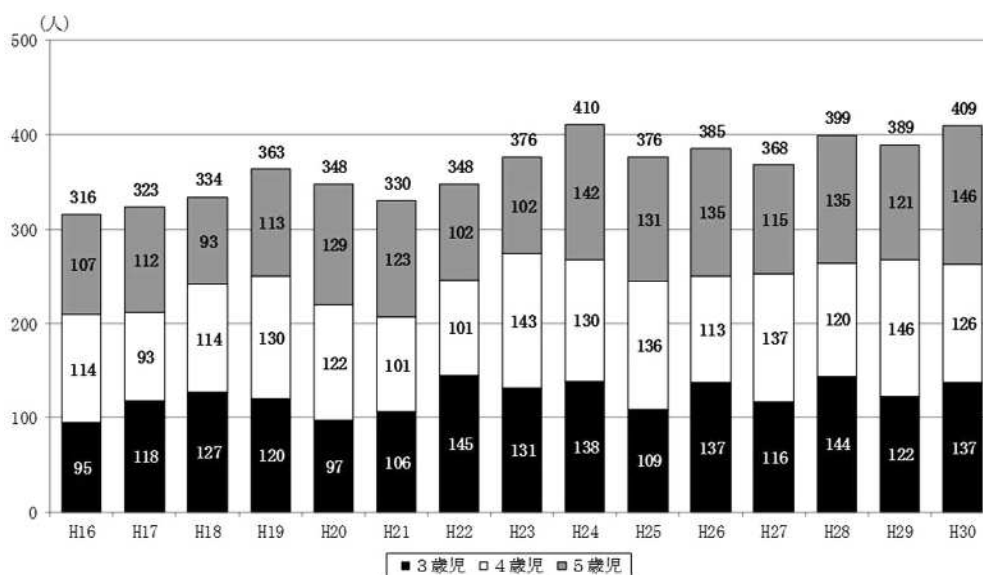


### ⑤幼稚園・保育サービス等の現状

幼稚園園児数は、ばらつきがあるものの、平成24年度以降400人前後で推移しています。なお、現状の幼稚園の定員は388名となっており、近年は定員を上回る状況となっています。

保育園園児数も同様に、年によってばらつきがあるものの、平成26年以降は増加傾向にあり、平成31年は600名を超えて、633人となっています。内訳をみると、0～2歳（3歳未満児）の園児は平成29年度以降では180人弱で推移しています。

図表 1-16 年齢別幼稚園園児数の推移



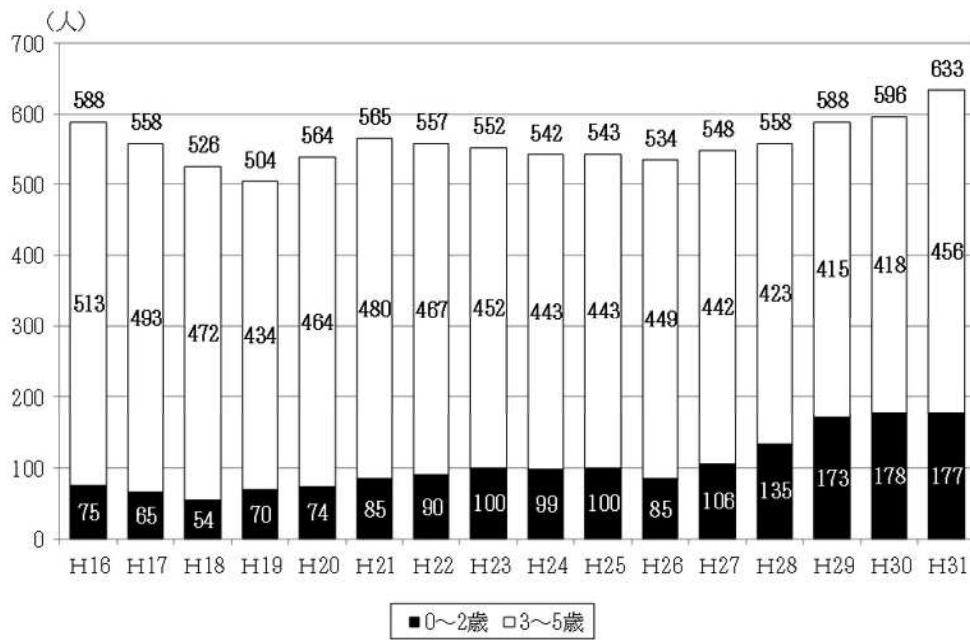
資料：大口町調べ

図表 1-17 幼稚園の定員数

	(人)	
	大口幼稚園	ラモーナ幼稚園
満3歳児	0	15
3歳児	88	35
4歳児	90	35
5歳児	90	35
合計	268	120

資料：平成31年4月現在、大口町調べ

図表 1-18 保育園園児数



資料：大口町調べ

図表 1-19 保育園の定員数

(人)

	町立南保育園	町立西保育園	町立北保育園	大口中保育園
3歳未満児	35	60	70	42
3～5歳児	110	130	140	128
合計	145	190	210	170

資料：平成 31 年 4 月現在、大口町調べ

## (2) ニーズ調査結果からみた子ども・子育ての状況

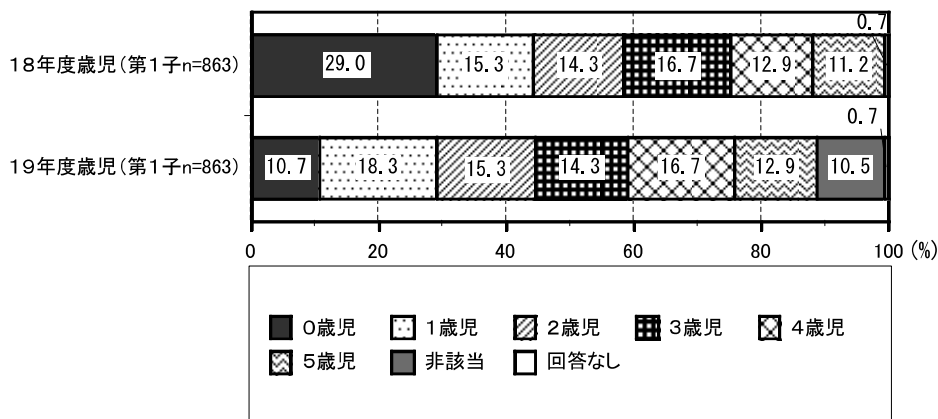
### ①調査概要

- ・調査地域：大口町全域
- ・調査対象：大口町在住の就学前の子ども（0～5歳）のいる全世帯  
就学前の子どもが複数いる場合は、末子の子どもを対象
- ・対象数：1,220件
- ・調査期間：平成30年12月4日～平成30年12月18日
- ・調査方法：郵送による配布・回収（町内幼稚園・保育園に通園している対象者には、各園を通じて配布・回収）
- ・回収状況：配布数1,220票に対して、有効回収数は863票、有効回収率は70.7%
- ・回答者の属性：母親94.7%、父親5.3%

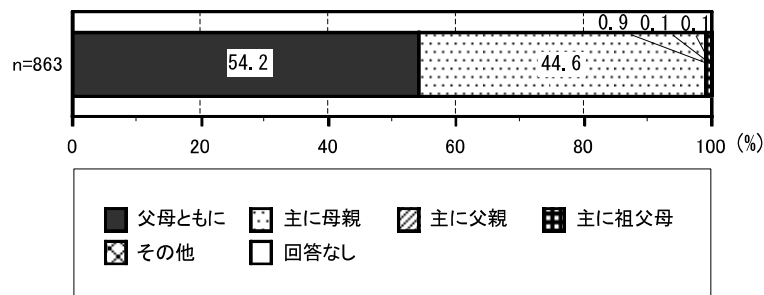
### ②調査結果の概略

ニーズ調査の主な結果は以下の図表のとおりです。

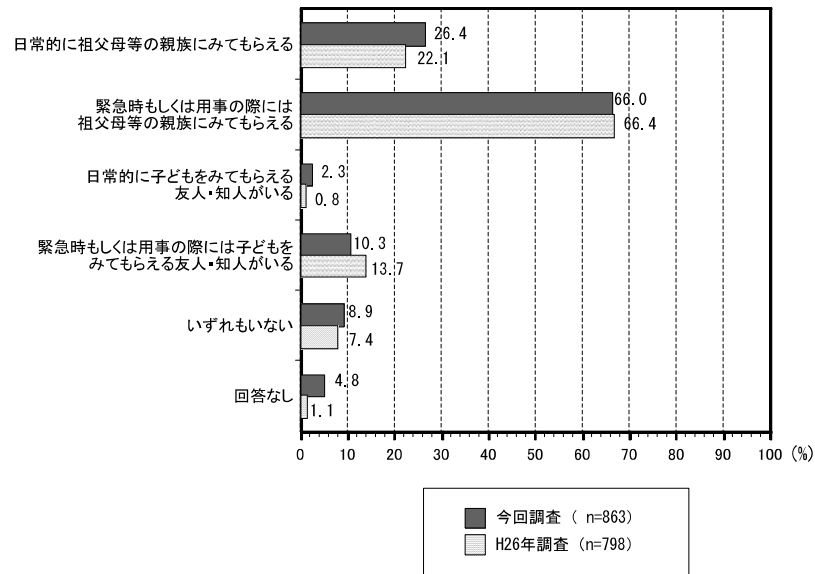
図表 1-20 就学前の子どもの年齢（調査時点：2018年度・2019年度の年齢）



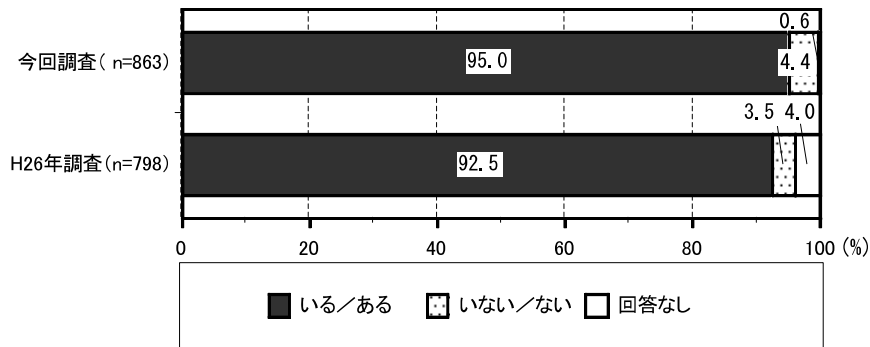
図表 1-21 子育ての状況



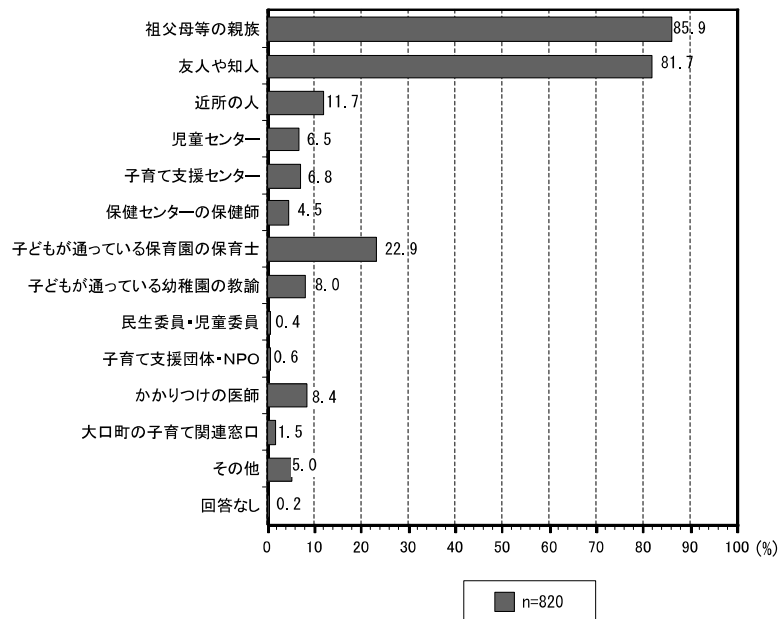
図表 1-22 子どもをみてもらえる環境（経年比較）



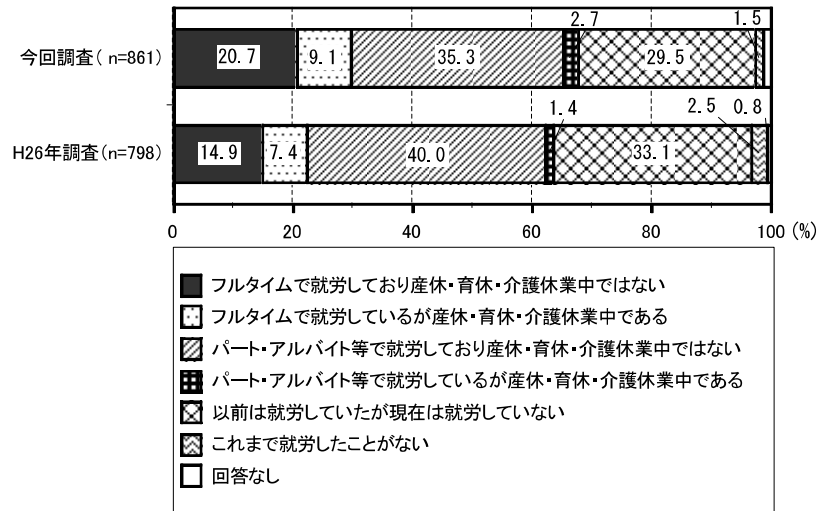
図表 1-23 子育てに関して相談できる環境（経年比較）



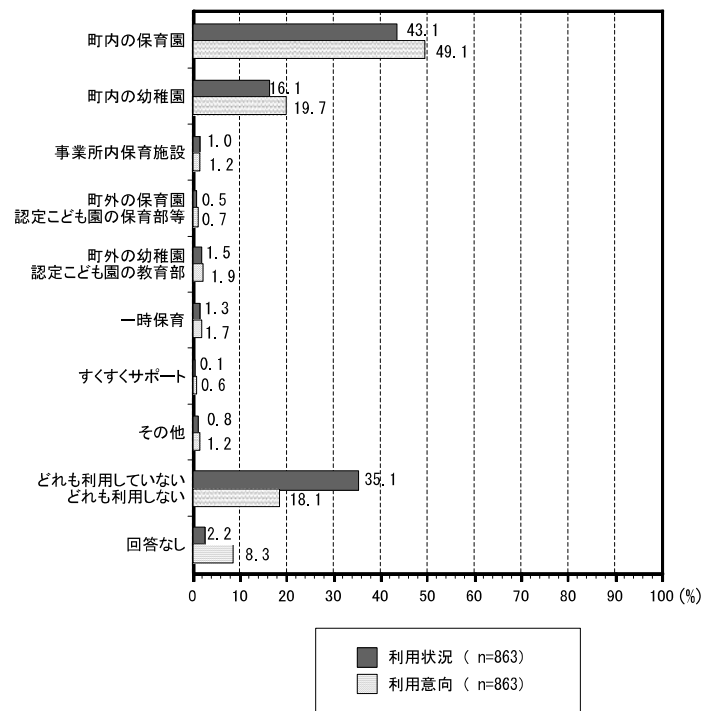
図表 1-24 子育てに関して相談できる人・場所



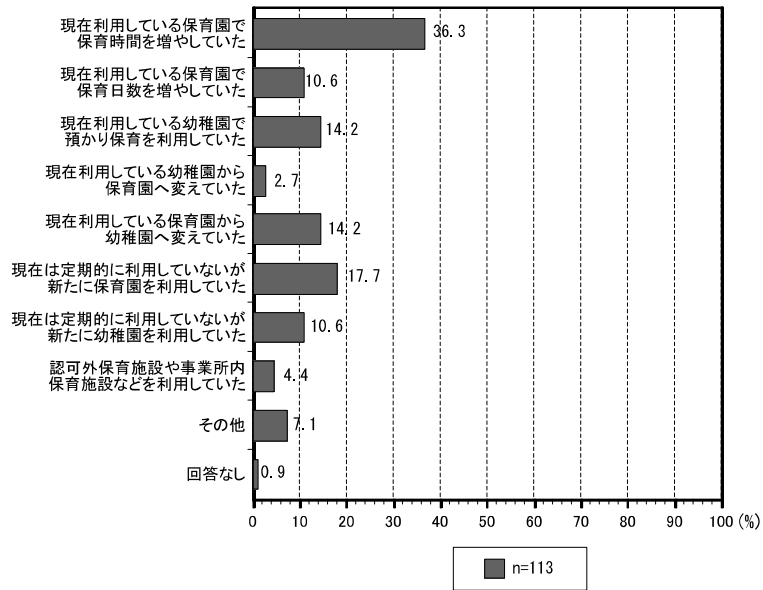
図表 1-25 母親の就労状況



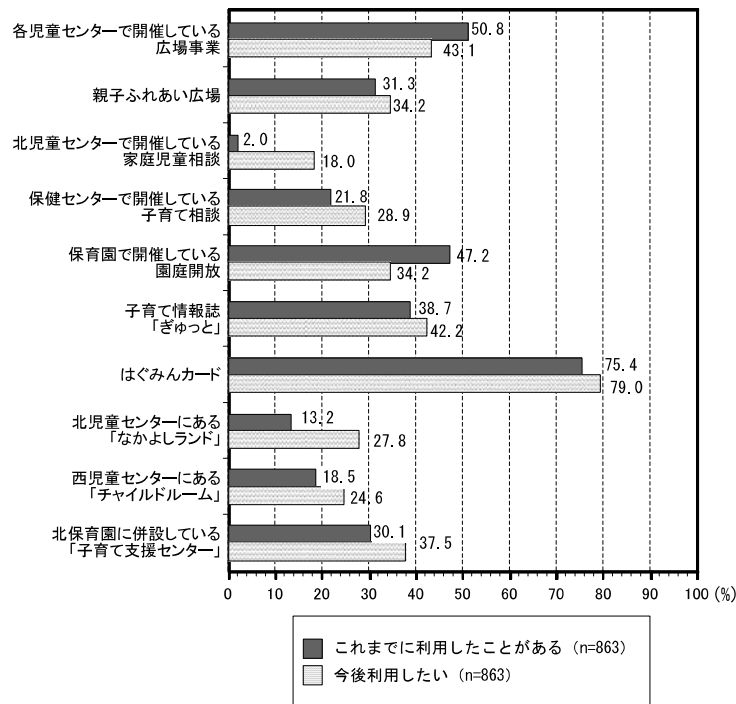
図表 1-26 定期的な教育・保育事業等の利用状況と利用意向



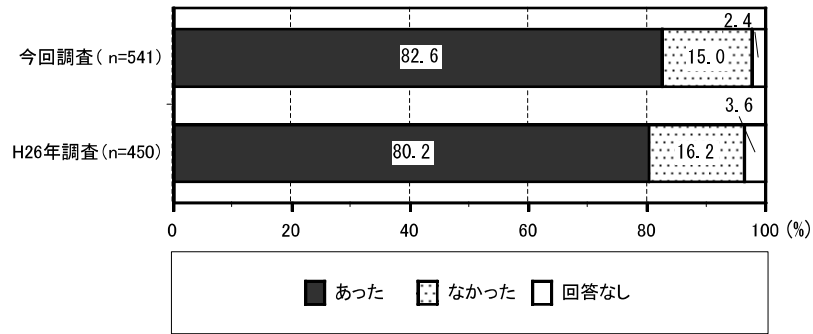
図表 1-27 無償化による利用状況の具体的な変化



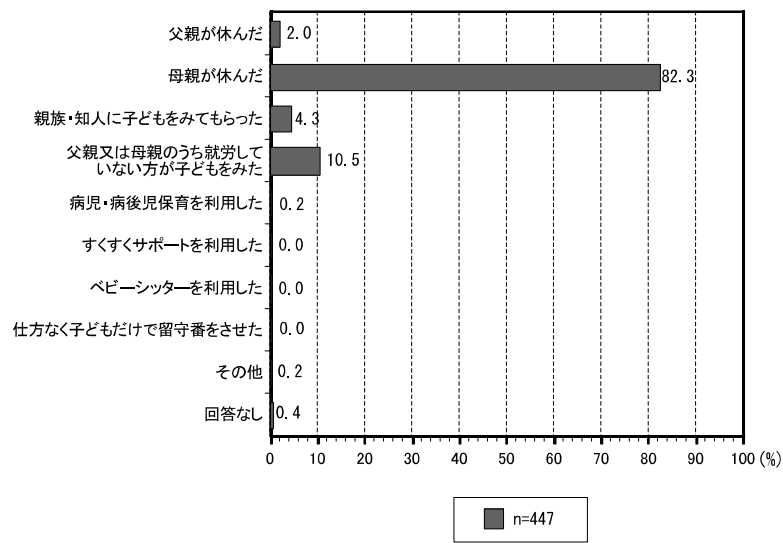
図表 1-28 地域子育て支援拠点事業等の利用状況・利用意向



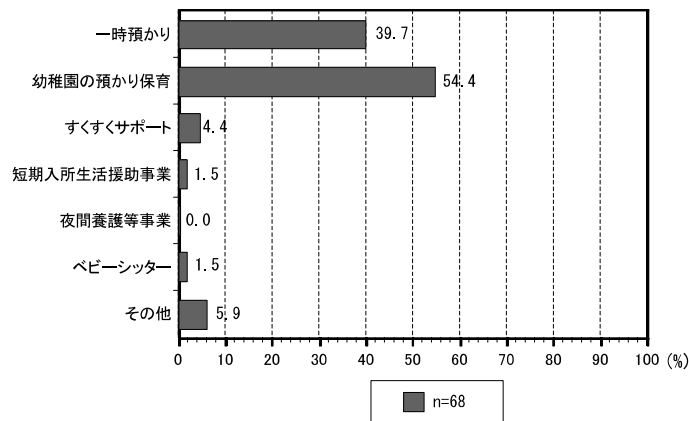
図表 1-29 子どもが病気やケガで教育・保育事業が受けられなかった経験



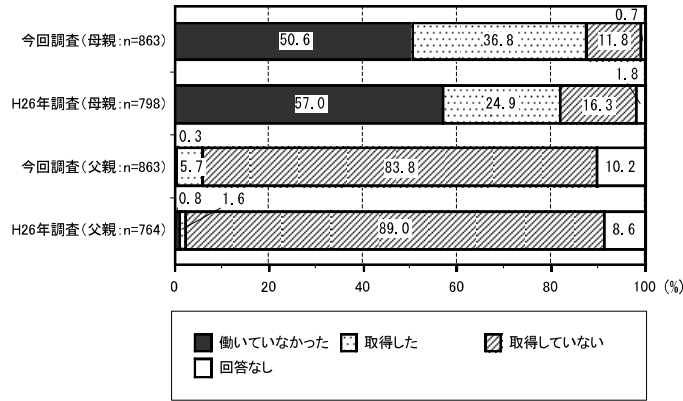
図表 1-30 子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった際の対処法



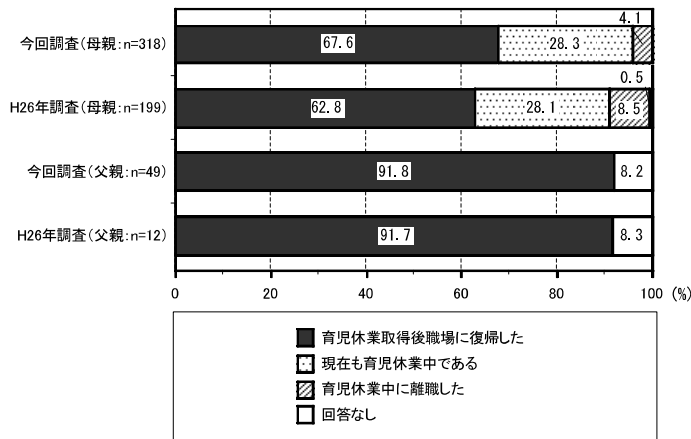
図表 1-31 不定期の教育・保育事業の利用状況



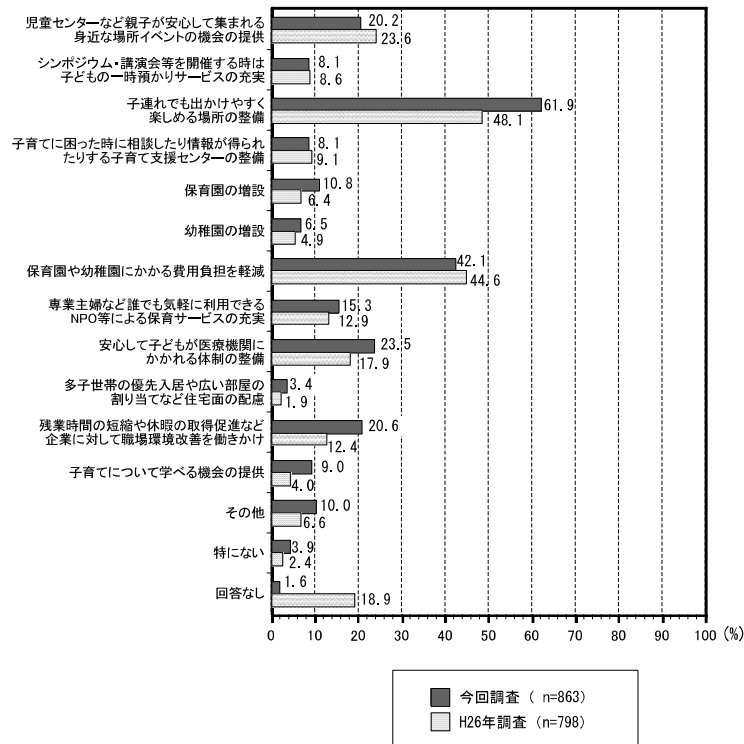
図表 1-32 育児休業の取得状況（経年比較）



図表 1-33 育児休業後の職場復帰（経年比較）



図表 1-34 今後、必要とする子育て支援策（経年比較）





### (3) 子育て支援関連施策・事業の実施状況からみた現状と課題

『大口町次世代育成支援行動計画（後期計画）』に基づき、子育て支援の充実を図るために推進してきた様々な施策・事業について、関係する担当課に調査シート及びヒアリングを行い、達成状況や成果、課題について整理しました。

#### ①施策の進捗状況の評価 総括表（平成 27～30 年度）

実施した施策の成果に関する評価をみると、B評価「B：まあまあ目的・意図が達成され、一定の成果が得られた」は全体の 48.4%（60 施策）と最も多く、次いで「A：目的・意図が達成され、大きな成果が得られた」は全体の 45.2%（56 施策）であり、116 施策が高評価となっています。一方で、C評価「実施したが、あまり目的・意図が達成されず、成果が小さかった」が 0.8%（1 施策）、D評価「未着手・未実施」が 5.6%（7 施策）みられます。

（※基本目標及び施策体系別の主な成果・課題については、次ページを参照）

#### 【評価基準】

- A：目的・意図が達成され、大きな成果が得られた
- B：まあまあ目的・意図が達成され、一定の成果が得られた
- C：実施したが、あまり目的・意図が達成されず、成果が小さかった
- D：未着手・未実施

施策体系		A	B	C	D	計
基本目標 1	健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する	12 (2)	12 (4)	0	0	24
1-1	妊娠中及び出産後の親への支援	2 (2)	7 (1)	0	0	9
1-2	乳幼児期の親子の健康づくりの確保	10	5 (3)	0	0	15
基本目標 2	すべての家庭での子育てを支援する	30 (2)	22 (2)	0	2	54
2-1	地域における子育て支援サービスとネットワークの充実	18 (2)	10 (1)	0	2	30
2-2	要保護児童への対応	12	12 (1)	0	0	24
基本目標 3	働きながらの子育てを支援する	4 (1)	9 (2)	0	4 (1)	17
3-1	乳幼児保育・放課後児童クラブの充実	3	7 (1)	0	2 (1)	12
3-2	ワークライフバランスの普及促進	1 (1)	2 (1)	0	2	5
基本目標 4	親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する	10 (3)	21 (2)	1	1	33
4-1	豊かな心を育む教育の促進	1 (1)	16 (1)	0	0	17
4-2	家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験	9 (2)	5 (1)	1	1	16
基本目標 5	安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり	10 (2)	6	0	1	17
5-1	安全で快適な居住環境の整備	3 (1)	2	0	1	6
5-2	安全・安心なまちづくり	7 (1)	4	0	0	11
総計（再掲含む） 上段：実数 中段：うち再掲数 下段：%		66 (10) [45.5 ]	70 (10) [48.3 ]	1 (0) [0.7]	8 (1) [5.5]	145  [100.0]
総計（再掲含まず） 上段：実数 下段：%		56 [45.2]	60 [48.4]	1 [0.8]	7 [5.6]	124 [100.0]

施策の進捗状況の評価でC、D評価となった事業は9事業（再掲1事業含む）です。

#### C D評価事業一覧

	事業名	評価
基本目標2 すべての過程での子育てを支援する		
2-1 地域における子育て支援サービスとネットワークの充実		
2-1-4 子育て情報の発信		
	携帯電話やスマートフォンのメール機能等を活用した情報発信事業	D
	点訳・音訳による子育て関連情報の提供	D
基本目標3：働きながらの子育てを支援する		
3-1 乳幼児保育・放課後児童クラブの充実		
3-1-1 保育園における多様な保育の充実		
	ショートステイ（再掲）	D
3-1-2 小学校の児童に対する保育の充実		
	ショートステイ	D
3-2 ワークライフバランスの普及促進		
	母親の社会活動への参加促進	D
	企業の子育て家庭支援推進の働きかけ	D
基本目標4 親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する		
4-2 家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験		
4-2-1 子どもの権利や子育てに対する理解の啓発		
	子どもの権利に関する啓発	C
4-2-2 家庭教育の支援と地域による教育		
	子育て講演会の実施	D
基本目標5：安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり		
5-1 安全で快適な居住環境の整備		
	道路空間のバリアフリー化の推進	D

## ②各施策における成果と課題

### 基本目標 1：健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する

#### 1-1 妊娠中及び出産後の親への支援

##### 【主な成果】

- 妊娠届出時のアンケートによる乳幼児虐待予防に視点をあつたスクリーニングの実施。
- 妊産婦健診における産後うつ病のスクリーニング項目を追加（H28年度～）。
- 上記のように、乳児虐待やその原因となり得る産後うつ病の早期発見に努めるなど、産後ケアを意識した事業展開に着手。
- 医療機関（妊産婦検診実施機関）との連携（健診結果報告や連絡票の送付）、里帰り出産する妊婦が居住している自治体との連携もできている。
- 妊娠届出時、妊産婦健診時、フレッシュママの会、赤ちゃん訪問、ドアノッキング、4か月など乳幼児健診など、リスクを抱えていそうな家庭を把握する多様な機会ができた。

##### 【主な課題】

- 今後とも産後うつ病の発症や重症化の予防のため、リスクのある妊婦の把握と出産前からの支援充実が必要。
- 要支援妊産婦に対しては妊娠中や出産直後に支援できる体制（人員、サービス等）づくり、令和2年度における子育て世代包括支援センターの設置とその的確な運用（利用者支援事業）の実施が必要。
- 不妊治療に係る高額な医療費に対する支援の充実の検討。
- 不妊治療によって多胎児が増えることも考えられることから、多胎児家庭への出産後のケア体制の確立も必要。

#### 1-2 乳幼児期の親子の健康づくりの確保

##### 【主な成果】

- 母子保健法に基づく1歳6か月児健診、3歳児健診のほか4か月児及び10か月児を対象とした乳児健診を各1回/月実施。発達の経過観察、事後教室につなげた。
- ドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業が定着。リスクを抱える親子の早期発見、地域ぐるみの見守りとしても機能。
- 1回/月健康相談日を設け妊娠・出産・育児について保健指導（子育て相談室）実施。相談内容に合わせて管理栄養士、助産師、心理相談員、保健師など専門職が対応。

##### 【主な課題】

- 子どもの発達、疾病、育児状況を把握し適切な支援を行うため乳幼児健診の継続実施が必要。併せて、虐待リスクの有無を把握するため健診未受診児への対応も引き続き必要。
- 赤ちゃん訪問やドアノッキング事業の継続とともに、産後ケア充実検討（乳児虐待予防のリスクが高い産婦に対し退院1週間から生後2か月までに支援ができる体制づくりと継続的に支援する養育支援訪問事業の実施検討）が必要。
- 継続して子育て相談室を利用するケースや体重増加不良児、発達の経過観察児が増えて状況にある中、相談者と共に考えながら、育児不安の緩和や子どもの健全育成を図るため、今後も多職種による相談の実施が必要。

### 基本目標 2：すべての家庭での子育てを支援する

#### 2-1 地域における子育て支援サービスとネットワークの充実

##### 【主な成果】

- 平成29年10月に北保育園内に子育て支援センターを設置し、コンシェルジュ的な立場で相談業務を行う利用者支援事業を実施。親子がゆったりと気軽に過ごせる場所の提供、子育てをする活力となるような場を提供。
- これによって園庭開放としては平成30年度で終了し、それに代わって平成31年度からは「一緒に遊ぼう会」を年2回実施。

- 平成 26 年度から大口中保育園で実施している一時保育の利用者が年々増加。保護者の就労以外にリフレッシュでの利用も多く、子育て中の母親のレスパイト・ケア（休息や息抜きの意味）の機能を発揮。
- 一時期低調であったすすくサポート事業は、広報や施設での掲示による周知によって援助会員も増え、利用回数も大幅に増加。
- 児童センターや子育て支援センターが連携して子育て中の母親が今以上に子育てが楽しくなるよう、木育カフェや子育て講座、パパと遊ぼうを開催してきた。
- 主にスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが利用に供するため、学校施設の開放を進めてきた。
- 学校支援地域本部と連携し、理科おもしろ実験講座を開催するなど、多様な生涯学習プログラムを提供。
- ボランティア団体による子育てサロン以外にも、地域で行われているふれあいサロンの中には子育て世代も参加しながら展開されているサロンもある。
- 引き続き子育て支援団体との協働事業として大口子育て情報誌「ぎゅっと」を毎年度発行。
- 役員の成り手不足による子ども会の弱体化を防ぐため、子ども会連絡協議会の事務局をまちねっと大口が受託するスタイルをとるようになった（平成 30 年度～）。
- 子育て団体連絡協議会が核となり、「親子ふれあい広場」などの子育て支援の取組を実施して好評。

**【主な課題】**

- 子育て支援センターや児童センターの広場事業の認知度と利用促進が必要。
- 拡大傾向にある一時保育ニーズへの的確な対応が必要。
- 放課後児童クラブの利用増加に伴って、南や西の児童センターとしてのスペースがひっ迫しており、一般利用が制限されつつある状況への対応が必要。
- 地域自治組織や行政区による地域ぐるみの子育て支援活動のより一層の充実が必要。
- 働く母親が増加し、保育サービス利用が増加する（保育のサービス化が進む）中で、子育てをしながら親も地域も育っていく子育て文化を醸成していくことが課題（子ども会の維持・発展も含む）。

**2-2 要保護児童への対応**

**【主な成果】**

- 平成 28 年度に北保育園へ母子通園ばんだ教室を移設。平成 29 年度に北保育園の工事が完了し、3 部屋の利用が可能となった。感覚統合室では、全身運動である感覚統合療法を取り入れることで、体幹やバランス感覚が鍛えられ、体力もついたとの声も上がっている。また、保育園や幼稚園の就園後の療育ができるよう音楽療法を活用した催しをスタートするなど療育が充実。
- 各小学校第 1 学年のクラス数+1 名を目処に学校支援員を配置。学校の裁量により、特別支援学級在籍児童への支援を実施。

**【主な課題】**

- ひとり親世帯などへの支援、発達に遅れの認められる、あるいは、その境界にある子どもやその親に対する支援を引き続ききめ細かく行っていくことが必要。
- 継ぎ目のない包括的・継続的な障がい児及びその保護者に対する支援（ライフステージギャップゼロ作戦）の浸透と特別支援コーディネーターによる共通した書式による個別支援計画の作成及びそれに基づく継ぎ目ない支援体制の確立が課題。

**基本目標 3：働きながらの子育てを支援する**

**3-1 乳幼児保育・放課後児童クラブの充実**

**【主な成果】**

- 北保育園の建て替えや定員拡大によって保育需要（0～2 歳児保育）の拡大に対応。
- 利用者が増加傾向にある土曜日の保育については、大口中保育園での集中保育を実施していたが、利用者の増加により、平成 29 年 7 月からは公立園に通う園児については町立西保

育園での集中保育で対応。

- 病児・病後児保育についても委託先を扶桑町に変えながら継続的に提供。
- 平成 29 年 7 月に北児童クラブの定員を増やし、4 施設 7 支援の単位で放課後児童クラブを開催（定員：北児童クラブが 110 名、西っ子ファミリーが 40 名、西児童クラブが 45 名、南児童クラブが 40 名）。また、一時利用も実施。
- 共働き世帯の仕事と育児の両立支援を充実するため、平成 27 年度より土曜日・夏休み等の学校休業日の利用開始時間を公立保育園の開始時間に合わせ、1 時間早く 7 時 30 分より開始。
- 放課後子ども教室を NPO 団体に事業を委託しており、平日の放課後の居場所として利用。

**【主な課題】**

- 町立西保育園の増改築や幼保連携などによる増加傾向にある 0～2 歳児保育ニーズに対するサービス量の確保と、保育士の資質や保育環境の向上など保育の質の確保が必要。
- 共働き世帯の増加に伴う児童クラブ利用ニーズの拡大（一時利用も含む）が予想される中、実施場所の増設や職員の確保が急務。特に、南児童センターのニーズが高くなっている。
- 利用料の見直しや運営方法（一時利用の見直し等）も検討が必要。
- 全児童対策として放課後子ども教室の拡大・充実の検討も課題。

**3-2 ワークライフバランスの普及促進**

**【主な成果】**

- 平成 29 年度にプランの見直しを行い、女性活躍推進計画を包含する形で第四次おおぐち男女共同参画プラン（平成 30 年 4 月から令和 5 年 3 月まで）を策定。
- 職住近接、近居世帯が多い特性もあるためか、子育てに父親が参加するケースが多いのが特徴。

**【主な課題】**

- 母親の社会活動への参加を支援企業の子育て家庭支援の促進を含めて、引き続きワークライフバランスを進めていくことが必要。

**基本目標 4：親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する**

**4-1 豊かな心を育む教育の促進**

**【主な成果】**

- 児童の円滑な進学を図るため、引き続き幼稚園・保育園・小中学校の連携会議を 3 校区で実施。授業見学や中学校 1 日体験、特別支援学級の交流会も引き続き実施。
- 南小の図書館教育や一輪車、北小の鼓笛指導、西小のビオトープ教育など、地域の教育力を生かしたカリキュラムの定着。
- 町独自の教員（講師）を配置し（各小学校 1 名、中学校 3 名の教科教員）、少人数授業やチームティーチングを引き続き実施。
- 学用品費や給食費などの一部を補助する就学援助事業は、平成 29 年度からは、新入学に必要な費用を入学前に支給できるよう制度改正。
- スクールカウンセラー（県採用、小中学校で 1 名）や心の相談員及び養護教員を 2 名（町採用）の継続的な配置により児童生徒の相談に対応。
- 引き続き、適応指導教室「ふれあいルーム大口」を設け、不登校児童・生徒の学校への復帰支援に対応。
- 海外派遣事業は、幅広く渡航希望者を募るため、平成 28 年度より派遣対象学年を中学 2 年生も含めることとした。また、多くの子どもに機会を与えるため、同一人物の 3 年以内の申し込みを不可とした。
- 子育て団体連絡協議会の協力により、赤ちゃん抱っこ体験やいのちの授業などで生徒と乳幼児がふれあい、子どもを産み育てることへの希望を育成する事業を継続実施。

**【主な課題】**

- 海外派遣事業は、長期的視野で本町に寄与できる人材の育成につながっているかどうかを検証しながら、企業と連携した資金確保のあり方等を検討していくことが必要。

- 引き続き、誰もが楽しく通って学べる学校づくりを展開していくことが必要。
- 中高生の居場所の確保（現在は、北児童センターでバンドやダンス等の練習場所の提供（創作活動室）を行っている程度で利用者数は減少）が課題。

#### 4-2 家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験

##### 【主な成果】

- 大口町の教育を考える会が、町全体で子どもを育てていくために「家庭での子育て10か条」を作成したことを受け、幼稚園及び保育園関係者が作成した「毎日家庭で行える子育て3か条」を平成27年度にパンフレット化して配布。
- 伝統芸能発表会や保存会との交流の実施に加え、町内の歴史・文化を次世代へ繋ぐため、平成29年度に「歴史文化教育事業」を立ち上げ、保育園、小中学校に対し、出張授業及び資料の貸出等を実施。各年齢及び発達段階に応じて、郷土の歴史・文化を知る機会を創出した。

##### 【主な課題】

- 本計画の基本理念「子育て文化の桜咲く」の実現のためにも、家庭や地域における教育・育児力の向上のための事業の継続的推進が必要。
- 2020年の新学習指導要領の完全実施に伴い、学校教育プログラムと連携した歴史文化教育事業の展開が難しくなる可能性もある中で、幼児期、児童期など各段階に応じた郷土の歴史・文化を知るプログラムを実施が課題。

### 基本目標5 安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり

#### 5-1 安全で快適な居住環境の整備

##### 【主な成果】

- 公園が少ない南小学校区にある替地地区に、平成28年度に「替地夢キャン広場」を整備、供用。旧北小学校跡地にて、平成28年度より3ケ年で公園を整備し、幼児からお年寄りまで利用できる「多世代が集う憩い広場」と名付け、幼児用遊具、徒渉池のほか健康遊具を整備。
- 下校時の低学年児童の防犯対策として実施した下校時のコミュニティバス利用を継続的に実施。
- 地域等の要望を受け、道路危険箇所を調査の上、グリーンベルトやカーブミラー等の安全施設を適宜整備。

##### 【主な課題】

- 余野1号公園の整備に対する周辺住民の理解促進
- 児童遊園・公園の遊具や施設の持続的な適正管理による安全性の確保、地域住民等による主体的な公園の管理促進。
- 通学路の交通安全施設の維持管理・更新投資が必要。

#### 5-2 安全・安心なまちづくり

##### 【主な成果】

- 平成23年度から各小学校区に1名ずつの交通指導員を配置して交通危険箇所で見守りとパトロール継続的に実施。
- PTAやNPO等との協働契約による通学・帰宅時の見守り活動を促進。
- 不審者・犯罪発生時にメール配信をする愛知県警察のパトネットあいちや大口町のあんしん安全ねっとの利用促進のためのPRを実施した結果、あんしん安全ねっとの登録者数（防犯情報）は、年々増加傾向。
- 平成29年度に町内の防犯灯1,785基のLED化を完了し、平成30年度はそれまでに各行政区から提出された防犯灯新設要望を随時施工。
- 各地域自治組織では、青色防犯パトロールの実施、地域の防犯標語の募集やのぼり旗の設置、学校と協働で防犯講演会を実施する等防犯に関する取り組みが行われており、地域による見守り活動が活性化している。

**【主な課題】**

- 引き続き、登下校時の見守りを地域ぐるみで進めるなど、子どもたちが交通事故や犯罪被害にあわないようする地域ぐるみの取組が必要。
- 学校の授業を通じたメディアリテラシー教育（いじめや犯罪被害につながらないようなSNSの正しい使い方）と保護者への啓発が引き続き必要。



## 1-3 計画の基本理念と基本目標

### (1) 基本理念

子どもは、次代を担うまちの宝です。大口町で暮らすすべての子どもが、豊かな心を持ち、夢と希望を抱きながら、それぞれの個性を伸ばしつつ健康でいきいきと育っていくこと。それは、大口町民みんなの願いです。また、一人ひとり子どもたちが安心感に包まれながら“いつも笑顔”で“幸せ”に暮らしていける地域社会をつくることは、私たち地域社会に暮らす大人の責務ではないでしょうか。

子どもは、家庭をその成長の基盤としながらも、家庭だけではなく地域社会との様々な関わり合いと多様な大人の支えや働きかけがあってこそ、社会的な存在として日々成長していくものです。「元来子どもは自分の力で育つもの」といわれていますが、その「育つ力」を伸ばしていくには、親や地域の大人の手助け、すなわち「子育て」を見守り、支えていくことが必要です。

一方、親に目を向けてみると、そもそも、はじめから完璧な親はいません。日々の子どもとの関わり合いの中で、親として成長していくのではないのでしょうか。また、地域における子育て活動などを通して、人間関係を広げ、多様な経験を積む中で、人間としてもさらに成長し、豊かな人生になっていくのではないのでしょうか。

子育ては、母親だけ、あるいは、家庭だけに委ねるのではなく、行政も含めた地域社会全体で共に悩み、不安や大変さを分かち合い、助け合うことができるようなまちになったら、子育ての辛さより楽しさや喜びの方が大きくなると考えます。

子育てが社会的にも意義あるものとして町民みんなが共有し、子どもも親も、地域の大人たちも、みんなが笑顔で育ち合う。そして、「子育て・子育て」をキーワードに、町民による様々な主体的な共助の活動が生まれ、そうした活動の積み重ねの中で大口町の新たな文化が芽吹き、花開いていく……。そんな、「子育て文化」が、先人たちが植え、育て守り続けてきた大口町のシンボル「五条川の桜」のように、美しく元気に咲き誇るまちづくりをめざします。また、「子育て」を見守り、支えていく「子育て文化」が咲き誇るまちづくりを通じて、将来にわたって活力が持続する「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざします。

以上の考え方にに基づき、計画の基本理念を次のように設定します。

#### 【基本理念】

**子どもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口**  
～「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざして～

### 〈子どもも大人も地域も育つ〉

- 子どもがいきいきと育つのはもちろんのこと、子育てを通して、親を含めた大人も育ち、さらに、子育てを共に支え、見守る、自立した地域社会が醸成されていく想いや願いを表現しています。

### 〈子育て文化のさくら咲く 大口〉

- 文化とは、人々の生活様式そのものであり、日々の生活の営みや人々の関わり合いの積み重ねの中で生まれ、受け継がれていく地域固有の有形無形の成果を意味します。「子育て文化」とは、子育てを通じた様々な活動や暮らし、子育てに対する想いや考え方が地域の個性として地域社会に根付くような形で、立ち表れてくる様子や状態をさします。
- 大口町の文化的な環境や暮らしのシンボルとなっている五条川の桜並木は、太古の昔から大口に存在していたわけではありません。戦後間もない頃に大口で暮らしていた人たちが、郷土を愛する心と自立の精神をもって、桜の苗木を一本一本植え、それらを育て、守り伝えてきたことにより、育まれてきた財産であり、大口町を特徴づける個性ある文化なのです。
- 多くの先人たちが明るく豊かな大口町の将来を夢見て一本一本の桜の苗木を植えたがごとく、現世代に生きる私たち大口町民一人ひとりが、子育て・子育てのまちづくりの土を耕し、苗を植え、肥料や水をあげることによって、美しく華やかに咲き誇る桜の花のように「子育て文化」を開花させる。このような、想いや願いを「子育て文化のさくら咲く 大口」と表現しました。

### ≪「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざして≫

- 活力ある地域社会が持続していくためには、常に多くの子育て世帯が地域に住み暮らしている状況にあること、つまり、常に次世代が地域社会で生まれている状況にあることが必要不可欠であり、人口減少時代における大口町のまちづくりの戦略として重要です。
- そこで、基本理念の副題として～「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざして～を加えました。

#### 子育て文化のさくら咲く 大口

#### 心を育む『木育』～子どもを真ん中においた町づくり～

子どもたちは自然豊かな環境の中で生活したり、遊んだりしています。

木も人もあたえられた命をいただき、暮らしをつくること、それを大切に用いる心を育む「木育」に取り組んでいます。

自然物である木を使った玩具をおおぐちっ子まつりの中で使用し、積み木遊びを展開しながら子どもも大人も楽しんでいきます。



## (2) 基本的な視点

基本理念を踏まえ、本計画の策定及び施策・事業の推進にあたって大切にすべき基本的視点を4つ掲げます。

### (1) 子どもの視点（子育ての視点）

一人ひとりの子どもたちが、親や社会から愛されるべきかけがえのない存在として、夢と希望をもちつつ、安心して健やかに成長できる社会環境をつくることは、親を始めとした地域社会の大人たちの責務として十分に認識することが大切です。

「子どもの権利に関する条約」締結国でもあるわが国において、子どもは、一人の自立した人として、また、地域社会の一員として、生きる権利や育つ権利、守られる権利、参加する権利などの人権が十分に尊重され、保障されなくてはなりません。

そのため、子育てをする親に対する支援という「親支援の視点」に加え、子どもの育ちや子どもにとっての幸せに何が必要なのかという子どもの視点（子育ての視点）を第一義とした施策・事業を推進する視点を大切にします。

### (2) すべての家庭における子育て支援・親育ち応援の視点

これまで推進してきたような保育や放課後児童クラブの充実など、仕事と子育ての両立をめざす家庭への支援に加えて、家庭で子育てをしている親の孤立感や不安感の解消や積極的な社会参画に対する支援、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭などに対する支援、母親だけでなく父親や祖父母も視野に入れた子育て支援など、すべての家庭に目を向けた子育て支援を進めることが大切です。

すべての家庭が、心にも身体にもゆとりをもって楽しみや喜びを実感しながら子育てができるよう支援していく視点や、子育てを通じて親としての自信を高め親自身も育つ「親育ち」を応援する視点を大切にします。

### (3) 継ぎ目のない支援の視点

子育て・子育て支援といっても、胎児から乳児幼児期、初等学齢期（小学生）、中等学齢期（中高生）など子どもの年齢によってその支援のあり方は多様であり、子どものライフステージに応じた子育て・子育てを促していくことが大切です。特に、障がいのある子どもやその親に対する支援については、乳幼児期から就園期、就園期から就学期、進学期や就労期にかけて大きなギャップがあるのが現状であり、継ぎ目のない相談支援や、ライフステージや障がいの状況に応じた個別支援教育が課題となっています。

関係部署や関係機関、子育て関連団体等が情報を共有しつつ、就園前の子育て家庭、幼稚園・保育園と小学校、中学校が相互により緊密な連携を図りながら、それぞれの子どもの年齢やおかれている状況など個々のライフステージに応じて、適切な子育て・子育てを継ぎ目なく支援していく視点や、要保護児童対策の視点を大切にします。

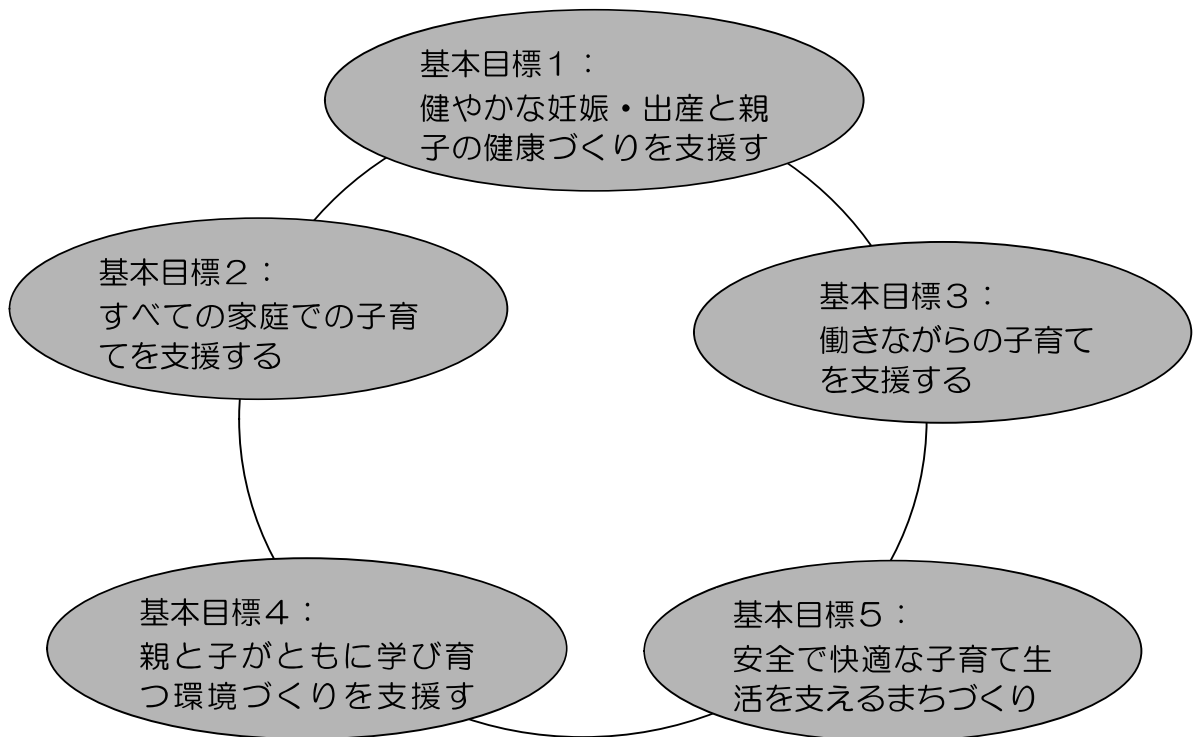
#### (4) 子どもを見守り育てる地域社会の視点

核家族化や近隣関係の希薄化などに伴って、「子育ての孤独化・孤立化」が進む傾向がありますが、子育ての中心は親や家庭にあるという基本認識をもちつつも、単に家庭だけに子育てを委ねるのではなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で担っていくという視点が大切です。

子どもや子育て家庭をあたたく見守り、応援するなど、親子が安心して共に育つことのできるような地域社会づくりを、個人を始め、家庭、自治組織や子育て支援グループ、行政などの様々な主体が相互に連携・協働することによって、地域ぐるみで進めていく視点を大切にします。

### (3) 基本目標と次世代育成支援行動計画の施策体系

基本理念「子どもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口 ～『次世代が育つ持続可能なまち』の実現をめざして～」を実現するために、以下の5つを基本目標とし、これらを施策の柱とした総合的な施策・事業を推進します。



#### 基本目標1：健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する

短期間に心身や生活リズムの変化がおき、不安や悩みを抱えやすい妊娠中及び出産後における母親に対するケアや親になる上での準備を支援するなど、安心して出産し、育児できるような環境づくりを進めます。

また、乳幼児期における各種健診や予防接種、母親に対する育児不安の解消、正しい食生活の習慣や小児医療の充実など、親子が心身ともに健やかに安心して暮らせるよう、健康づくりの側面から総合的な支援を進めます。

#### 【施策体系】

- 1-1 妊娠中及び出産後の親への支援
  - 1-1-1 妊産婦期における相談支援等の充実
  - 1-1-2 各種教室による出産・育児のための準備支援
- 1-2 乳幼児期の親子の健康づくりの確保
  - 1-2-1 各種健診や予防接種の充実
  - 1-2-2 医療費助成など小児医療環境の整備
  - 1-2-3 育児不安に対する相談体制の確保
  - 1-2-4 「食育」の推進

## 基本目標 2：すべての家庭での子育てを支援する

社会環境や家族形態の変化に伴って、以前に比べて、身近な地域や親族から子育ての支援が受けにくくなっており、そのため、母親の子育てに対する負担感、孤立感が大きくなる状況が見られます。こうした状況を踏まえ、地域社会のあり方について今一度考えるとともに、これまでどちらかといえば比重の低かった在宅で子育てをしている家庭への支援にも焦点をあて、子育て支援サービスの社会化をめざした総合的な支援を進めます。

また、ひとり親家庭や障がいのある子どもに対する支援や児童虐待防止など、社会的に弱い立場にある子どもたちへの支援を地域と行政が連携して進める仕組みづくりを進めます。

### **【施策体系】**

- 2-1 地域における子育て支援サービスとネットワークの充実
  - 2-1-1 総合的な子育て支援サービスの充実
  - 2-1-2 相談機能の充実
  - 2-1-3 親と子どもの居場所づくり
  - 2-1-4 子育て情報の発信
  - 2-1-5 地域活動を通じた子育て支援の推進
- 2-2 要保護児童への対応
  - 2-2-1 ひとり親家庭等の自立支援
  - 2-2-2 児童虐待の防止と対策
  - 2-2-3 障がいのある子どもに対する施策の充実

## 基本目標 3：働きながらの子育てを支援する

就業や地域活動への参加など、これまで以上に女性の社会参画が活発化している状況にあるなか、仕事と子育ての両立をめざす家庭の生活実態やニーズを踏まえ、保育園や放課後児童クラブなどにおける保育を子どもの視点に立ちつつ充実するなど、働きながらも子育てができるような環境づくりを進めます。

また、男性が積極的に子育てに参加する風土を醸成するため、企業や地域社会へその環境づくりを働きかけます。

### **【施策体系】**

- 3-1 乳幼児保育・放課後児童クラブの充実
  - 3-1-1 保育園における多様な保育の充実
  - 3-1-2 小学校の児童に対する保育の充実
- 3-2 ワークライフバランスの普及促進

#### 基本目標 4：親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する

いじめや不登校、青少年犯罪など様々な問題が社会問題として取り上げられている現在、学校・家庭・地域それぞれの特性や役割を踏まえ、子どもが心豊かに学び育つ環境を整えることが求められます。

そのため、子どもの権利や子育てに対する理解をきちんと認識し、学校や家庭・地域の教育力を高めると同時に、子どもの自立や将来的に親になるための心の教育の実現をめざします。

##### **【施策体系】**

- 4-1 豊かな心を育む教育の促進
  - 4-1-1 幼児教育の充実
  - 4-1-2 誰もが学ぶ楽しさを知る学校教育の推進
  - 4-1-3 豊かな人間性と健やかなからだを育む教育の推進
- 4-2 家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験
  - 4-2-1 子どもの権利や子育てに対する理解の啓発
  - 4-2-2 家庭教育の支援と地域による教育
  - 4-2-3 次代の親を育むための教育

#### 基本目標 5：安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり

子育て家庭が安心して暮らし続けたいと思うまちであり続ける必要があります。

そのため、住宅や公共空間、交通環境などのハード面の整備を進めるとともに、安全・快適という観点からの様々なソフト的な取組を展開することにより、安全に子どもが育ち、快適に子育て家庭が暮らせるような社会環境形成をめざします。

##### **【施策体系】**

- 5-1 安全で快適な居住環境の整備
- 5-2 安全・安心なまちづくり
  - 5-2-1 子どもの安全を確保する活動の推進
  - 5-2-2 子どもをめぐる犯罪等のリスク対策の推進

## 第2章 子ども・子育て支援事業計画

### 2-1 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、幼児期（小学校就学前）の児童への教育・保育や地域の子育て支援について、需要量の推計や提供体制などを定めるものです。

これらの内容は、前期計画より次世代育成支援行動計画の一部として、「教育・保育提供区域」の設定や「各年度における教育・保育提供区域ごとのニーズ量の見込み、提供体制の内容、実施時期」などを定めることとなりました。

### 2-2 「量の見込み」と「確保方策」について

子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」とはニーズ量の推計値であり、これまでのサービスの利用実績や平成30年12月に実施した「子ども・子育て意向調査」による利用希望の結果、将来の児童数等を踏まえて設定しています。また、「量の見込み」に対応する、本町の提供体制を「確保方策」としています。

この2つは、年度ごと、かつ教育・保育提供区域ごとに定めるものであり、「量の見込み」と「確保方策」に差がある場合は、現状の実績を考慮し必要に応じて提供体制など事業の推進を図ります。



## 2-3 将来の児童数

	3歳未満児				3歳以上児				未就学児計
	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
令和2年度(2020)	241人	248人	273人	762人	258人	271人	272人	801人	1,563人
令和3年度(2021)	245人	256人	256人	757人	279人	262人	273人	814人	1,571人
令和4年度(2022)	245人	260人	265人	770人	261人	283人	264人	808人	1,578人
令和5年度(2023)	245人	260人	269人	774人	270人	264人	285人	819人	1,593人
令和6年度(2024)	249人	260人	269人	778人	274人	273人	266人	813人	1,591人

	小学校1～3年生				小学校4～6年生				就学児計
	6歳	7歳	8歳	小計	9歳	10歳	11歳	小計	
令和2年度(2020)	261人	245人	243人	749人	252人	213人	264人	729人	1,478人
令和3年度(2021)	277人	262人	244人	783人	244人	252人	213人	709人	1,492人
令和4年度(2022)	278人	278人	261人	817人	245人	244人	252人	741人	1,558人
令和5年度(2023)	268人	279人	277人	824人	262人	245人	244人	751人	1,575人
令和6年度(2024)	289人	269人	278人	836人	278人	262人	245人	785人	1,621人

	合計
令和2年度(2020)	3,041人
令和3年度(2021)	3,063人
令和4年度(2022)	3,136人
令和5年度(2023)	3,168人
令和6年度(2024)	3,212人

## 2-4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画においては、町域や現在の施設の整備状況・利用状況等を考慮し、町全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

## 2-5 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園）

#### 現 状

本町に在住し、町内の幼稚園に通っている幼稚園児は平成 30 年度で 292 人です。町外の幼稚園に通っている幼稚園児 51 人を合計すると、本町の幼稚園児数は 343 人です。

幼児期の教育施設としては、現在、町内には 2 園の私立幼稚園があり、これら 2 つの幼稚園の定員は計 388 人です。

平成 30 年度の本町の私立幼稚園の園児数は、町外在住の幼稚園児を合わせると 420 人であり、定員を上回る状況になっていますが、両私立幼稚園では、空きスペースを利用し、基準を満たす職員を配置することによって、定員を上回る幼稚園児に臨機応変に対応しています。

#### 実 績

		H26 年度 (2014 )	H27 年度 (2015 )	H28 年度 (2016 )	H29 年度 (2017 )	H30 年度 (2018 )
利用者数 (人)	町内在住者の 幼稚園通園者※1	253	275	295	311	343
	町内幼稚園への 通園者数※2	392	390	420	411	420
定員 (人)	大口幼稚園	268	268	268	268	268
	ラ・モーナ幼稚園	120	120	120	120	120
	合計	388	388	388	388	388

※1 町外幼稚園への通園者数を含む。

※2 町外在住者の町内幼稚園への通園者数を含む。

## 量の見込みと確保目標量

認定区分		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
量の見込み (人)	1号	276	279	277	281	279
	2号(教育)	51	52	51	52	52
	2号 (教育+預かり保育)	3	4	4	4	4
	合計	330	335	332	337	335
確保目標量 (人)	大口幼稚園	268	268	268	268	268
	ラ・モーナ 幼稚園	120	120	120	120	120
	合計	388	388	388	388	388

◆量の見込推計方法：3～5歳総人口-3～5歳児保育園利用者推計

## サービスの確保方策

- 本町在住の3～5歳児の教育ニーズ量（町外の幼稚園を利用希望する人数も含む）は、令和2年度で330人が見込まれます。そして、計画期間中には、330人～337人の範囲内で概ね横ばいで推移することが見込まれます。
- こうした幼児教育ニーズ量の見込みに対して、既設の私立幼稚園2園（定員：388人）によってニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していきます。
- 今後も隣接市町在住の幼稚園児数が町内在住の町外の幼稚園に通園する園児数を上回るような状況が生じて定員数を上回るような状況が生じることも予想されますが、これまでのように空きスペースの利用や職員配置の充実等により対応するよう必要に応じて私立幼稚園に対して協力を求めていくものとします。

### 【参考：認定区分】

- ◆ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
  - ◆ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
  - ◆ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ※ 2号・3号認定子どもについては、さらに保育標準時間（最大11時間の保育）または保育短時間（最大8時間の保育）のどちらかに区分されます。

## （2）幼児期の保育（保育園・認定こども園・地域型保育事業）

### 現 状

幼児期の保育施設としては、現在、町内には3園の公立保育園、1園の私立保育園の計4園があり、保育指針に基づき、平日家庭保育が十分できない保護者に代わり、保育を行い、園児の健全な心身の発達を支援しています。保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）と平日午前7時30分から午後6時30分の11時間（保育標準時間認定）があり、土曜日の保育については、運営の効率化のため大口中保育園、西保育園での集中保育を実施しています。また、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降の子どもの利用者負担額を免除しています。

3～5歳児保育については、減少傾向にあったものの、平成29年度を底に増加基調に転じました。

一方、0～2歳児保育は一貫して増加傾向にあり、平成26年112人（3月1日現在）から平成30年には213人と倍近く増加しました。特に1～2歳児の増加が著しく、こうした需要の拡大に対処するため、平成29年度には北保育園の建て替えに合わせて0～2歳児保育の定員を35人分拡充して、70人としました。また、西保育園で0～2歳児保育の定員を15人分拡充する（平成31年度）など、空きスペースの利用や職員配置の充実等により適宜対応してきました。

さらに、北保育園では、平成29年度に0～2歳児の定員拡大したことに伴い、その後、3～5歳児保育の需要が高まったことから、令和元年度には3～5歳児保育の定員（40人分）を拡充することによって増加した需要に対応しています。

## 実績

			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	
利用者数 (人)	0歳児		2(29)	1(30)	6(35)	4(35)	8(42)	
	1歳児		40	50	59	77	73	
	2歳児		43	55	70	92	98	
	3歳児		148	151	114	139	149	
	4歳児		137	153	155	123	148	
	5歳児		164	138	154	153	128	
	0～2歳児	(4/1現在)	85	106	135	173	179	
		(3/1現在)	112	135	164	204	213	
	3～5歳児		(4/1現在)	449	442	423	415	425
	合計	(4/1現在)	534	548	558	588	604	
(3/1現在)		561	577	587	619	638		
定員 (人)	公立保育園	南保育園	140	140	140	145	145	
		0～2歳児	35	35	35	35	35	
		3～5歳児	105	105	105	110	110	
		西保育園	200	200	200	175	175	
		0～2歳児	45	45	45	45	45	
		3～5歳児	155	155	155	130	130	
		北保育園	150	150	150	170	170	
		0～2歳児	35	35	35	70	70	
	3～5歳児	115	115	115	100	100		
	私立保育園	大口中保育園	170	170	170	170	170	
		0～2歳児	42	42	42	42	42	
		3～5歳児	128	128	128	128	128	
		合計	660	660	660	660	660	
		0～2歳児	157	157	157	192	192	
3～5歳児	503	503	503	468	468			

※データは4月1日現在。ただし、( )内数字は0歳児のみ3月1日現在。

## 量の見込みと確保目標量

		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の 見込み(人)	2号認定(3～5歳児の保育ニーズ)	472	475	482	487	495
	3号認定(0歳)	40	45	47	50	52
	3号認定(1～2歳)	200	197	208	218	227
	計(0～2歳)	240	242	255	268	279
	合計	712	717	737	755	774
確保目標量 (人)	3～5歳児	508	508	508	508	508
	0歳児	40	45	47	50	52
	1～2歳児	242	237	235	232	230
	0～2歳児	282	282	282	282	282
	保育園	282	282	282	282	282
	地域型保育事業	-	-	-	-	-
	合計	790	790	790	790	790
	保育園	790	790	790	790	790
	地域型保育事業	-	-	-	-	-

## サービスの確保方策

### ①＜2号認定(3～5歳児の保育ニーズ)＞の保育量の確保方策

- 3～5歳児保育ニーズ量は、これまでの0～2歳児保育の定員増に伴って、今後は一定程度増加することが予想され、令和2年度で472人、令和6年度で495人が見込まれます。
- これに対して、町内にある4つの保育園における3～5歳児保育の定員は令和2年度時点で508人を見込むことができ、これによって、ニーズ量を満たすサービス量を確保していくものとします。

### ②＜3号認定(0～2歳児の保育ニーズ)＞の保育量の確保方策

- 0～2歳児保育ニーズ量は、今後も増え続け、令和2年度で240人、最も多い令和6年度で279人が見込まれます。

- こうした情勢に対して、令和2年度には町立西保育園の増改築により0～2歳児保育の定員を75人分拡充します。これによって、町内の4つの保育園で、保育ニーズ量を上回る合計282人分の定員を確保していくものとします。
- なお、1～2歳児保育ほどではないものの0歳児保育の需要も今後は増えることが予想されることから、0歳児保育と1～2歳児保育のバランスを考慮しながら柔軟に保育需要に対応していきます。
- また、保育サービスの定員拡大のためには保育士の増員が必要不可欠であるものの、保育士が不足する社会情勢にあります。そこで、保育士の資質や保育環境の向上など保育の質の確保に十分配慮しながら、引き続き保育士の確保により一層努めていくものとします。
- さらに、0～2歳児の保育ニーズがより一層高まっていくような事態が将来的に起こることも視野に入れ、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」や原則0～2歳児を対象に、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」の設置についても引き続き検討していきます。

### 保育利用率の目標数値

- 各計画年度における保育利用率（満3歳未満の子どもの数の全体に占める保育園の3号認定（0～2歳）の子どもの利用定員数の割合）は、次のとおりの見込です。

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
保育利用率	31.5%	32.0%	33.1%	34.6%	35.9%

## 2-6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 時間外保育（延長保育）事業

#### 現 状

保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間を（保育短時間認定）と平日午前7時30分から午後6時30分の11時間（保育標準時間認定）があり、保護者の勤務時間や通勤時間等の理由で、この8時間を超えて行う保育事業を一般的には時間外保育（延長保育）事業と捉えています。

一方、子ども・子育て支援制度では、保育時間11時間（保育標準時間認定）を超えて行う保育事業を時間外保育（延長保育）事業としています。

これまで本町では、公立保育園3園で平日午前7時30分から午後6時30分の時間外保育（11時間以内の延長保育）を実施してきました。また、私立保育園1園（大口中保育園）で平日午前7時30分から午後7時の時間外保育（11時間を超えての延長保育）実施してきました。

11時間以内の延長保育は増加傾向がみられ、11時間を超えての延長保育については、平成29年度から平成30年度にかけて4人から17人に急増しています。このような状況に対して、延長保育を実施するために必要に応じて適宜職員を追加配置することによってニーズに対応しています。

#### 実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
利用者数（人） ※11H超（18:30-19:00）	6	5	6	4	17

※各年度の最高値（月単位）を実績として掲載



## 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み(人)	24	26	28	30	31
確保目標量(人)	24	26	28	30	31

※量の見込推計方法：延長保育利用者数/保育園利用者数の比率を計算し、比率を推計。利用者数推計に乘じる。

## サービスの確保方策

- 保育時間 11 時間を超えて行う時間外保育（延長保育）のニーズ量は、今後とも 24 人～31 人の範囲内で増加基調が続くことが見込まれます。
- そこで、計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

## (2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）

### 現 状

町内にある2つの幼稚園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

### 実 績

		H26年度 (2014 )	H27年度 (2015 )	H28年度 (2016 )	H29年度 (2017 )	H30年度 (2018)
延べ利用者数 (人・日)	平日	4,873	6,115	5,248	4,418	5,285
	長期休暇等	2,387	2,022	2,383	2,300	2,420
	合計	7,260	8,137	7,631	6,718	7,705

### 量の見込みと確保目標量

		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の 見込み (人・日)	平日	4,722	4,636	4,458	4,400	4,262
	長期休暇	2,178	2,154	2,084	2,070	2,017
	合計	6,900	6,790	6,542	6,470	6,279
確保目標量 (人・日)	平日	6,293	6,293	6,293	6,293	6,293
	長期休暇	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425
	合計	8,718	8,718	8,718	8,718	8,718

### サービスの確保方策

- 幼稚園の預かり保育のニーズ量は、令和2年度には平日4,722人（平均21.7人／日）、長期休暇2,178人（平均87.1人／日）であり、令和2年度から6年度にかけては減少すると見込んでいます。
- 町内2つの幼稚園では、1日当たり平均で、平成26年度から30年度までの最大値として平日28.2人、長期休暇等96.8人相当の預かり保育を実施してきた過去の実績があります。
- このことから、少なくとも1日当たり平日29人（217日開設）、長期休暇等97人（25日開設）年間8,718人・日の預かり保育の提供が可能であると捉えることができます。
- そこで、これを確保目標量として設定し、ニーズ量に適宜対応して保育サービス量を提供します。

### (3) 一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）

#### 現 状

保護者のパート勤務（週3日程度）や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児（満1歳以上）を預かる非定型的保育・緊急保育（定員：5人）を大口中保育園で実施しています。

また、大口中保育園では、保護者の育児等に伴う心理的または肉体的負担を解消する等の私的な理由により、一時的に保育が必要な未就学児（満1歳以上）を預かる育児リフレッシュ保育も実施しています。

平成26年度は132人・日と利用者が少なかったのですが、平成28年には842人・日と最も多くなっており、日によってはキャンセル待ちとなることもあるほど利用者数は増加しています。事業を利用する理由としては、保護者の就労やリフレッシュでの利用が大半を占めています。

#### 実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	132	546	842	681	659

#### 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	709	691	700	697	692
確保目標量（人・日）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,220

#### サービスの確保方策

- 一時保育事業等のニーズ量は、計画期間中に691人・日～709人・日が見込まれます。
- 現在、定員5人、年間提供可能量1,220人・日（5人×240日）の一時保育を大口中保育園で実施しており、今後もこの体制を維持し、計画期間中のニーズ量の見込みを満たすだけのサービス量を確保していきます。

## (4) 地域子育て支援拠点事業

### 現 状

平成 28 年度までは、各児童センターにおいて地域子育て支援拠点事業に類する事業（南児童センター：めだか広場、北児童センター：コアラ広場、西児童センター：ちびっこ広場〔対象：3歳までの親子〕、3 児童センター：なかよし〔対象：当該年度に3歳になる親子〕）を実施してきました。

平成 29 年度に北保育園の建て替えに合わせて子育て支援センターを設置し利用者支援事業を行うことに伴い、児童センターで行う地域子育て支援事業を地域子育て支援拠点事業に位置づけ、子育てコンシェルジュ的な立場での相談業務をはじめ、お楽しみ会やおしゃべりカフェ等親子がゆったりと気軽に過ごせる場所を提供するなど、開設した子育て支援センターが子育て支援の中核的な拠点となって、各児童センターと分担・連携を図りながら各種子育て支援拠点事業を実施するようになりました。

また、町が事業主体の子育て支援事業の他に、子育て支援のNPO等が保健センターや大口中学校、北児童センターを会場に「親子ふれあい広場」を引き続き実施しています。

なお、こうした子育て支援事業の拡充にともない、町内の4つの保育園で実施してきた園庭開放事業の役割が一定達成できたことから、各園での園庭開放事業は、平成31年度より「一緒に遊ぼう会」に名称を変え、各園年間14回から年間2回に縮小して実施するようになりました。

### 実 績

		H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
園庭開放	(人・日)	832	584	633	475	472
南児童センター (人・日)	なかよし	327	160	536	351	370
	めだか広場	1,211	1,119	748	570	601
西児童センター (人・日)	なかよし	251	225	418	713	403
	ちびっこ広場	1,095	1,483	1,314	1,085	913
北児童センター (人・日)	なかよし	300	289	830	746	519
	コアラ広場	1,653	1,970	1,346	1,015	808
親子ふれあい広場 (人・日)		390	373	461	442	277
延べ利用者数 (人・日)		6,059	6,203	6,286	5,397	4,363

## 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み (人・日)	4,238	4,177	4,079	3,993	3,957
確保目標量 (人・日)	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920

## サービスの確保方策

- 0～2歳児保育の利用者が増加するのに伴って、子育て支援センターのニーズ量は令和2年度の4,238人・日/年をピークに減少していくことが見込まれます。
- こうしたニーズ量の見込に対して、これまでの実績を踏まえると、子育て支援センターが開設され地域子育て支援拠点事業を本格的に開始した平成29年度の延べ利用者数5,397人から園庭開放を除いた4,922人分(≒4,920人分)は、少なくともサービス提供が可能な人数と捉えることができます。
- そこで、これを確保目標量として設定することによって、ニーズ量の見込に見合うサービス量を確保していくものとします。

## (5) 病児保育事業

### 現 状

病時期、病気回復期で幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（幼稚園児、保育園児、小学校1年生から3年生まで）を日中一時的に預かる病児・病後児保育を扶桑町内の医療機関において定員枠2名（本町と扶桑町）で実施しています。

核家族化が進み、周りに助けが求められない家族もいることから、一定のニーズがあり、今後も事業内容の充実を見据えながら継続して実施していく必要があります。

平成30年度の実績では、年間延べ48人・日、1日あたり0.2人、定員充足率10.0%にとどまっています。

### 実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	45	14	32	50	48
定員 （人/日）	2	2	2	2	2

### 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	51	51	51	52	52
確保目標量（人・日）	480	480	480	480	480

※延べ利用者数/0-5歳児総人口

### サービスの確保方策

- 計画期間中に最大年間52人・日の病児保育ニーズが見込まれます。
- 現在、定員2人、年間480人・日（2人×240日）の病児保育の提供が可能であり、ニーズ量の見込に十分対応でき、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。
- しかしながら、インフルエンザといった季節的に流行する感染症などによって利用が集中する事態も見受けられることから、利用実績の推移を注視しながら、必要に応じてサービス提供体制の拡充を検討していきます。

## (6) すくすくサポート事業（子育て援助活動支援事業）

### 現 状

「仕事と育児の両立のために」を目標に、「子育てのお手伝いをしたい」という人が援助会員に、逆に「子育ての手助けをして欲しい」という人が依頼会員に会員登録をし、お互いに助け合いながら、仕事等と育児を両立できる環境づくりを支援する制度として、すくすくサポート事業を実施しています。

この事業のコーディネーターを北児童センターに配置してマッチングを行っています。

平成 30 年度には、援助会員は 10 名、依頼会員は 21 名で延べ利用者数は 88 人・日となっています。

年度によって延べ利用者数は大きく増減しています。これは、特定の依頼会員が保育園の送迎や習いごとの付添い等で多頻度すくすくサポート事業を利用するような年度は年間の延べ利用者数が多くなり、このような依頼会員がいない年度は年間の延べ利用者数が少なくなることによるものです。

なお、平成 26 年度から 30 年度までの間で、1 人の依頼会員の方が最も多く利用した回数は 35 回／年となっています。

### 実 績

		H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
会員数	援助会員	21	18	8	7	10
	依頼会員	27	31	11	15	21
延べ利用者数 (人・日)	就学前児童	89	74	1	9	86
	就学児童	0	0	0	0	2
	合計	89	74	1	9	88

### 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の見込み (人・日)	92	93	93	94	94
確保目標量 (人・日)	140	140	140	140	140

※これまで就学児童の利用は少なかったため、就学前児童の実績を基に推計。利用回数の多い3時点のデータを利用して推計した。

## サービスの確保方策

- すくすくサポート事業のニーズの見込量は、延べ利用者数の実績値を、当該サービスの主な利用者となっている0～5歳児の総人口で除した割合を算出し、そのうち、利用回数の多かった年度の3年間分の平均値を0～5歳児の推計人口で乗じることによって、を算出しました。
- その結果、計画期間中の延べ利用者数は92～94人・日が見込まれるとこととなります。
- これまでの実績から1人の援助会員の活動回数の最大値は35回／年であり、これを援助会員1人あたりのサービス提供可能量と仮定すると、令和元年度10月時点の実績である4名の援助会員の体制でも年間140人・日のサービスを提供することが可能であるとみなすことができます。
- そこで、これを確保目標量として設定することによって、ニーズの見込みに対応できるだけのサービス量を確保していくものとします。
- すくすくサポート事業は、お互いに支え合いながら地域ぐるみで子育てしていく事業の一つであり、本町の子育て文化を育んでいく上でも大切な事業です。ところが、すくすくサポート事業の認知度は決して高くないのが実情です。
- このため、乳幼児健診時や幼稚園・保育園における説明会の開催や依頼会員や援助会員の交流会等を充実するなど、本事業の周知を行い、援助会員と利用会員の双方の会員拡大と利用促進に努めていきます。



## (7) 放課後児童健全育成事業

### 現 状

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生に適正な遊びと生活の場を提供するため、児童センターや学校敷地内専用施設など4か所で放課後児童クラブを実施しています。子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、本町では平成27年4月に「大口町放課後健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を施行し、対象児童を小学校6年生まで拡大して運営しています。

平日の授業終了後から午後6時30分まで事業を各児童クラブで実施しているほか、土曜日は、西児童センターで午前8時30分から午後6時まで（※午前7時30分から午前8時30分まで延長時間）放課後児童クラブを開設しています。

また、本町独自制度として一時利用（保護者の急な都合等により児童が帰宅しても家庭に誰もいない時の一時利用）を実施しています。さらに、夏休み等の長期休暇期間中のみの利用者にも門戸を開放しています。加えて、保育園利用時とのギャップ解消の観点から、平成27年度より、土曜日・夏休み等の学校休業日の利用開始時間を公立保育園の開始時間に合わせて、1時間早くし午前7時30分から開始するようにしました。

これまで平日の利用者数（登録者数）はほぼ一貫して増加傾向にあり、増加する需要に応じていくため、平成27年度には各施設5～10人分の定員増を行いました。また、平成29年4月には大口西児童クラブを定員増（5人分）、平成29年7月には大口北児童クラブの定員増（50人分）を行い、増加するニーズ量に対して、受け入れの拡充に努めてきました。しかしながら、大口南児童クラブでは、定員を上回るような利用者（登録者）が発生しています。

一時利用についても全般的に増加傾向にありますが、平日の利用者数が登録者数の概ね8割程度であることから、この余剰分によって概ね条例基準の定員の範囲内で受け入れを行うことができている状況にあります。

夏休みの利用については、平日は利用しない児童も多く利用することから、各児童センターの別室を利用することによって平日より大幅に増加する需要に対応しています。

このように、増加傾向にある需要に対して条例基準の範囲内で受け入れに努めてきていますが、夏休み等の長期休暇期間における実施場所の確保や職員の確保が課題となっています。

## 実績

			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
利用者数 (人・日)	大口南 児童クラブ	平日	30	34	40	41	44
		一時利用平均	1.5	2.3	2.9	5.0	5.8
	大口北 児童クラブ	平日	55	82	88	94	92
		一時利用平均	3.2	3.7	4.7	4.6	5.8
	大口西 児童クラブ	平日	33	38	41	41	35
	西っ子 ファミリー	平日	28	34	36	36	31
		一時利用平均	2.3	4.9	3.7	2.3	4.5
	合計	平日	146	188	205	212	202
一時利用平均		7.0	10.9	11.2	11.8	16.0	
定員 (人・日)	大口南 児童クラブ	平日	35	40	40	40	40
	大口北 児童クラブ	平日	50	60	60	60	110
	大口西 児童クラブ	平日	35	40	40	45	45
	西っ子 ファミリー	平日	35	40	40	40	40
	合計	平日	155	180	180	190	235

※平日は4月1日現在。

※一時利用は、年間総利用者数を年間総開設日数で除したものの。

			2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
利用者数 (人・日)	大口南 児童クラブ	夏休み等	21	25	20	24	37
	大口北 児童クラブ	夏休み等	16	26	37	45	59
	大口西 児童クラブ	夏休み等	0	23	20	18	14
	西っ子 ファミリー	夏休み等	19	20	16	13	7
	合計	夏休み等	56	94	93	100	117

## 量の見込みと確保目標量

			計画期間				
			R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ 量の見 込み (人・ 日)	大口南 児童クラブ	平日	65	67	69	71	73
		一時利用平均	7.0	7.3	7.6	7.9	8.1
	大口北 児童クラブ	平日	96	99	101	103	105
		一時利用平均	6.2	6.3	6.5	6.6	6.7
	大口西 児童クラブ	平日	41	41	42	42	42
	西っ子 ファミリー	平日	35	36	36	36	37
		一時利用平均	2.9	2.7	2.6	2.6	2.5
	合計	平日	237	243	248	252	257
一時利用平均		16.0	16.4	16.7	17.1	17.3	
確保 目標量 (人・日)	大口南 児童クラブ	平日	75	75	75	75	75
	大口北 児童クラブ	平日	110	110	110	110	110
	大口西 児童クラブ	平日	45	45	45	45	45
	西っ子 ファミリー	平日	40	40	40	40	40
	合計	平日	270	270	270	270	270

			計画期間				
			R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ 量の見 込み (人・日)	大口南 児童クラブ	夏休み等	32	33	33	34	35
	大口北 児童クラブ	夏休み等	62	65	68	71	73
	大口西 児童クラブ	夏休み等	23	24	25	26	27
	西っ子 ファミリー	夏休み等	8	7	6	6	5
	合計	夏休み等	125	129	133	137	140

### サービスの確保方策

- 放課後児童クラブの平日のニーズ量は、計画期間中一貫して増加し続け、令和6年度には257人になることが見込まれます。
- 夏休み等の長期休暇や一時利用についても増加し、令和6年度には夏休み等の長期休暇が140人、一時利用が平均で17.3人になると見込まれます。
- 詳細にみると、平日の利用見込み量が定員に迫る状況であり、一時利用のニーズ見込量も加味すると定員の不足が想定されます。
- このため、職員の増員と別室の確保など、弾力的な事業運営によってニーズ量に見合う定員の確保に努めます。また、夏休み等の長期休暇には、さらに需要が拡大することが予想されることから、各児童センターの別室の利用に加え、今後は他の施設の利活用も視野に、ニーズ量に対応したサービス量を確保するよう努めます。

## (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### 現 状

子育て短期支援事業のショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設などにおいてその子どもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業などで帰宅が遅く家庭における子どもの養育が一時的に困難となった時に、児童養護施設などにおいて夜間に子どもを預かる事業です。

どちらの事業も町内では実施していません。また、利用実績もありませんが、必要になった時は町外の児童養護施設で対応していくことになっています。

### 実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	0	0	0	0	0

### 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	0	0	0	0	0
確保目標量（人・日）	0	0	0	0	0

### サービスの確保方策

- これまでの利用実績とニーズ量の見込みのいずれもありませんが、緊急事態が生じた場合は、管内の一宮児童相談センターを通じて、町外の児童養護施設で対応していくものとします。

## (9) 養育支援訪問事業

### 現 状

養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

現在は、養育支援訪問事業としては実施をしていませんが、乳幼児健診の機会や乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）、本町の独自事業であるドアノッキング事業による民生委員の乳児家庭宅への訪問などを通じて、養育等の面でリスクを抱えている家庭である状況を把握した際には、保健師等につなげて、定期的な見守りとフォローアップを行うなどの体制が整っています。

### 実 績

	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	-	0	0	0	0

※養育支援事業は、現在実施していないが、乳児家庭全戸訪問や民生委員によるドアノッキング時に継続して見守る必要があると判断した場合は、健康生きがい課の保健師が個別に対応している。

### 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の見込み（人・日）	0	0	0	0	0
事業実施予定（人・日）	無し	無し	無し	無し	無し

### サービスの確保方策

- 引き続き、養育の面でリスクを抱える家庭に対しては、保健師等による定期的な見守りや乳幼児健診後のフォローアップ、母子家庭等への日常生活支援員の派遣を行うなど養育支援を進めるものとし、特に養育支援訪問事業として実施しないものとします。

## (10) 利用者支援事業

### 現 状

利用者支援事業は、子どもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在は、妊産婦・乳幼児を対象に保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による育児や栄養、母乳の相談、歯科の相談、身体計測を行っている子育て相談などの他、福祉子ども課や健康生きがい課でも常設的に電話や面接による相談に応じており、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行っています。

平成 29 年度に北保育園の建て替えに合わせて、大口町子育て支援センターを開設し、利用者支援事業（基本型）として、子育て支援員（子育てコンシェルジュ）を配置することによって子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の役割を担うとともに、保健センターで実施する健診等に出向き、子育てサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行っています。

### 実 績

	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数（人・日）	-	-	-	6,157	9,511
基本型（か所数）	-	-	-	1 か所	1 か所

### 量の見込みと確保目標量

		計画期間				
		R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の 見込み（か所数）	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策 （か所数）	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

### サービスの確保方策

- ほほえみプラザ内の保健センターで令和 2 年度から始まる利用者支援事業（母子保健型）と北保育園に設置されている子育て支援センターで実施している利用者支援事業（基本型）を組み合わせ、「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ない包括的かつ専門的な子育て支援を行っていきます。

## (11) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

### 現 状

乳児家庭の孤立を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し子育て支援の情報提供、母子の健康状態や養育環境の把握や保健指導を行う赤ちゃん訪問事業を実施しています。未熟児や虐待の疑い等がある家庭に対しては、担当地区の保健師が継続的な相談支援を行っています。

また、赤ちゃん訪問に加えて、生後5か月と満1歳の計3回、各地区の主任児童委員と担当民生委員・児童委員が訪問するドアノッキング事業を本町独自の事業として実施しています。

地域とのつながりをつくるきっかけになるとともに、課題を抱かえる親子の早期発見に役立っています。

### 実 績

	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)
延べ利用者数（人）	235	215	245	248	230

### 量の見込み

		計画期間				
		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の 見込み	対象者数（人）	241	245	245	245	249
事業実施予定		有り	有り	有り	有り	有り

※見込み量は、0歳児の推計児童数を記載

### サービスの確保方策

- 0歳児の推計人口を乳幼児家庭数として見込み、これらすべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員（保健師や助産師）が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。また、ハイリスク家庭に対しては、引き続き保健センターの保健師が訪問することによって対応していきます。
- また、赤ちゃん訪問事業と連携しながら、本町の独自事業であるドアノッキング事業を引き続き推進します。
  - ・実施体制：助産師：1人（嘱託）、保健師：1人（ハイリスク家庭の訪問）
  - ・実施機関：大口町保健センター



## (12) 妊婦健康診査

### 現 状

妊娠中の定期的な健診の受診を促して安全に出産ができるように、14回分の妊婦健診及び産婦健診受診票を発行し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

なお、助産所及び愛知県外の医療機関を利用する場合は償還払いによって対応しています。

乳児虐待のリスクとなる産後うつ病の早期発見を目的とし平成 28 年度より産後うつ病のスクリーニング項目を追加しました。

妊産婦健診委託医療機関からの健診結果報告や連絡票の送付により要支援妊産婦の把握が可能となっています。

### 実 績

	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)
延べ利用者数 (人)	2,964	2,741	2,773	2,897	2,832

### 量の見込み

		計画期間				
		R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)
ニーズ量の 見込み	対象者数 (人)	241	245	245	245	249
	健診回数 (回)	3,374	3,430	3,430	3,430	3,486

※見込み量は、0歳児の推計児童数に、妊婦健診14回を乗じた数を計上

### サービスの確保方策

- 0歳児の推計人口を妊婦健康診査の対象者数として見込み、すべての対象者に対して妊娠期の健康診査の受診を促進していきます。
  - ・実施場所：愛知県内及び愛知県外の医療機関等
  - ・実施体制：母子健康手帳交付時に受診票を発行（助産所及び愛知県外の医療機関を受診した場合は償還払い）
  - ・検査項目：健康状態の把握、血圧測定、尿検査、血液検査、保健指導等
  - ・実施時期：妊娠期
- 今後も健診結果を活用し医療機関と連携して妊産婦の健康状態を確認していきます。

## (13) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業

### 現 状

本事業は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通う子どもが当該施設から食事の提供(副食の提供に限る。)を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市町村がその一部を補助する事業です。

### 量の見込みと確保目標量

	計画期間				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
ニーズ量の見込み(人)	50	50	50	50	50
確保目標量(人)	50	50	50	50	50

### サービスの確保方策

- 幼稚園に子どもを通わせている保護者のうち、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもについて実費負担分を援助します。

## (14) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

### サービスの確保方策

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化にあたり、保育園・認定こども園(保育部)を利用する人は必要な手続きはありませんが、認定こども園(教育部)は、保育の必要性があつて預かり保育を利用する人のみ、幼稚園は全ての人が手続きをする必要があります。また、保育の必要性があつて認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあつて全ての人が手続きをする必要があります。

給付申請手続きにおいては、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

## 2-7 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保

- 町内には認定こども園に移行する意向を示している幼稚園や保育園はありませんが、制度の周知を進めたり相談に応じたりするなど、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援に努めます。また、町民に対して、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の必要性和役割、幼稚園と保育園との違いなどについて、広報等を通じた周知に努めます。
- 保育の質を高めていくために、町内の4保育園合同の勉強会や周辺市町(2市3町)による合同研修会、調理員を対象とした研修会などを開催しています。また、アレルギーや障がい児への対応といった現場の課題について学んだことを保育現場に活かすための事例検討会等の取組も進めています。こうした勉強会等の開催にあたっては、必要に応じて幼稚園教員へ参加を促すことによって、保育のみならず幼児教育の質の向上にも努めています。
- このほか、子どもを対象に毎年開催されるイベント「おおぐちっ子まつり」には、幼稚園教員や保育士も企画・運営メンバーとして参加しており、幼稚園教員と保育士の協働・連携、交流の機会にもなっています。また、平成27年度には、家庭教育を促進するために、幼稚園と保育園関係者が協働して「毎日家庭で行える子育て3か条」を作成しました。
- 今後とも引き続き、多様な勉強会や研修会の開催、こうした勉強会等への幼稚園教員の参加促進、行事等を通じた連携・交流などによって質の高い教育・保育の一体的な提供に努めていきます。
- また、幼稚園やと保育園と小学校における継ぎ目のない教育を図るために、現在、西小学校区、北小学校区、南小学校区の3小学校区において小学校や幼稚園、保育園等の関係者で構成される連絡会議を年3~4回開催しています。また、子どもたちの小学校から中学校への円滑な移行に対応するため、中学校1日体験や特別支援学級の秋の交流会を開催しています。
- 今後とも連絡会議の開催等を通じて幼稚園・保育園・小学校の連携、さらには、小学校と中学校の連携を推進します。

## 2-8 その他の子ども・子育て支援施策

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 乳幼児の保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業に入る時期の保護者や休業中の保護者に対して、町のホームページや福祉こども課の窓口、毎年10月中旬に開催する入園説明会など多様な機会を通じて保育園の利用状況に関する情報を提供します。
- また、平成29年度に北保育園に開設した子育て支援センターにおいて実施している利用者支援事業において利用者支援員を配置し、各施設の利用状況についての情報を集約するとともに、年度途中の入園に関する情報提供及び相談を行います。
- さらに、本章の「2-5 教育・保育の量の見込みと確保方策」で記述のとおり、計画的に保育園の整備を行うなどによって、量の見込みに見合うサービス量の確保を図ります。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する愛知県が行う施策との連携

#### 1 児童虐待防止対策の充実

##### ①関係機関との連携及び大口町における相談体制の強化

- 第3章の「2-2-2 児童虐待の防止と対策」で記述のとおり、要保護児童対策地域協議会の充実や愛知県一宮児童相談センターといった関係機関との連携強化を図るなど、児童虐待の予防と児童虐待が起きてしまった時の迅速かつ的確な対応及び再発防止に努めます。
- 県が実施する児童虐待等に関する研修、講習会などへの職員の参加等を通じて資質の向上、体制の強化を図ります。
- 第3章の「2-1-4 子育て情報の発信」を進めることによって、保護者が育児不安や悩み、ストレスを抱えた時に役立つ相談窓口等の情報に容易にアクセスできるよう努めます。また、保護者が育児不安や悩み、ストレスを緩和するため、「1-2-3 育児不安に対する相談体制の確保」や「2-1-1 総合的な子育て支援サービスの充実」（特に、子育て支援センターにおける相談）、「2-1-2 相談機能の充実」で記述した各種相談事業の充実を図ります。

##### ②発生予防、早期発見、早期対応等

- 児童虐待の発生を予防するため、第3章の「1-2-1 各種健診や予防接種の充実」や「1-2-3 育児不安に対する相談体制の確保」で記述の乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問事業、ドアノッキング事業などを通じて、出産及び育児期に養育支援を必要

とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握します。

- また、近所の家庭等において児童虐待が懸念される家庭を把握した場合等の通報窓口について、広報や様々な機会を通じて住民周知を図ります。
- さらに、引き続き、学校、幼稚園、保育園、保健センター、児童センター等の関係部署・機関との緊密な連携を図ります。また、保健センターを通じて医療機関と町が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携を図ります。
- これらによって、児童虐待のリスクのある家庭の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

### ③社会的擁護施策との連携

- 18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または母子家庭に準じる家庭の女性（何らかの事情で離婚の届出ができないなどの家庭）の生活の安定と自立を支援するため、一宮児童相談センターや女性相談センター、児童養護施設等の関係機関・施設との連携を図りながら、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができる母子生活支援施設への入所を促進するなど、社会的擁護施策を進めます

## 2 被害に遭った子ども等への適切な対応

- 第3章の「5-2-2 子どもをめぐる犯罪等のリスク対策の推進」で記述のとおり、交通事故や犯罪、いじめや自然災害、児童虐待などによって肉体的・精神的な被害を受けた子どもに対しては、カウンセリングを実施するなど、適切な心のケアを実施します。

## 3 ひとり親家庭に対する生活支援

- 第3章の「2-2-1 ひとり親家庭等の自立支援」で記述のとおり、ひとり親家庭の子どもが安定的に暮らせるようにするための支援を進めます。

## 4 障がい児の健全な成長の促進

- 第3章の「2-2-3 障がいのある子どもに対する施策の充実」で記述のとおり、障がいのある子どもの健全な成長を促すため、障がいの早期発見と早期療育の推進や障がい児の教育・保育等の充実、大口町地域包括支援センターを核とした相談支援体制の充実などを図っていきます。

## 5 外国につながる子どもへの支援・配慮

- 国際化の進展に伴い、本町においても外国につながる子どもが増加する傾向にあります。外国につながる子育て家庭や子どもが教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、通訳・翻訳等の支援や必要な配慮を行っていきます。

### **(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

- 第3章の「3-2 ワークライフバランスの普及促進」で記述のとおり、男女共同参画の推進や企業の子育て家庭支援推進の働きかけ（愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録等の子育てや仕事と家庭生活の両立に関する登録認証制度の周知など）などを進めることによってワークライフバランスの普及促進を図ります。

## 第3章

# 次世代育成支援行動計画

### 基本目標1

### 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する

#### 1-1 妊娠中及び出産後の親への支援

##### ■1-1-1 妊産婦期における相談支援等の充実

###### 【現状と課題】

- 初めての妊娠・出産は、未経験で不安なことも多いことから、誰もが安心して出産を迎えられる環境づくりが求められます。特に妊娠中は、身体面の変化を見守ると同時に、精神面でのケアが重要であり、悩みの解消や孤独感に陥ることを未然に防ぐ必要があります。
- 国では、少子化対策の一環として、平成21年度から14回分の妊婦健診を公費で負担する制度を開始しました。本町においても、この制度に基づいて14回分の妊婦健診費用を助成し、さらに町独自で1回分の産婦健診費及び歯科健診・指導を助成しています。
- また、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等が孤立し不安感を抱えやすくなっている社会情勢を踏まえ、国では、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ない支援の強化を図るため、母子保健法を改正し、令和2年度までに子育て世代包括支援センター（利用者支援事業や子育て支援等を包括的に運営する機能を担い、専門知識を生かしながら妊娠・出産・子育てに関する支援を行う）を市区町村に設置することを努力義務としました。
- 虐待や低出生体重児等のリスクや多胎児リスクを抱えている妊産婦等を、医療機関との連携などによって早期に発見し、必要な支援を継続的に行っていくための体制づくりが求められます。
- 不妊に悩む夫婦が増加傾向にある中、平成19年度から一般不妊治療費助成事業を開始し、不妊治療に要する費用の一部を助成しています。今後とも愛知県が実施している特定不妊治療費助成事業の紹介も含めて、不妊に悩む夫婦への支援を進めることが求められています。

###### 【推進方策】

- 母子健康手帳の交付時における妊婦相談などを通じて、妊娠中からの母親の心身の支えとなっていくとともに、母子健康手帳交付説明会の開催など母親同士の出会いと交流の場を提供して、妊婦同士の交流を促します。
- 経済的な負担を軽減しながら妊産婦の健康維持と産後うつ病等のリスクの軽減・早

期発見・早期支援を図る観点から、定期的な妊婦健診や歯科健診、出産後の産婦健診などの各種母子健診事業を継続的に進めるとともに、妊娠期から産婦人科等の医療機関とも連携を図り、子育てに関する様々な知識や情報を提供します。

- 妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ないより専門的な支援の強化を図るための体制づくりと、産前産後サポートを進めます。
- 子どもが欲しいけどなかなか妊娠に至らず不妊治療をしている夫婦の経済的負担の軽減を引き続き進めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>母子健康手帳の交付・妊婦相談</b>		
<p>妊娠届出時に保健師が面接をして、母子健康手帳を交付しています。また、月2回開催する母子健康手帳交付説明会では、妊婦同士の交流会や手帳の使い方、妊娠中の生活について保健師、歯科衛生士、管理栄養士が説明しています。</p> <p>また、妊娠届出時におけるアンケートを通じて乳幼児虐待のリスクのある要支援妊産婦の早期発見を行っています。</p>	<p>産後うつ発症や重症化の予防を図るため、引き続き母子健康手帳交付時の面談や母子健康手帳交付説明会の機会を通じて、リスクを抱えている妊婦やその家庭の早期発見に努めるとともに、医療機関と情報共有しながら、妊娠中から相談・訪問を行うなど継続的な支援に努めます。</p>	健康生きがい課
<b>妊産婦健康診査（医療機関への委託）</b>		
<p>安全な出産のために疾病を早期に発見し適切な治療や保健指導を受けられるよう、14回分の妊婦健診費用を助成しています。また、平成26年度から1回分の産婦健診も町独自に補助しています。さらに、平成28年度より産後うつ病のスクリーニング項目を追加しました。</p>	<p>妊産婦の経済的な負担を軽減し、安心して定期的に健診を受けられるよう健診費用の助成を継続します。また令和2年度から産婦健診費用の助成回数を2回に増やし産後のメンタルヘルス対策の充実を図ります。今後も健診結果を活用し医療機関と連携して妊産婦の健康状態の確認と要支援妊産婦の把握に努めます。</p>	健康生きがい課
<b>妊婦歯科健診・指導</b>		
<p>母子健康手帳の交付説明会において妊娠中の口腔の手入れについて集団指導を実施しています。</p> <p>妊娠中の歯周病やう歯を予防するため、妊娠中に1回町内歯科医院で健診が受けられるよう健診費用を助成しています。</p>	<p>妊娠中からの歯科健診の必要性を理解することで口腔衛生管理に対する意識の向上を促し、定期的に歯科健診を受けるきっかけづくりになるように継続的に指導します。</p>	健康生きがい課
<b>子育て世代包括支援センター（母子保健型）の設置及び包括的な支援</b>		
<p>現在は、北保育園に開設した子育て支援センター（基本型）において、おしゃべりカフェや子育て講座等や親子教室の開催など母親や親子の居場所・交流の機会を提供しています。また、その一環で子育て相談に応じています。</p>	<p>妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ないより専門的な支援の強化を図るため、利用者支援事業や子育て支援等を包括的に運営する機能を担うセンター（母子保健型）を設置し、保健師等の専門職による妊娠・出産・子育てに関する相談支援を行います。</p>	健康生きがい課



事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>産後ケア事業</b>		
晩婚化・晩産化等を背景とした里帰り出産を選択しない妊産婦の増加や産褥期間の長期化、核家族化の進行など、出産や産後をめぐる社会状況が変化する中で、安心な産前産後・産褥期の生活を過ごすことができるようにするためのサポートのあり方や体制づくり等が必要です。	産後に家族等から十分な育児の援助が受けられない産婦や心身の不調又は育児不安がある産婦とその子に対して、出産後も安心して子育てができるよう産婦の心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施します。	健康生きがい課
<b>一般不妊治療費助成事業</b>		
不妊症と診断され人工授精を受けた夫婦を対象に治療に要した費用の一部を助成しています。	不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、今後も一般不妊治療費の助成を継続します。	健康生きがい課

## ■1-1-2 各種教室等を通じた育児支援

### 【現状と課題】

- 妊娠中は、出産に向けた準備だけでなく、これから始まる子育てに向けた準備も進めていく時期でもあります。とりわけ、初めての子どもであれば、子育てに対する不安はより大きなものになります。
- 一方で、かねてより実施してきたパパママ教室は、出産する病院で同様の教室を利用する妊婦も増えたことから参加者が減少し終了しましたが、平成22年度からは母子健康手帳の交付時に合わせて妊婦同士の交流会などを開催しています。
- 出産後は、これまでの生活スタイルから一変し、乳児と向き合いながら子育てに専念することで、孤立感を感じたり不安や悩み、ストレスを抱え込みがちです。このため、子どもの成長に合わせた子育て情報や知識の提供、母親同士の交流を引き続き行っていく必要があります。

### 【推進方策】

- 妊産婦期の各段階に応じて、妊婦同士の交流会、フレッシュママの会や離乳食教室等の開催を通じて、育児に必要な知識の提供と同年代の子どもを持つ親同士の交流促進を図ります。
- 出産や子育ての不安を軽減できるよう、子育て情報の提供を幅広く行っていきます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
母子健康手帳の交付・妊婦相談（母子健康手帳交付説明会における妊婦同士の交流会） 〈66 ページ参照〉		
フレッシュママの会		
生後2か月から3か月頃（4か月児健診前）の赤ちゃんと母親を対象に交流会や予防接種の説明、助産師によるベビーマッサージ指導、産後の食事指導などを年6回実施しています。	母親が子育ての不安を表出でき、スキップの大切さを学んで良好な母子関係を築けるよう、今後も内容の充実を図りながら継続します。	健康生きがい課
離乳食教室		
食習慣の形成に大切な乳児期に、保護者が離乳食を正しく理解できるよう、離乳食の開始から7か月頃までの前期、9か月から完了期までの後期で、年6回の集団指導を実施しています。	生活習慣の多様化・変化により、食生活が不規則になり、離乳食の進め方に戸惑う保護者や、食物アレルギーに不安を感じている保護者が増加しているなか、保護者が離乳食について正しい知識がもてるよう指導します。	健康生きがい課
たんぽぽ教室・たんぽぽ広場 〈90 ページ参照〉		
子育て情報冊子の編集・発行 〈81 ページ参照〉		
ホームページによる子育て情報の充実 〈81 ページ参照〉		

## 1-2 乳幼児期の親子の健康づくりの確保

### ■1-2-1 各種健診や予防接種の充実

#### 【現状と課題】

- 子どもたちの健やかな成長は家族をはじめみんなの願いであり、乳幼児期の子どもの健康状態を定期的に確認し、病気を未然に防止する取り組みは大変重要です。
- また、こうした健診の機会は、育児能力や育児環境、心身の発達において支援が必要な幼児を早期に把握する機会としても重要であり、親の生活力や子どもの成長発達に合わせた育児を具体的に支援していくことが求められます。
- このため、母子保健法で定められている水準を上回る形で健診の対象年齢の拡大等に努めてきました。その結果、乳幼児健診の受診率は各対象年齢全てにおいて95以上となっています。また、歯科においても3歳児のう蝕有病率は低下しています。
- 予防接種法の一部改正により、定期接種が追加されていることから、感染症予防のために接種率の向上を図るとともに、安全で有効な予防接種の実施が課題となっています。

#### 【推進方策】

- 乳幼児の健康診査や歯科健康診査を定期的実施するとともに、予防接種を促進し、子どもの健康の保持及び増進を図ります。また、疾病や障がいの早期発見と早期の保健指導等に努めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>乳幼児健康診査</b>		
母子保健法に基づく1歳6か月児、3歳児はもとより、乳幼児の心身の発育発達の節目に当たる4か月児、10か月児を対象に健康診査を実施しています。医師や看護師、保健師、栄養士による保健指導を実施するとともに、幼児健診では、気になる親子や落ち着きのない子どもには、遊びを通して関わりながら、観察や支援ができるよう保育士や心理相談員も配置しています。	子どもの発達や疾病、育児状況に支援が必要なケースが増加していることから、関わりにくい子どもへの対応や子育て、食事の指導を行うとともに、継続的な支援が必要な家庭は事後教室や子育て相談室等につなげます。また、未受診者に虐待リスクが高いことから、電話や訪問により発育や育児状況の把握に努めます。	健康生きがい課
<b>乳児健康診査（医療機関への委託）</b>		
乳児について、公費で健康診査を受診できるよう、医療機関による1か月児健診（個別健診）の費用を助成しています。	出産した病院で受診することが多いため、今後も利用しやすい費用の助成を継続します。	健康生きがい課
<b>乳幼児歯科健康診査</b>		
1歳6か月児、2歳3か月児、3歳児健康診査に加えて、平成28年度より対象者を2歳3か月から2歳及び2歳6か月児に拡大し、1歳6か月児から3歳児まで継続して歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるフッ化物塗布や歯科相談を実施しています。また、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診においてう蝕予防の集団指導を実施しています。	今後も乳幼児期の歯科健診、保健指導、フッ化物塗布を継続して実施します。	健康生きがい課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
予防接種		
<p>予防接種法に基づき、BCGを除く定期接種は医療機関による個別接種で行っています。平成24年6月からは尾張北部圏域で、平成26年4月からは愛知県域の医療機関で接種が可能となり、接種場所と機会を拡充しました。</p>	<p>感染症予防のための接種率を確保できるよう、引き続き安全な定期接種の実施と対象者への周知啓発を通じて、接種率の維持向上に努めます。</p>	<p>健康生きがい課</p>

## ■1-2-2 医療費助成など小児医療環境の整備

### 【現状と課題】

- 妊娠・出産は基本的に健康保険がきかないため、かかる費用は経済的に大きな担になっています。また、病気にかかりやすい乳幼児期においては、医療費が経済的な負担となっています。
- こうしたなかで、国は少子化対策の一環として平成 21 年度から出産育児一時金支給額を引き上げました。また、県及び町の助成により実施している子どもの医療費助成制度についても、平成 20 年度より中学校卒業までの入院・通院の医療費の自己負担分を全額助成する制度に拡充し、周辺市町と比較しても同等水準のサービスを実施しています。

### 【推進方策】

- 出産や子どもの医療費にかかる子育て家庭の経済的な負担をできる限り軽減するため、国の制度変更や財政状況を勘案しながら出産育児一時金の給付や乳幼児医療助成・子ども医療制度の継続実施をめざします。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>出産育児一時金の給付</b>		
国民健康保険の被保険者が出産した際、出産育児一時金を支払っています。国の少子化対策の一環として1件当たりの金額は42万円を、多くの場合、直接払い制度によって分娩医療機関へ出産育児一時金を支払い、不足分を病院で窓口負担していただく形で、負担軽減を図っています。	1件当たりの金額は42万円が恒久化されており、国の制度にしたがい引き続き給付することによって出産にかかる金銭的な負担軽減を図っていきます。	戸籍保険課
<b>乳幼児医療助成・子ども医療制度</b>		
出生児から中学校卒業までの入院・通院の医療費の自己負担分を全額助成しています。	周辺市町村と同等のサービス水準であり、引き続きこの水準での事業継続に努めます。また、適切な受診を促すようパンフレットを配布するなど、適正利用の啓発に努めます。	戸籍保険課

## ■1-2-3 育児不安に対する相談体制の確保

### 【現状と課題】

- 子どもの成長は十人十色であり、思い描いていたような子育てができないことなどを理由に、孤独感や不安感等に陥ることがあると、子育てをすることの喜びや楽しさを見出せないこともあります。
- 過去に就学前児童の保護者に対して行ったアンケートなどでは、母親が働いていない保護者に、子育ての孤独感や孤立感を感じている方が比較的多くみられました。
- そこで、平成24年1月より、各地区の主任児童委員と担当民生委員・児童委員が生後5か月と満1歳の頃に家庭訪問をし、健康生きがい課の赤ちゃん訪問事業を含めると、年間3回の訪問を通じて母親のケアやリスクの早期発見に努めています。

### 【推進方策】

- 子育て家庭訪問やドアノッキング事業を積極的に推進し、出産したての子育て家庭がひきこもりにならないようにケアしつつ、保健指導や広報活動を実施します。
- 親子ふれあい広場の開催時や健康診査の受診機会など多様な場を捉えて子育て支援の機会を設けることによって、誰もが些細なことでも気軽に相談できる環境を整えます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）</b>		
乳児家庭の孤立化を防ぐために生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、助産師が訪問し、子育て支援の情報提供、母子の健康状態や養育環境の把握や保健指導を実施しています。未熟児や虐待の疑い等がある家庭に対しては、担当地区の保健師が継続的な相談支援を行っています。	今後も、全ての乳児家庭を対象とした赤ちゃん訪問事業を実施します。 また、育児に自信がない、精神的に不安定な状態、身近に相談できる親族がいないなど継続した支援が必要な産婦が増えていることから、乳児虐待リスクが高い産婦に対し退院1週間から生後2か月までに訪問支援ができる体制づくりと継続的に支援する養育支援訪問事業の実施を検討します。	健康生きがい課
<b>ドアノッキング事業</b>		
健康生きがい課の赤ちゃん訪問事業に加えて、生後5か月と満1歳の計3回、各地区の主任児童委員と担当民生委員・児童委員が面談しています。ほぼ全員の保護者に同意をもらい、家庭訪問を実施しています。地域とのつながりをつくるきっかけになるとともに、課題を抱かえる親子の早期発見に努めています。	親子が地域から孤立することを防ぎ、地域ぐるみで家庭を見守り子育て支援をすることで、児童虐待の防止及び早期発見につなげるという目的のもと、赤ちゃん訪問事業と連携しながら引き続き実施していきます。	福祉こども課
<b>子育て相談室</b>		
保健師、管理栄養士による子育て相談及び助産師による母乳相談をそれぞれ月1回実施し、心理相談員による発達相談を2か月に1回実施しています。	今後も引き続き、利用者の声を反映させながら利用しやすさに配慮しつつ、継続的に多様な専門職による相談を実施します。	健康生きがい課
<b>家庭児童相談〈77ページ参照〉</b>		

## ■1-2-4 「食育」の推進

### 【現状と課題】

- 近年、孤食化が進んだり朝食をとらない家庭が増えたりするなど、食生活の乱れは大きな問題となっています。これらの問題は、乳幼児期からの習慣づけが重要です。
- 健全な食生活は、成長期にある子どもにとって健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食生活の形成に大きな影響を及ぼします。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を推進することが重要な課題となっています。

### 【推進方策】

- 子育て相談の際に実施している栄養相談に加え、食生活に関するPRや保育園における食育などを積極的に進めながら、家庭における正しい食習慣を支援します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>栄養相談</b>		
毎月1回開催している子育て相談室、7～8か月児対象の子育てサロン、電話相談等で管理栄養士による栄養相談を行っています。	欠食や偏食のある親、離乳食の与え方に戸惑う親が多いことから、相談者が健康と栄養について理解し家庭で実施できるように、健診や教室、健康相談等の場所を活用し視聴覚教材等を使って具体的でわかりやすい栄養指導の実施に努めます。	健康生きがい課
<b>食生活に関するPR</b>		
健康推進員やNPO等との協働により健康まつりや広報誌を通じて、また、食育講演会等を通じて、子供やその保護者をはじめ、幅広い年齢層への望ましい食習慣の啓発を行っています。	健康おおぐち21計画に基づき、他機関や他団体の連携や協働の実績を活かして望ましい食習慣の啓発を進めます。また、朝食時の野菜やたんぱく質の摂取がない人が多いことから、朝食の質について啓発を引き続き行います。	健康生きがい課
<b>保育園における食育の推進</b>		
保育園給食を通して食事の楽しさ・おいしさを知らせ、食べ物に対する興味・関心とマナーの向上に努めています。また、各年次クラスへの食育を行い、食物の生育体験から摂食行動へつなげる事業を展開しています。	家庭の食事と保育園の給食とのバランスを考えながら、栄養価を満たすことはもちろん、食欲をそそる美とバランスを考えた給食を提供しつつ、保護者への発信に努め、子育て家庭の支援を進めていきます。	福祉こども課
離乳食教室〈68ページ参照〉		
小中学校における食育の推進〈104ページ参照〉		

## 基本目標2 すべての家庭での子育てを支援する

### 2-1 地域における子育て支援サービスとネットワークの充実

#### ■2-1-1 総合的な子育て支援サービスの充実

##### 【現状と課題】

- 核家族化や近隣関係の希薄化などにより、子育て家庭の孤立化や地域全体の子育て力の低下といった問題が起きており、子育て家庭はもとより、地域で子どもを見守り育むことが求められています。
- 保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の支援を全体的に取り組むことが重要です。
- 子育て支援についてのサービスは、複数の課にまたがっているため、それらを総合的に統括するとともに、気軽に相談等ができる子育て支援の拠点が必要とされています。
- 平成29年10月に北保育園内に子育て支援センターを開設しました。子育て支援センターには、子育てコンシェルジュ（案内人）の資格を持つ職員を配置し、子育てに関する相談業務や情報提供、来館する親子のふれあいや交流を行う事業を開催しています。各児童センターで開催している広場事業などとも連携を図りながら、子育て支援に努めています。
- 本町では、地域全体で子育てを支援する環境づくりの一環として、「すくすくサポート」を実施しています。会員数や利用件数も増加する傾向にありますが、より利用しやすい制度として会員の増加を図っていく必要があります。

##### 【推進方策】

- 子育てについて妊娠初期から子育ての各段階において必要な支援やサービスの情報や助言が、子育て家庭に十分に伝わり、理解され、専門家により継続的・包括的に支援を行うために令和2年度に「大口町子育て世代包括支援センター」をほほえみプラザ内に設置します。
- 平成24年度から、従来の子ども手当から児童手当に名称が変更し、中学校修了前の子どもを養育している方に、手当を支給しています。今後も国の制度に基づいて支給を行います。
- 地域の子育て力向上のため、主任児童委員及び民生委員・児童委員を中心に地域住民全体が子どもを見守り、子どもと子育て家庭が暮らしやすい地域づくりを促進します。
- 一時的に家庭において保育することが困難な場合や、在宅で子どもを育てている保護者のレスパイト・ケア（母親が心身のリフレッシュのための一時的な子育てからの開放）を行うため、ニーズの高まりに応じて保育園による一時保育の充実を図り



ます。

- すくすくサポートを、多くの子育て家庭を支援できる仕組みとするため、利用促進のための利用説明会や依頼会員と援助会員の交流機会の提供、依頼会員と援助会員をつなぐコーディネート機能を充実させるなど、使いやすさを向上します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>子育て支援センター事業</b>		
<p>平成 29 年度に北保育園内に開設した子育て支援センターでは、妊産婦や 0 歳から就園前の子どもを持つ親子を対象に、子育てコンシェルジュの資格を持った職員による相談事業や各家庭のニーズに合った支援や情報の提供、同世代で子育てしている人たちとの交流を促進する場となっています。</p> <p>また、各児童センターでも親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受ける広場事業を実施しています。</p>	<p>子育て支援センターでは、未就園児とその親を対象に、安心して地域で子育てができるように、センター事業の充実を図っていきます。</p> <p>また、各児童センターで行っている広場事業との連携を図りながら、各事業の周知や内容の充実、利便性の向上を行い、子育て支援を充実していきます。</p>	福祉こども課
<b>子育て支援総合コーディネート事業</b>		
<p>児童福祉法の改正をうけ、子育てに関する施策を総合的にコーディネートする専門的な職員を配置するものです。現在は、各担当職や関係機関が連携しながら情報提供や相談・指導等を行っています。</p> <p>子育て支援センターの開設に合わせ、担当職員が子育てコンシェルジュに必要な研修を受講しています。</p>	<p>今後も子育て支援担当職員が、総合的にコーディネートが出来るよう能力向上を図り、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の機能の強化を図っていくものとします。</p>	福祉こども課
<b>児童手当の支給</b>		
<p>中学校修了前の子どもを養育している方に、手当を支給しています。ただし、保護者の所得が所得制限を超える場合は、特例給付金が支給されます。</p>	<p>今後も国の制度に基づき、事業を継続します。</p>	福祉こども課
<b>主任児童委員、民生委員・児童委員</b>		
<p>子育て家庭へのドアノッキング事業から高齢者の見守り、介護問題まで、年齢を問わず「福祉のパイプ役」として活動し、問題を抱える事案には関係機関の協力を得ながら問題解決に取り組んでいます。</p> <p>地域における若い世代にとっても身近な相談相手となるよう活動をしています。</p> <p>また様々な問題対応のため、各種研修等を実施し、知識の取得と技術の向上に努めました。</p> <p>しかし、民生委員・児童委員を引き受けてくださる住民が少なくなっていることが課題となっています。</p>	<p>今後も地域住民の福祉の充実のため、様々な相談等の福祉活動に加え、各種研修等を通してより一層の知識と技術の向上を図ります。</p> <p>しかし、民生委員・児童委員の新たな引き受け手がないことが問題となっており活動の負担軽減等、気軽に民生委員・児童委員を引き受けてもらえるための改善を引き続き行っています。</p>	福祉こども課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>一時保育</b>		
<p>保護者の労働・疾病などのため、断続的、一時的に家庭において保育することが困難な場合、あるいは、保護者のリフレッシュ等を目的として、就学前の児童を保育する事業です。平成 26 年度からは大口中保育園で実施しています。</p> <p>利用者も多く、未就園児の保護者支援として有効な事業となっています。</p>	<p>未就園児の保護者支援のため、町民のニーズに応じて大口中保育園で継続的に実施します。</p>	<p>福祉こども課</p>
<b>すくすくサポート事業</b>		
<p>一時的に子どもを預かってお世話をする事業です。会員登録を行い、お世話を依頼する方（依頼会員）と援助する方（援助会員）が相互に援助します。両者の間を取りもつコーディネーターを北児童センターに配置してマッチングを行っています。</p> <p>現状では、援助会員と依頼会員の需要と供給のバランスが良く、子育て支援の有効な事業となっています。</p> <p>広報などを通じて積極的に周知を行い、援助会員の増加、依頼会員の利用回数の増加につながっています。</p>	<p>今後も広報などを通じて、さらなる周知を図り、援助会員・依頼会員の増加を図り、より利用しやすい事業となるよう努めていきます。</p>	<p>福祉こども課</p>

## ■2-1-2 相談機能の充実

### 【現状と課題】

- 核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や隣近所、地域社会などから、身近な育児情報が得にくくなる一方で、情報化の進展に伴い、様々な媒体から子育て情報が氾濫しています。
- 相反するような情報もある中から、子どもの養育に本当に有用な情報を正確に入手することが難しくなっており、かえって育児不安を加速させている面もみられます。
- 一方で、子育てに関する不安や悩みを抱えている家庭に対して、いつでも気軽に相談できる身近な相談窓口を用意しておくことが必要になっています。
- 北児童センターにおいて月1回、家庭児童相談員が問題解決のための相談を受け付けています。

### 【推進方策】

- 子育てに対する不安感は依然として高く、児童虐待防止や子育てに対する孤立感や不安感など、相談内容も多様化・複雑化しています。問題解決の手助けのため、今後の状況を見据え、必要に応じて相談回数を増やすなど充実を図ります。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>家庭児童相談</b>		
<p>児童を取り巻く環境の変化による問題が多様化しています。子どものしつけなど、問題解決の手助けのため、北児童センターにおいて家庭児童相談を実施しています。</p> <p>健康診査時や保育園の療育事業、児童センターへの来館の際に気になる子どもの保護者には声をかけ、本事業の案内をしています。</p> <p>相談件数は年々微増となっており、特に、年度当初や年度末に生活環境が変わることによる子どもの様子やしつけに関する相談が多くなる傾向にあります。</p>	<p>児童虐待防止や子育てに対する不安感など問題解決の手助けのため、保護者の相談窓口の門戸を広げておく必要がことから、今後とも健診時や、保育園の療育事業の際に保護者に案内することなどの周知を継続していきます。</p>	<p><b>福祉こども課</b></p>
<b>子育て相談室〈72 ページ参照〉</b>		

## ■2-1-3 親と子どもの居場所づくり

### 【現状と課題】

- 町内各小学校区にそれぞれ1ヶ所ずつの児童センターが整備されているものの、平日の放課後は小学生低学年に利用が集中し、幅広い利用がなされていません。
- 児童センターでは、未就園の親子を対象として、遊びや相談を行う「広場事業」（3歳までの親子を対象）や「なかよし」（当該年度に3歳になる親子を対象）を実施しており、住民のニーズに応えた親子の居場所として好評を得ています。
- 地域住民や様々な団体がスポーツを楽しめる場として、学校施設の開放を行っており、スポーツ少年団や多種目のスポーツ団体等に積極的に利用されています。
- 町やNPO等が実施している生涯学習・スポーツについては、文化事業も含めた様々なプログラムを提供しています。今後も幅広い世代の多様なニーズを反映して改善する必要があります。
- 子どもや親子が安全でのびのびと遊べる場として、児童遊園や公園緑地などの整備を行っています。

### 【推進方策】

- 児童センターで実施する子育て支援事業について、運営のあり方や時間帯の拡大、利便性の向上などを検討します。また、地域における子育て支援活動として、子育て支援団体等が実施するプログラムを積極的に支援します。
- 児童遊園や公園緑地などは、地域住民による維持管理を進めるよう検討するとともに、その促進に努めます。
- 生涯学習・スポーツを推進するため、住民のニーズや社会的な傾向を把握し、より魅力的で有意義な参加機会を提供します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>一緒に遊ぼう会</b>		
就園していない子どもとその保護者を対象に遊戯室や園庭を開放し、在園児との交流や親子遊びを提供し、保護者同士の交流の場として保育園の園庭開放を年2回開催しています。	入園に向けて子どもや保護者の不安を取り除いたり、引きこもりがちな保護者が、気軽に子どもをつれて出かけられるように、年2回実施していきます。	福祉こども課
<b>親子ふれあい広場</b>		
普段の子育てに役立つことや子育てが楽しくなるようなプログラムを用意し、保護者の学びの場として、親同士の繋がりや情報共有の場を提供しています。 平成28年度以降、参加者が減少傾向にあることから、周知を図り、参加を促進していく必要があります。	保護者の学びや情報交換の場として今後も継続的に実施していきます。	福祉こども課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>未就園児子育て支援事業</b>		
<p>未就園児の親子を対象に、町内3ヶ所の児童センターで「広場事業」（めだか広場、コアラ広場、ちびっこ広場）や「なかよし」などの子育て支援事業を開催し、遊びを通して、より良い親子関係の形成支援及び育児相談をおこなっています。</p> <p>利用者については、「広場事業」は横ばいで推移していますが、「なかよし」は減少傾向にあります。</p>	<p>今後も子育て支援の拠点として、利便性の向上や内容の充実を図りつつ、事業を継続していきます。</p>	福祉こども課
<b>おおぐちっ子まつり事業</b>		
<p>「ふれあいまつり」開催時に、就学前の子どもや保護者などと、各種体験活動や寸劇、遊びなどをしながら楽しむイベントです。イベントの企画・運営は子育て連絡協議会、幼稚園、保育園及び町が協働で行っており、平成19年から毎年開催しています。</p> <p>子育て団体との協働や幼稚園・保育園の連携を保つ場ともなっています。</p>	<p>今後も、各種団体との情報共有、連携を図り、創意工夫しながら継続して実施します。</p>	福祉こども課
<b>児童センター</b>		
<p>児童が健全な遊びを通して、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として、町内に3か所開設しています。子どもや保護者の居場所として、年々利用者が増えつつあり、長期休暇には日中の子どもの居場所にもなっています。</p> <p>親子での利用や子どもの遊び場として認知度も高く、利用者数が年間約30,000人で推移しています。</p> <p>一方、放課後児童クラブでの利用が増えて、児童センターとしてのスペースがひっ迫しているセンターもあります。</p>	<p>今後も利便性や内容の充実を図ります。</p> <p>また、子どもの居場所づくりとして、必要な子どもに利用してもらえよう積極的に声をかけていきます。</p> <p>さらに、放課後児童クラブでの利用では、児童センターとしてのスペースの確保のため、運営方法についても検討していきます。</p>	福祉こども課
<b>児童遊園等の維持管理</b>		
<p>本町には、現在12ヶ所の児童遊園と4か所の遊園地があります。</p> <p>保守点検等により、老朽化の著しい、不具合のある遊具の更新や支障となる樹木の剪定を実施しました。</p>	<p>児童遊園は、子どもが安全に遊べる場所として、既存施設の維持管理に努めるとともに、地域と連携し管理や清掃等の環境整備に努めます。</p>	維持管理課
<b>公園緑地の整備〈110ページ参照〉</b>		
<b>学校施設の開放</b>		
<p>小・中学校にて、屋内・屋外の運動場を開放しており、主にスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが利用しています。また、利用登録していただいた一般の地域住民の方にも利用されています。</p>	<p>各団体や地域住民等が利用しやすいよう、環境づくりに努めていきます。</p>	生涯学習課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>生涯学習の推進</b>		
<p>子どもを含むすべての世代に対して、様々なプログラムを編成し、学習機会を提供しています。また、放課後子ども教室事業や大口中学校における学校支援地域本部と連携し、地域における子どもの学びを推進します。なお、大人向けの講座を開催する際には、託児の希望をとるようにして、参加しやすい環境づくりに努めています。</p> <p>親子で受講できる家庭教育講座として、親子料理教室など毎年様々な講座を前期・後期に分けて実施しました。また、学校支援地域本部と連携し、理科おもしろ実験講座を開催しました。</p>	<p>利用者のニーズを把握し、新たな家庭教育講座の掘り起こしなどを進め、特に父親が参加しやすいような家族のふれあい学習の場を提供していきます。</p>	生涯学習課
<b>ウィル大口スポーツクラブ支援事業</b>		
<p>NPO法人ウィル大口スポーツクラブは、指定管理制度により、温水プールやスポーツ施設を管理委託し、多彩な事業やイベントを自ら企画運営して活動しています。また、住民のスポーツに親しむ機会の提供などの充実に努めています。</p>	<p>指定管理制度を続けていく中で、指定管理者が積極的に行政との協力や情報共有にて多世代の住民が生涯スポーツに取り組めるよう連携を強化していきます。</p>	生涯学習課
<b>子育てサロン事業</b>		
<p>平成25年度よりおもちゃ図書館内で子育て中の親と子の居場所として、毎週1回子育てサロン「まむ✿まむ」をボランティアにより開催しています。</p> <p>七夕、ハロウィン、クリスマスなどの季節に合わせてイベントを企画しています。</p>	<p>子育て中の親と子の居場所は、町内において複数ありますが、「まむ✿まむ」は気軽に出入りできる、開かれた居場所として、今後も内容の充実に図りながら継続していきます。</p>	社会福祉協議会
<b>親支援事業</b>		
<p>児童センターと子育て支援センターが連携して、子育て中の母親が、今以上に子育てが楽しくなるような子育て講座をはじめ、木育カフェ、パパと遊ぼう等の事業を展開しています。</p>	<p>内容の充実に図りながら継続していきます。</p>	福祉こども課
<b>ドアノッキング事業におけるお祝い品プレゼント</b>		
<p>地域で子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐために民生委員・児童委員が行うドアノッキング事業に協力し、赤ちゃん訪問時にお祝品(絵本・スプーン)をプレゼントしています。</p>	<p>ニーズに応じて、親子の絆を深められるようなお祝い品のプレゼントを継続していきます。</p>	社会福祉協議会

## ■2-1-4 子育て情報の発信

### 【現状と課題】

- 社会に氾濫する様々な情報の中から、保護者が必要とする子育てに関する情報(以下、子育て情報)を正確かつ容易に得ることが難しくなっています。
- 本町では、平成18年度より子育てに関連する情報冊子「ぎゅっと」を町と子育て支援団体との協働により編集・発行し、町外からの転入世帯や初めて親になる家族への情報提供やHPでの公開を行っています。
- 今後も、わかりやすく、よりきめ細かい情報の提供を図っていく必要があります。

### 【推進方策】

- 子育て支援団体との協働により、本町及びその周辺地域における、行政及び民間の施設やサービスなどを網羅した子育て情報を収集し、一冊の情報誌として編集整理し、母子健康手帳の交付や転入届受理の際などに配布、HPでの公開など子育て情報の発信に努めます。
- すべての子育て世帯に子育て情報を提供していくために、HPを通じて広く発信するとともに、必要な情報が随時入手できるよう情報の更新を行います。
- また、各種健診や赤ちゃん訪問、ドアノッキング事業などの際に、主任児童委員や民生委員・児童委員などから個別に声掛けをお願いする一方、ピンポイントの情報提供・相談支援体制の構築を検討します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>子育て情報冊子の編集・発行</b>		
初めて出産を迎える家庭や他市町村からの転入家庭をはじめ、パパママ目線で子育てに必要な情報を掲載した冊子「大口子育て情報 らぎゅっと」をNPO等と協働して作成しています。 母子手帳交付時や転入時等に配布し、安心して子育てを行える一助となるよう努めています。	引き続き、子育て支援団体と協働し、新たなニーズに対応した幅広い情報収集・更新を迅速かつ正確に行いながら、子育て家庭や今後親となる住民に対して冊子を配布します。	福祉こども課
<b>ホームページによる子育て情報の充実</b>		
情報冊子のデータを転載するなど、わかりやすく親しみやすい情報掲載を心がけつつ、子育て情報をホームページ等で広く発信し、定期的に更新しています。	今後も、新しい子育て情報が提供できるよう、定期的な更新も含め情報の管理を行い、子育て家庭に広く利用してもらえるよう努めます。また、幼稚園も気軽に子育て相談できる機関であることの周知にも努めます。	福祉こども課
<b>保育園のホームページの充実</b>		
町内3つの町立保育園のホームページを定期的に更新して、保育園の行事や生活の様子などの情報を保護者、住民の方に提供しています。	個人情報等の関係から、掲載する情報や画像の扱いについて注意しつつ、今後も定期的に更新を行い、保育園の様子をお知らせします。	福祉こども課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>点訳・音訳による子育て関連情報の提供</b>		
ボランティアの協力により、視覚障がいのある子育て中の保護者のために、保健センターからの配布物の点訳や、音訳による「声の広報」を提供しています。	引き続き、ニーズに応じた情報の提供を行います。	社会福祉協議会
<b>子育て関連情報の提供</b>		
NPOの協力により、子育て中の保護者のために、社協だより内の「ぎゅっと」にて、子育て情報を提供しています。	引き続き、ニーズに応じた情報の提供を行います。	社会福祉協議会



## ■2-1-5 地域活動を通じた子育て支援の推進

### 【現状と課題】

- 本町では、子ども達が異年齢同士の遊びや社会のルールを学ぶ貴重な機会として、子ども会やスポーツ少年団などの活動を支援しています。
- また、多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため、子育てや青少年健全育成の取組をはじめ、住民と行政が協働して実施する事業も積極的に推進しています。
- 保育園や学校において、地域社会と連携した世代間交流や地域学習が進められており、今後とも保育園・学校と地域のより深い連携の構築が求められます。
- 本町には多くの子育て支援団体があり、それぞれが活発な活動を展開しています。平成21年に、町内にあるいくつかの子育て支援団体が「大口町子育て団体連絡協議会」を組織し、子育て支援団体間の連携・協力関係の強化を促進しています。

### 【推進方策】

- 協働事業を推進するため、地域組織や住民活動団体と行政との定期的な情報交換を行いながら、意識の醸成を図るとともに、必要に応じてそれぞれが連携して事業を実施します。
- 保育園や小・中学校での地域との交流について、連携や学習の機会を増やしたり、地域住民の積極的な参画を促したりすることにより、園児や児童・生徒と地域住民のふれあいが、より密接になるよう内容を充実します。
- 子育て支援団体については、それぞれの特性や想いを尊重し、活動支援を推進するとともに、「大口町子育て団体連絡協議会」を核に、町内の子育て支援団体等の情報交換・連携の促進や、多様な子育て支援事業が展開されるよう支援します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>まちづくり応援の仕組み（協働事業）</b>		
<p>住民からの提案による協働事業である「元気なまちづくり事業」の承認を受けて実施された活動団体による事業のうち、子育て支援及び青少年健全育成に関するものは半数を超えています。内容も乳幼児を対象としたものから、小中学生を対象としたものまで幅広い取組みが行われています。</p> <p>さらに新規の登録団体も増える等、地域における子育て支援の体制が充実してきています。</p>	<p>子育てに関する地域の活動団体への期待は高まっています。</p> <p>子育て関係の活動団体と関係各課の現状を把握し、双方の協働に対する意識の醸成を図ります。</p> <p>今後も、引き続き、活動団体及び現在取り組まれている事業の内容に応じて、適切な支援を行っていきます。</p>	<p>地域協働課</p>

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>子ども会活動支援事業</b>		
<p>平成 28 年度より子ども会連絡協議会の事務局が N P O に委託され、子ども会連絡協議会役員とより細やかな連絡調整を行うことが可能になり、単位子ども会が安心して活動できるように事業実施の支援を行っています。</p> <p>全体の子ども会加入者数は微減傾向にあり、平成 30 年度に単位子ども会が合併し、現在 15 団体となっています。</p> <p>一方で、就学前の幼児の人数が 4 年間で 41 人から 99 人と 2 倍以上に伸びています。</p>	<p>地域での繋がり希薄化が懸念される中、子どもや親同士の交流ができ、地域の結束力向上につながる子ども会の存在は重要であるとの認識に立ち、引き続き子ども会活動を支援します。</p> <p>子どもの健全育成に寄与するため、主体的な組織運営が可能になるように支援するとともに、役員の負担軽減などによりなり手不足の解消を行う等、行事数や参加者数を維持しながら子ども会の継続的な取組を促進します。</p>	地域協働課
<b>スポーツ少年団支援事業</b>		
<p>スポーツ少年団に対し、自主活動や運営を支援すると同時に、交流大会の運営なども支援することで、町のスポーツ振興を図っています。また、スポーツの競技力向上だけでなく、子どもたちの健全育成、地域住民のふれあいの活動としても寄与しています。</p>	<p>今後も自主自立に向けての支援をしていくとともに、各団体が地域と密着したスポーツ振興ができるよう育成していきます。</p>	生涯学習課
<b>地域と共に学ぶ学校づくり〈101 ページ参照〉</b>		
<b>子育て支援団体によるプログラム提供</b>		
<p>子育てに役立つことや子育てが楽しくなるようなプログラムを用意し、親子が楽しく触れ合える「親子ふれあい広場」を、保健センターと北児童センター、大口中学校の 3 か所で、子育て支援団体への委託により開催しています。</p> <p>親の学びの場、親同士の繋がりや情報共有の場として利用されています。</p> <p>0～2 歳の子どもを持つ親の参加が多くありますが、参加者は減少傾向にあります。</p>	<p>参加者は減少傾向にあるものの、多様な子育て支援の場の提供として、今後も継続的な活動の支援を進めていきます。</p>	福祉こども課
<b>子育て支援関係ネットワーク推進事業</b>		
<p>町内の子育て支援団体等が情報交換・連携機能を継続するための組織として、4 つの子育て団体が集まって「大口町子育て団体連絡協議会」を組織しています。「親子ふれあい広場」の企画・運営をはじめ、他団体の活動にも参加したり、勉強会を開催したりする等交流を深め、子育て支援活動を展開しています。</p>	<p>今後も、町内の子育て支援団体等の情報交換・連携が継続・発展するとともに、多様な子育て支援事業が展開され、地域ぐるみの子育てや教育が展開されるように、支援します。</p>	福祉こども課

## 2-2 要保護児童への対応

### ■2-2-1 ひとり親家庭等の自立支援

#### 【現状と課題】

- 離婚数や未婚の母の増加などにより、母子家庭、父子家庭といったひとり親世帯で育つ子どもは増加傾向にあります。
- ひとり親家庭の抱える問題として、母子家庭において就労が困難で経済的に苦しいことが挙げられます。
- ひとり親家庭の貧困は、子どもの貧困や格差の拡大にもつながる深刻な問題です。

#### 【推進方策】

- ひとり親世帯の生活の安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当等の支給を継続するとともに、各種職業技術を養成する研修や相談などの就業支援を行い、経済的な自立を後押しします。
- ひとり親世帯に対する施策の情報提供とひとり親同士の交流を促すため、交流機会の提供を進めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>児童扶養手当の支給（国制度）</b>		
母子・父子家庭、DV被害者等の生活の安定と、児童の健全な育成のために、支給要件に合致する方に対し、国からの手当を支給しています。	国の制度に基づき、事業を継続します。	福祉子ども課
<b>愛知県遺児手当の支給</b>		
児童及び養育者が県内に在住で、支給要件に合致する方に対し、県からの手当を支給しています。	県の制度に基づき、事業を継続します。	福祉子ども課
<b>大口町児童扶養手当の支給</b>		
児童及び養育者が町内に在住で支給要件に合致する方に対し、町独自の手当を支給しています。	町の財政状況を見据えつつ、事業を継続します。	福祉子ども課
<b>ひとり親家庭に対する医療助成</b>		
ひとり親家庭の児童及びその扶養者に対して、18歳の年度末までの世帯にかかる医療費を助成しています。 ただし、利用については所得制限があります。	県の制度に準じ、継続していきます。また、毎年受給者証の更新の際には、医療機関の適正受診を促すようパンフレットを配布していきます。	戸籍保険課
<b>ひとり親の就業支援</b>		
県から相談員が派遣され、月2回相談を受け付けています。また、職業技能習得のための教育に対して補助をしています。 愛知県が行う各種事業について、パンフレットを配布し、案内をしています。	今後もひとり親が、経済的に自立できるよう、就職に役立つ技能や資格取得のための各種講座等を積極的に案内し、安定した生活が送れるよう支援をしていきます。	福祉子ども課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>ひとり親世帯への入学祝い金の支給</b>		
ひとり親世帯の子どもが小・中・高等学校に入学する際に入学祝い金を支給しています。	今後は、実施期間を見直すほか、事業の周知方法についても検討しながら、今後も継続していきます。	社会福祉協議会
<b>ひとり親の交流機会の提供</b>		
ひとり親世帯同士の交流を図るため、夏休みにおける日帰りバス旅行などの交流機会を提供しています。	参加者の意向などをアンケート調査により把握し、翌年度の事業に反映しながら、今後も継続していきます。	社会福祉協議会

## ■2-2-2 児童虐待の防止と対策

### 【現状と課題】

- 平成 17 年度以降、児童虐待に関する事務が児童相談センターから市町村に一部移行したことから、より身近で迅速な対応ができるようになった半面、市町村職員に高い専門性が求められるようになりました。
- 平成 18 年度に、要保護児童及びその保護者についての関係機関相互の情報交換及び実情把握等を目的として要保護児童対策地域協議会が設置され、児童虐待の予防や早期発見に取り組んでいます。
- また、赤ちゃん訪問やドアノック事業などを通じて、これまで以上に虐待及びそのリスクを抱える家庭の早期発見が可能となりました。今後は、要保護児童対策地域協議会の取組を拡充し、継続的かつ包括的な支援体制の構築が課題となっています。

### 【推進方策】

- 児童虐待については、主任児童委員及び民生委員・児童委員を中心とした地域、学校や幼稚園、保育園や医療機関等による対策についての手順や責任の明確化などを調整し、連携を強化することにより、早期に虐待を発見し、対策を取れるように体制を整えます。
- 虐待の予防や再発防止を図るため、要保護児童対策地域協議会を充実させるほか、家庭児童相談の体制を強化します。また、虐待をした保護者に対し、ピアカウンセリングなどを通して精神的なケアを行うことを検討します。
- こうした取組に迅速に対応するとともに、関係機関の調整を図り、継ぎ目のない地域ぐるみの包括的な支援体制をコーディネートできるような専門職員の養成を進めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>子どもの人権尊重の啓発</b>		
<p>子どもの人権についての重要性等について、国や県の啓発ポスター、作品などをイベント等で展示・活用して意識啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、各小学校で人権擁護委員による人権教室を開催しています。</p>	<p>今後も継続して人権に関する意識啓発に取り組み、身近な話題から人権について考える機会としてイベントや人権教室等を行っていきます。</p>	<p>福祉こども課 町民安全課</p>
<b>児童虐待の防止の啓発</b>		
<p>国・県と連携し、ポスター掲示や窓口での児童相談センターの電話番号が記載されたカードの自由配布などを行っています。</p> <p>さらに大口町子育て情報誌「ぎゅっと」に児童相談センターの電話番号を記載しています。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会などを通じて、今後は必要に応じて講演会等の開催を検討していきます。</p>	<p>福祉こども課</p>

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>児童虐待に精通した職員の養成</b>		
<p>育児に不安をもつ親に対して子育て相談を行い、関係機関と連携して虐待防止に努めています。</p> <p>また、要保護児童対策調整機関に配置が義務付けられた調整担当者を配置し、関係機関との連携を密にしながら、体制の充実を図っています。</p>	<p>赤ちゃん訪問やドアノッキング事業等との連携を強化し、虐待のリスクを抱える家庭に対して、早期からの継続的な支援体制を構築できるように、児童虐待に精通した専門職員の確保・養成を進めます。</p>	福祉こども課
<b>要保護児童対策地域協議会の運営</b>		
<p>要保護児童及びその保護者についての関係機関相互の情報交換及び実情把握等を目的として「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。平成30年度から江南警察署が本協議会に加わり、各関係機関との連携をさらに強化しています。</p> <p>育児に不安をもつ親や児童虐待を心配する祖母等からの相談や、ドアノッキング事業を通じた地域の民生委員からの情報提供等により児童虐待防止に速やかに対応できる体制の充実に努めています。</p>	<p>年1回開催する要保護児童対策地域協議会及び月1回開催する実務担当者会議の充実を図り、関係各課・組織と連携し、引き続き児童虐待の予防や早期発見、虐待発見後の対応力の強化に努めていきます。</p>	福祉こども課
家庭児童相談〈77 ページ参照〉		

## ■2-2-3 障がいのある子どもに対する施策の充実

### 【現状と課題】

- 子どもの情緒面での障がいは発見しづらいものの、早期発見による早い時期からの療育と、成長段階ごとの支援が途切れないような継続的な関わりが求められます。
- また、障がい児の心身のケアを中心的に担う母親における物理的・精神的負担はきわめて大きいことから、母親自身に対するきめ細かい支援も重要です。
- ライフステージごとの継ぎ目のない支援を提供するために、ぱんだ教室、たんぽぽ教室等と保育園、小中学校等が連携しながら、大口町地域包括支援センターを核とした相談・支援体制の充実を図る取組を行っています。
- 障がいのある、なしに関わらず、地域全体で子どもを見守り育てる社会を実現することが求められます。

### 【推進方策】

- 障がいのある子どもについては、幼児期から成人に至るまでのライフステージごとに継ぎ目のない継続的な関わりと、関係機関の連携による包括的な支援に引き続き取り組みます。
- 子どもの障がいについては、障がいの原因となる疾患等の適切な予防及び早期発見・早期治療の推進を図ります。また、発達の遅れや障がいの疑いのある子どもの保護者の気持ちを聴く中で、精神的なケアをしつつ、子どもにとって必要な情報提供をし、成長に応じた選択ができるよう相談体制や交流機会を充実させます。
- 障がい児保育においては「健常児も障がい児もともに育む」という考えに基づき統合保育を実施し、障がい児教育においては障がい児を含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりのニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行うインクルーシブ教育が円滑に提供できる体制の構築を目指します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
乳幼児健診の充実（早期発見）		
<p>乳幼児（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）の心身の発育発達の節目となる健診時に身体・精神両面での発達を確認し、先天性異常や視聴覚、運動機能、精神発達等の異常や虐待を早期に発見し適切な支援につなげるために、医師による診察、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士による保健指導を実施しています。</p> <p>乳幼児健診の診察や問診または家庭訪問や育児相談において疾病の疑いがあったお子さんに対し、経過観察や医療機関紹介、療育事業の参加を勧奨し早期治療、早期療育につなげています。</p>	<p>病気や障がいなどの早期発見に対応できるように、職員の能力向上や要観察や要紹介と判定されたケースのフォローアップ等、今後も内容の充実を図りながら継続します。</p>	<p>健康生きがい課</p>

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>たんぽぽ教室・たんぽぽ広場</b>		
<p>たんぽぽ教室は、1歳6か月児、3歳児の健診等で言語や対人面の発達や育児に心配のあった親子に対して、保育士による親子遊びや、保健師、言語聴覚士、心理相談員、家庭児童相談員による親子の観察、個別相談を行っています。</p> <p>また、たんぽぽ教室終了後も継続して療育指導を受けられるように、地域での集団の場として児童センターでたんぽぽ広場を開催しています。</p>	<p>発達や育児に心配のある親子が、より良い親子関係、子の発達が促されるよう個別支援等を含め、内容の充実を図りながら継続します。</p> <p>専門医への受診や療育訓練が必要な場合には母子通園施設と連携し継続して支援を行います。</p>	<p>健康生きがい課 福祉こども課</p>
<b>「あそびの学校」事業</b>		
<p>発達障がい児や、集団生活に馴染めない子どもや子どもの発達に不安を抱えている保護者のために開催しています。</p> <p>親子で気軽に参加できる遊びと相談の場を設け、言語聴覚士を招き、遊びを通じ友達との関わり方を学ぶプログラム提供を、NPO等と協働して進めています。</p> <p>親子で参加し、小集団の場を体験、学ぶことができ、より良い親子関係、子の発達の場として利用されています。</p> <p>また、必要に応じて北保育園内にある母子通園へ繋ぐ等、切れ目ない支援を実施しています。</p>	<p>協働事業として進めており、今後も小集団を通して子どもの心身の発達につながるような場として事業を継続していきます。</p>	<p>福祉こども課</p>
<b>大口おもちゃ図書館さくら</b>		
<p>すべての子どもたちが健やかに育つことを願い、おもちゃを介して豊かな遊びの輪を広げ、社会性を学ぶことを手助けしています。</p> <p>具体的には、年中及び年長の子どもの対象に、いろいろなおもちゃと出会い、集団の中で人付き合いやルールを学びながら子どもの成長を促しています。</p> <p>保育園及び幼稚園に案内を置いて周知を図り、来てほしい子どもや保護者へは直接声をかける等して、参加を促しています。</p>	<p>障がい児には自立心を、健常児にはノーマライゼーションの心を育みながら、すべての子どもの成長を支援できる場として、今後も継続します。</p> <p>偏りなく声をかけ、本当に来てほしい子どもや保護者が参加できるように、保護者と先生の信頼関係を構築し、事業につなげていきます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
<b>障がい児保育の充実（保育園）</b>		
<p>発達の緩やかな子を受け入れ、対象年齢に合わせたクラスで一緒に集団保育をして育ちを支えています。継ぎ目のない支援を基本に、公立保育園を軸としながら民間保育園とともに進めています。</p>	<p>すべての子どもの成長を支援できる場として、今後も育ちあいを支援していきます。</p>	<p>福祉こども課</p>



事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>障がい児保育の充実（ぱんだ教室）</b>		
<p>北保育園内にぱんだ教室を設け、心身に発達の遅れがあると思われる就学前の幼児に対し、母子で通園しながら、日常生活の自立を促すとともに、集団の中でもその子らしく生きられるように支援をしています。</p> <p>また、他の子どもたちも関わることで、その子の特性を理解し、一緒に生活ができるように努めています。</p> <p>保育園や幼稚園の就園後の療育の場や母親学習会を開催する等、親自身の学びや安心感を得られる場を提供しています。</p> <p>平成28年度の北保育園への移設に伴い、感覚統合室の整備等の施設の充実を図りました。</p>	<p>今後もぱんだ教室の周知を図り、心身に発達の遅れがあると思われる幼児に対して、早期に、その子に合った療育・保育を進めていきます。</p> <p>母子通園は、今後もニーズは高まると予想されます。ぱんだ教室後に就園する保育園や幼稚園と情報を共有しながら、親子の支援を継続して充実していきます。</p>	福祉こども課
<b>特別支援教育の充実</b>		
<p>障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っています。</p> <p>障がいのある児童・生徒をはじめ、発達障がい（LD、ADHD、高機能自閉症等）により学習や生活についての特別な支援を必要とする児童・生徒に対する教育的対応についても充実させるため、学校支援員を配置しています。</p> <p>さらに、小学1、2年の児童が学校生活に慣れるための支援に、1年生のクラス数にさらに1名を追加した人数の学校支援員を配置しています。</p>	<p>特別支援学級に在籍している児童・生徒以外にも、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）傾向にある児童生徒は増加傾向にあります。</p> <p>一人ひとりのニーズに合った確かな教育を行う</p> <p>小中学校における特別支援学級や通級による指導、通常の学級のそれぞれの充実を目指します。</p> <p>円滑な学校運営に対応するため、学校支援員の配置に加え、個々への対応として、町福祉行政や包括支援センター、医療機関等の関係機関と連携し、必要な支援を検討、実施していくことで、児童生徒のよりよい学習環境を確保します。</p>	学校教育課
<b>ライフステージギャップゼロ作戦</b>		
<p>成人し就職することまでを視野に入れ、ライフステージごとの継ぎ目のない支援が求められます。</p> <p>そこで、子どもの成長に合わせ、各関係機関で見守ると共に、ライフステージごとの継ぎ目においては、情報共有を図ることで、切れ目のない支援を実施しています。</p> <p>さらに、大口町地域包括支援センターと連携を図り、一人ひとりのニーズに沿った支援に努めています。</p>	<p>発達障がい児支援のニーズ増加に伴い、必要性は高まっています。個人情報に配慮しつつ、各関係機関と連携をしながらライフステージごとの継ぎ目のない継続的な支援に包括的に取り組んでいきます。</p>	福祉こども課
<b>障害児福祉手当（国制度、県加算分）</b>		
<p>20歳未満で障がいがある方で受給要件に合致している方に対して、国及び県の制度による手当を支給しています。</p>	<p>国の制度に基づき、事業を継続します。</p>	福祉こども課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>特別児童扶養手当（国制度）</b>		
20歳未満で障がいがある児童を扶養している方で、受給要件を満たす方に対して、国の制度による手当を支給しています。	国の制度に基づき、事業を継続します。	福祉こども課
<b>在宅重度障害者手当（県制度）</b>		
在宅の重度障がい者のうち、国の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していない方に対して、手当を支給しています。	県の制度に基づき、事業を継続します。	福祉こども課
<b>福祉手当（町制度）</b>		
大口町に在住する、受給要件を満たす障がいのある方に対し、町独自の手当を支給しています。	町の財政状況を見据えつつ、事業を継続します。	福祉こども課

## 基本目標 3 働きながらの子育てを支援する

### 3-1 乳幼児保育・放課後児童クラブの充実

#### ■3-1-1 保育園における多様な保育の充実

##### 【現状と課題】

- 核家族化に加え保護者の就労状況の多様化、女性活躍や働き方改革などの社会状況が、保育に関するニーズの多様化・高度化につながっています。特に、昨今は、就労する母親の増加に伴い3歳未満児の保育ニーズが高まっています。
- さらに、宅地開発が進められるなど、子育て世帯の増加、それにとまなうニーズ量の拡大への対応が求められています。
- こうした状況のなか、北保育園の建て替えによる3歳未満児の保育定員の拡大、中保育園の民営化や幼保の連携強化、民間医療機関への委託方式による病児・病後児保育の実施など、保育メニューの拡大や効率的な運営に配慮しつつ、保育の充実を図ってきました。
- 単に保育時間・日数を拡大することが子どもの成長にとって望ましいとはいえない面もありますが、一方で、現実に保育の充実が求められていることから、就労条件の改善と並行して総合的に検討していかなければなりません。
- 保育を提供する期間は、子どもが成長する過程で豊かな心と健やかな身体を形成する上で最も重要な時期であり、保育士の資質や保育園環境の向上など質の確保が求められます。

##### 【推進方策】

- 保育園は、現在実施している保育時間・曜日を維持しつつ、不足傾向にある3歳未満児のニーズに対応するために西保育園の増改築を行うなど、利用者のニーズ状況に応じた柔軟な運営を進めます。
- 病児・病後児保育については、施設型サービスについて、扶桑町内の医療機関への委託事業として保育内容の充実を視野に入れつつ継続的な事業実施を図ります。
- 保育の質の確保を進めるため、職員研修の充実をはじめ、保護者、保育園、識見を有する者が情報交換を行うとともに、幼稚園と保育園の連携により、質の高い乳幼児教育・保育の実現に努めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>通常保育</b>		
<p>保育所保育指針に基づき、平日家庭保育が十分でない保護者に代わり、保育を行い、園児の健全な心身の発達を支援しています。保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分を基本とし、土曜日の保育については、運営の効率化のため大口中保育園での集約した保育を実施していましたが、利用者の増加により、平成29年7月からは公立園に通う園児については町立西保育園での集約した保育を実施しています。</p> <p>北保育園の建て替えにより、3歳未満児の保育の拡充を図りましたが、増加する未満児保育のニーズに対応するために、平成31年度にさらに定員を増加しました。</p> <p>保護者の経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降の子どもが0歳児及び1、2歳児の場合は、利用者負担額を免除しています。</p>	<p>町立西保育園の増改築により、増加する未満児保育のニーズへ対応できるサービス量を確保します。</p> <p>また、保育士の資質や保育環境の向上など保育の質の確保に努めます。</p>	福祉こども課
<b>延長保育</b>		
<p>保護者の就労状況、家庭の事情などにより、通常保育時間を超えて保育を必要とする児童のために、平日午前7時30分から午後6時30分（大口中保育園のみは、午後7時）の時間外保育（延長保育）を公立保育園3園と私立保育園1園で実施しています。</p> <p>3歳未満児の増加に伴い、延長保育の利用者も増加しています。正規職員の時差出勤や早朝・延長対応の臨時職員により対応しています。</p>	<p>利用実績の推移を注視しながら、必要に応じて適宜職員配置を拡充するとともに、利用者の延長保育ニーズと費用対効果を勘案しながら、引き続き適正な延長保育の提供に努めます。</p> <p>利用者の増加により、職員の体制の確保が問題になってきていますが、ニーズに対応できる体制を引き続き調べていきます。</p>	福祉こども課
<b>休日保育</b>		
<p>保護者の就労により、休日において家庭での保育が困難な児童に対して、休日に保育を行う事業です。</p> <p>町立西保育園にて公立・私立園の園児の休日保育を実施しています。利用者は年々増加しています。</p>	<p>保護者の就労形態の多様化による保育ニーズの増加に適切に対応しながら、引き続き適正な休日保育の提供に努めます。</p>	福祉こども課
<b>一時保育〈76 ページ参照〉</b>		
<b>病児・病後児保育（施設型）</b>		
<p>病気や病気の回復期である児童の保護者の方が、勤務等により自宅で育児ができない場合にその児童を預かる事業です。</p> <p>扶桑町内の医療機関への委託事業によって一日定員2名で事業を実施しています。</p>	<p>核家族化が進み、周りに助けが求められない家族もいることから、一定のニーズがあり、今後も事業内容の充実を見据えながら継続して実施していきます。</p>	福祉こども課
<b>保育の質の確保</b>		

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<p>町内4園合同の勉強会や周辺市町との合同の勉強会等を開催し、アレルギーや障がい児への対応といった現場の課題について学んだことを保育現場に活かすなど、保育内容と質の充実に努めています。</p> <p>アレルギーや障がい児への対応や増加する3歳未満児保育の研修を実施しています。</p> <p>公立保育園では木育、私立保育園は体力づくりに力を入れ、心と体を育てる保育の展開のなかで、子ども一人ひとりをみつめ、自己肯定感を大切にしながら、保育の質の向上に努めています。</p>	<p>引き続き、保育園の職員・保護者の間で話し合い、保育の質の向上に努めます。</p> <p>特に、未満児が増加する中で、園児の安全と保育の質の確保が重要となっています。</p> <p>私立保育園や幼稚園とも連携しながら、合同の研修会、交流も進め、町内保育の更なる向上に努めます。</p>	福祉こども課
<b>幼保連携の推進</b>		
<p>年齢に応じた質の高い乳幼児教育保育を展開するため、就学前の子どもに幼稚園、保育園の区別なく同一の場所で同一の内容の保育を実施するものです。カリキュラム等で町内私立幼稚園と情報交換・交流を図って対応しているため、これまで本町ではあえて一元化を導入していません。</p> <p>年4回、大口町療育支援連絡会を開催し、子どもの情報共有や保育園の保育方針、幼稚園の教育方針等の相互理解を深める勉強会を開催しています。また、年1回、療育研修会も継続しています。なお、お互いの連携を深める場として、おおぐちっ子まつりに参加しています。</p>	<p>保育士の研修やイベントなどを通じて幼稚園と保育園の連携を深めます。</p> <p>今後も継続していきます。</p>	福祉こども課
<b>保育園の効率的な運営</b>		
<p>多様化している保育ニーズに対応できるよう、大口中保育園の民営化を維持していくとともに、北保育園の建て替えを進めることなどにより、効率的な運営に努めています。</p> <p>北保育園の新築により、未満児クラスの受け入れ増加を図りました。しかし、ニーズがさらに増加したため、西保育園の増改築により、対応していきます。</p>	<p>増加傾向にある未満児保育や一時保育のニーズに対応できるよう、費用対効果を勘案しながら、引き続き効率的な運営とサービスの質の向上を図っていきます。</p> <p>未満児保育ニーズを掴みながら、待機児童がでないようにしていきます。</p>	福祉こども課
ショートステイ〈97ページ参照〉		

### ■3-1-2 小学校の児童に対する保育の充実

#### 【現状と課題】

- 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、平日の放課後に宿題や遊びを通じて、集団での行動や社会のルールを学ぶ、小学生の居場所として放課後児童クラブがあり、児童センターや学校敷地内専用施設など町内4ヶ所で事業を実施しています。また、夏休み期間の利用ニーズに対応するため、夏休み期間の児童の受け入れも実施しています。
- 現在、小学校1年生から6年生を対象に平日の下校時から午後6時30分まで事業を実施しているほかに、土曜日の午前8時30分から午後6時までの時間帯で西児童センターにて開設しています。また、平成17年度より町独自の事業として一時利用を実施しています。
- 利用者は増加傾向であり、核家族化や保護者の就労状況の多様化等により、今後もニーズ量の拡大なども見込まれることから、現行の定員では対応することが困難な状況も懸念されており、必要に応じてサービスの確保のための方策が求められています。
- 特に、夏休み利用や一時利用については受け入れ態勢の充実などが必要となっています。
- すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごせるように放課後子ども教室をNPO等に委託し、平日の放課後の居場所を確保しています。

#### 【推進方策】

- 放課後児童クラブでは、利用ニーズの増大に対応した確保方策を進めるとともに、多様なニーズに対応しながら引き続き内容の充実を図ります。
- 放課後子ども教室については、放課後児童クラブとの関係を考慮しつつ、ニーズに応じて対応していきます。
- また、持続的な事業継続の観点から受益者負担のあり方の検討を進めます。
- 事業内容の質についても、客観的な評価をしつつ質の確保・向上に努めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>放課後子ども教室</b>		
放課後児童クラブの実施と合わせて、放課後子ども教室として、NPOに事業を委託しており、平日の放課後の居場所として利用されています。	放課後児童クラブとの関係を考慮しつつ、ニーズに対して総合的に対応していきます。	福祉こども課
<b>放課後児童クラブ</b>		
<p>保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童に適正な遊びと生活の場を提供するため、児童センターや学校敷地内専用施設など4か所で放課後児童クラブを開設しています。また、本町独自制度として一時利用を実施しています。また、夏休みの利用についても門戸を開放しています。</p> <p>平成29年7月に北児童クラブの定員を増やし、増加傾向にあるニーズに対応しています。</p>	<p>働き方が変わり、今後ほどの施設においてもニーズが増大することが予想され、実施場所の増設や職員の確保が急務となっています。特に、南児童センターのニーズが高くなっており、計画期間中に定員を増加してニーズに対応します。</p> <p>また、受益者負担や持続的な事業継続の観点から利用料の見直しや運営方法（一時利用の見直し等）も検討していく必要があります。</p>	福祉こども課
<b>ショートステイ</b>		
保護者が疾病等の社会的な理由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合等に児童福祉施設等で養育する事業ですが、これまではニーズがないことから、現時点では、実施していません。	本町では、当該事業に対応できる施設を作ることは難しいことから、今後とも広域的な連携による対応していきます。	福祉こども課

### 3-2 ワークライフバランスの普及促進

#### 【現状と課題】

- 共働き世帯が増加するとともに、夫婦ともに子育てを担う意識も高まっていますが、子育てを主に担っているのは依然として母親である場合が多くみられます。
- 男女共同参画の理念のもと、職場においても男女平等の徹底が求められており、男性の育児休業取得も進んできてはいますが、依然として理解が十分に得られているとはいえない状況にあります。
- 女性活用や働き方改革といった働く女性を応援するための制度の充実や利用促進だけでなく、男性の働き方も含めた見直しなどにより、夫婦で家事・育児を分担するような男女共同参画社会の形成が求められます。

#### 【推進方策】

- おおぐち男女共同参画プランに基づき、母親が積極的に社会参画できるように、町主催のイベントや講演会に託児を設置するとともに、各種教室等の開催を通じて、子育てにおける父親の参加の必要性やワークライフバランスの重要性などについて啓発します。
- 町内の企業に対し、女性の就業への理解や支援の充実、父親の育児休業取得など子育て家庭に対する理解を促進します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>男女共同参画社会の推進</b>		
<p>おおぐち男女共同参画プランに基づき、男女がともに参画できる地域活動の推進をめざして、おおぐち男女共同参画懇話会との協働により、広報への記事掲載や講演会などの各種啓発事業を行っています。</p> <p>おおぐち男女共同参画懇話会と共同で各種啓発事業を実施しています。毎月の広報への記事掲載、年1回の啓発紙の発行を継続的に行っており、平成28年度には子育てをテーマに講座を実施しています。</p> <p>平成29年度にプランの見直しを行い、第四次おおぐち男女共同参画プラン（平成30年4月から令和5年3月まで）を策定し、女性活躍推進計画を含んだ計画となっています。</p>	<p>女性活躍推進法の施行など職場や地域における女性の進出が期待されています。男性に対しても家事や育児への参加が求められ、働き方改革やワークライフバランスの推進が今後ますます求められています。</p> <p>第四次おおぐち男女共同参画プランに基づき、活動団体や地域団体との協働により、啓発活動を行い、すべての人にやさしい、男女が共に生き、共に輝くまちづくりを目指します。</p>	地域協働課
<b>母親の社会活動への参加促進</b>		
<p>町のイベント等に母親が参加できるよう支援を行いますが、現在は十分ではないのが現状です。</p>	<p>関係各課と連携して母親が社会参画できるよう支援していきます。</p>	福祉こども課



事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
企業の子育て家庭支援推進の働きかけ		
育児休業や家族手当、短時間勤務等といった企業の子育て家庭支援の充実を働きかけます。	国、県と連携して商工会・法人会等に対して子育て家庭支援推進の働きかけを推進していきます。	福祉こども課
すくすくサポート事業〈76 ページ参照〉		
赤ちゃん抱っこ体験〈109 ページ参照〉		

## 基本目標4 親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する

### 4-1 豊かな心を育む教育の促進

#### ■4-1-1 幼児教育の充実

##### 【現状と課題】

- 幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であり、発達に欠かせない集団での遊びや学びを通じた幼児教育を受ける機会を確保する必要があります。
- 本町には、幼児教育機関として大口幼稚園とラ・モーナ幼稚園の2園があります。
- また、4園の保育園においても、子どもの健やかな育ちを推進するために、保育所保育指針を踏まえた内容の保育を進めています。
- 現在、3つの小学校区において、保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携会議などを通じて日常的な連携を深めながら、子ども達の継続的な見守りを進めています。

##### 【推進方策】

- 継ぎ目なく子どもの成長を見守る環境づくりを進めるため、関係事業者・機関に協力を仰ぎつつ、幼稚園や保育園から小学校、中学校までのさらなる連携強化を図ります。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>大口町幼稚園就園者給食費等補助事業</b>		
<p>次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援し、安心して子育てできる環境を整えることを目的に、町内に居住し私立幼稚園に通園している児童の保護者に対して、給食費等のうち主食代相当分として園児1人に1月あたり850円を助成しています。令和元年10月からは主食代相当分として1月650円(上限)を補助しています。</p> <p>さらに、年収360万円未満相当世帯及び第3子については、副食代相当分として1月4,500円(上限)の補助もしています。</p>	今後も引き続き事業を継続します	福祉こども課
<b>幼稚園・保育園、小学校、中学校の連携会議の開催</b>		
<p>本町における幼稚園・保育園並びに小・中学校の関係者が集い、個々の子どもの成長や子育てについてともに語り合うものです。</p> <p>町内全小学校において、町内の保育園、幼稚園との連携会議や互いの授業見学を実施しています。</p> <p>また、小学校6年生の中学校進学がスムーズにできるよう、中学校1日体験(ONEDAY 大中生)や、特別支援学級では、交流会を実施しています。</p>	子どもたちが進学という節目をなだらかに移行できるよう、継続的な見守りを各機関が連携して、引き続き取り組んでいきます。	福祉こども課 学校教育課

## ■4-1-2 誰もが学ぶ楽しさを知る学校教育の推進

### 【現状と課題】

- 児童・生徒は、一日の約3分の1を学校で過ごし、教科だけでなく生活全般にわたる様々な学習をしているため、学校の果たす役割は重要です。
- 学校教育の現場が多忙化するなか、児童・生徒の教育の責任について学校、家庭、地域が役割分担をしつつ、協働しながら地域社会全体としての教育力を向上させるとともに、誰もが等しく教育を受けられるようにすることが課題となっています。
- 週5日制などによる限られた授業時間数のなかで、より効率よく質の高い学習カリキュラムを実践できるよう求められています。

### 【推進方策】

- 地域住民とのふれあいや地域の歴史・文化を学ぶ機会を増やし、内容の充実に努めつつ、地域と共に学ぶ学校づくりを進めます。
- 学級編成の少人数化や小・中学校への教員派遣により、少人数指導やチームティーチング（「分かる授業」を実現するための指導）の実施など質の高い授業を実施し、学力の向上に努めていきます。
- 発達に遅れのある児童や外国につながる児童・生徒も安心して教育を受けられるように職員配置の充実等を行っていきます。
- 経済的に苦しい家庭に対する就学援助については、国の制度及び町の財政状況などを踏まえつつ継続していきます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>地域と共に学ぶ学校づくり</b>		
地域の特性や教育力を生かしたカリキュラムが、学校運営の一環として各学校に根付いて、地域の方を講師に迎えた授業等も実施しています。	今後の社会潮流や地域の状況に応じて、各校における特色ある学習プログラムを検討・実践していきます。	学校教育課
<b>小・中学校への教員派遣</b>		
各小学校には1名の教員（講師）、中学校には3名の教科教員（講師）を配置し、少人数教育やチームティーチングなどのよりきめ細かい教科指導を実施しています。	教育の質の確保ときめ細かい教科指導を行うため、今後も継続して実施します。	学校教育課
<b>少人数学級の検討</b>		
県の方針に従い、小学校1・2年生、中学校1年生を35人学級体制で継続して実施しています。	教員の配置などの問題もあるため、県の方針に沿いつつ、進めていきます。	学校教育課
<b>就学援助事業</b>		
経済的な理由で小・中学校に通うことが難しい家庭に対し、学用品や給食費（特別支援学級の児童・生徒も含む）などを援助しています。現行制度の維持と合わせ、平成24年度から特別支援学校児童生徒給食費補助事業も開始しました。平成29年度からは、新入学に必要な費用を入学前に支給できるよう制度改正しています。	国の制度及び町の財政状況を踏まえつつ、継続していきます。	学校教育課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>私学助成事業</b>		
私立高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、所得に応じて授業料を補助しています。	国の制度及び町の財政状況を踏まえつつ、継続していきます。	学校教育課

### ■4-1-3 豊かな人間性と健やかなからだを育む教育の推進

#### 【現状と課題】

- 近年、いじめや不登校の問題が深刻化しており、児童・生徒が悩みを相談できるような支援体制や、実際に不登校になった児童・生徒に対するきめ細かいケアが重要になっています。
- 経済社会活動のグローバル化とIT化が相まって地域の国際化が進んでいるなか、多文化共生社会を担う人材の育成が大きな課題です。
- 少年犯罪の低年齢化や規範意識の低下などがいわれるなか、豊かな心を育む教育や食育を通じた学びと健康づくりが求められます。
- 核家族化の進行により、異世代との交流が減少していることから、より多くの児童・生徒が乳幼児とふれあえる機会を提供して命の大切さなどを実感できる様々な経験をする必要があります。
- また、思春期を迎える中高生が、学校や家庭以外に自分の居場所と感じられる場所が少ないことから、気軽に集い自由に時間を過ごせるような空間的・精神的な居場所づくりが求められます。

#### 【推進方策】

- 青少年の心の相談やスクールカウンセリングについて、より相談しやすいしくみを検討しつつ継続していくとともに、登校できない児童・生徒に対して適応指導教室（ふれあいルームおおぐち）への通室を積極的に働きかけます。
- 海外派遣や広島への平和記念式典参加については、貴重な実経験を通じて豊かな人材育成の機会となるように、今後も継続していきます。
- 学校給食を含めて、家庭と連携した食育指導を積極的に推進します。
- 地域社会とのふれあいや乳幼児とのふれあいの機会を増やし、体験を通して親となるための心の成長を図ります。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>スクールカウンセラー</b>		
生徒の相談窓口として県採用のスクールカウンセラーが、小中学校で1名配置されています。 中学校においては、町採用の心の相談員、養護教諭補助員を2名配置し、生徒の対応を行っています。	不登校対策に寄与する事業として継続します。	<b>学校教育課</b>

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>ふれあいルームおおぐち（適応指導教室）</b>		
学校に行けない児童・生徒の心の居場所として、それぞれの状態に配慮し、現籍校と連携を密にしながら、児童生徒の学校復帰、中学校3年生の生徒については、進学に向けた支援をしています。	不登校児童・生徒の学校への復帰支援を継続します。 また、学校と連携を図り、ふれあいルームに来られない不登校の児童・生徒に登校を促します。	学校教育課
<b>海外派遣事業</b>		
町内に住む中学生、高校生、大学生から参加を募り、海外の事業所見学や青年海外協力隊の活動見学などを行っています。また、本事業経験者で構成されるNPOが、事前研修や報告会等をサポートするなど、多文化共生のまちづくりを推進する次世代育成が進んでいます。 平成28年度からは幅広く渡航希望者を募るため、派遣対象学年を中学2年生も含める一方、多くの子どもが参加機会を得ることができるよう、同一人物の3年以内の申し込みを不可としています。	国際化が進み、外国語能力やグローバルな視点は、今後もより重視されると思われます。 参加者の意見や社会情勢等を考慮しつつ、事業の在り方を毎年検討していき、長期的視野で本町に寄与できる人材を育成していきます。	地域協働課
<b>非核平和推進事業</b>		
平和教育推進事業を組み入れ、毎年7月に中学校並びに健康文化センター及び役場庁舎でパネル展を実施しています。役場庁舎で開催するパネル展に合わせて平成30年度よりヒバクシャ国際署名（ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名）を行いました。 平成4年度から継続して8/5～8/6には中学生を広島に派遣し、8月中旬の出校日にこの報告を含めた平和記念式を実施しています。実際に現地を訪ね、その報告を受けることで、非核平和への思いを育み、平和学習の一翼を担っています。	戦争を体験した世代の高齢化が進み、直接体験等を聞く機会が少なくなる等、戦争の記憶が薄れていくような懸念もありますが、広島市や関係機関と連携して、特に中学生に向けた非核平和事業を継続していく中で、引き続き平和への思いを育成していく事業を展開します。	行政課
<b>小中学校における食育の推進</b>		
子どもたちが健全で豊かな食生活を送れるよう、給食の実施に加え、栄養教諭及び学校栄養職員による給食訪問（給食指導及び栄養教諭による授業）を小中学校で行っています。	発達段階に応じた食生活に関する指導を行うため、栄養教諭及び学校栄養職員による給食訪問などを継続します。また、食育について家庭との連携を図り、子どもの健全な成長を促します。	学校教育課
<b>乳幼児との交流・育児体験授業の実施</b>		
中学生の職場体験や保健体育の授業に加え、JVC（ボランティア）で町内幼稚園、保育園にて保育体験を実施しています。 また町内子育て団体による、赤ちゃん抱っこ事業を中学校内でも実施し、多くの生徒が乳幼児とふれあいを行っています。	核家族化の進行により、異世代との交流が減少しているため、こうした事業を継続することで、児童生徒の情操教育に寄与します。	学校教育課
<b>中高生の居場所づくり</b>		
町内の中・高校生が、学校や家庭以外に自分	北児童センター創作活動室は中高	福祉こども課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<p>の居場所と感じられる場所を提供し、中高生が様々な活動を行い、多様な価値観と触れながらコミュニケーション能力や生きる力を育む取組です。</p> <p>北児童センター創作活動室は防音設備も整っており、バンドやダンスの練習場所として利用されています。平成30年度にはピアノも設置し、利便性の向上を図りました。しかしながら、利用者数は減少傾向にあり、利用促進を図っていく必要があります。</p>	<p>生の居場所として欠かせない場所であるため、周知しながら今後も継続して利用促進を行っていきます。</p> <p>また既存の公共施設の空きスペースなどを提供し、日常的な居場所とする一方、地域における様々な主体が協力しながら行う活動への参加を促します。</p>	
<p>幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携会議の開催〈100 ページ参照〉</p>		
<p>スポーツ少年団支援事業〈84 ページ参照〉</p>		

## 4-2 家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験

### ■4-2-1 子どもの権利や子育てに対する理解の啓発

#### 【現状と課題】

- 1989年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約であり、わが国も締結しています。
- また、既にいくつもの地方自治体において子どもの権利に関する条例が制定され、子どもやその権利に対する理解が徐々に進んでいます。
- しかし、その考え方や理念について十分な理解が広がっているとは言い難い状況にあり、本町においても、今後も継続して理解啓発を進める必要があります。

#### 【推進方策】

- 子どもの権利に関するポスターやパンフレットなどの啓発資料を配布等により積極的な啓発を行い、理解促進に努めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>子どもの権利に関する啓発</b>		
国・県等から送付される子どもの権利に関するポスター・パンフレット等を保育園・小中学校等に配布し啓発に努めています。	子どもの権利の重要性を認識し、積極的な啓発を継続して実施していきます。	福祉こども課
要保護児童対策地域協議会の運営〈88 ページ参照〉		



## ■4-2-2 家庭教育の支援と地域による教育

### 【現状と課題】

- 家庭教育やしつけは、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を果たすものです。
- しかしながら、近年の都市化、核家族化、少子化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 現在起きている、子どもによる犯罪やいじめなどを引き起こす原因として、こうした家庭におけるしつけや親子の関係に問題があるといわれています。
- 一方、核家族化や少子化が進むなか、家庭教育を補完するとともに、希薄になりがちな地域における地域とのつながりを確保するために、地域における教育は大きな課題となっています。
- 本町では、地域組織や様々な団体による活動により、子どもがいきいきと活躍できる場がありますが、今後より一層の充実が求められます。

### 【推進方策】

- 各種の相談がしやすい体制を整え、子どもにとって心安らぐ、早く帰りたくなる家庭づくりを支援します。
- イベントや生涯学習プログラムなどを実施し、親子のコミュニケーションを促進するための場を積極的に提供し、親子で参加できる活動を促します。
- これまで地域で行われていた活動などに、これまで以上に子どもが参画できるようにし、子どもが活動への参画を通して、社会のルールやマナーなどを学び、心の成長を促す支援を継続します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>「子どもに語ろう」ふれあい活動（家庭教育推進事業）</b>		
毎年行われるふれあいまつりにおいて、小中学校単位でブースを出店し、親子のふれあいを促しています。	今後も内容を充実させながら継続していきます。	生涯学習課
<b>家庭における教育・育児力の向上</b>		
平成 27 年度に「毎日家庭で行える子育て 3 か条」を作成し、保育園及び幼稚園で、家庭で大切にしてほしいことを重点に意見交換し、パンフレットの配布を行っています。 また、子育て支援センターを利用する方にも資料配布や意見交換を実施し、家庭での教育の大切さを伝えています。	今後も継続して実施し、家庭教育の大切さを伝えていきます。	福祉こども課
家庭児童相談〈77 ページ参照〉		
子育て相談室〈72 ページ参照〉		

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>親子のコミュニケーションの促進</b>		
親子がふれあう場として、日間賀島で自然体験教室を実施し、親子のコミュニケーション促進を図っています。	今後も内容を充実させながら継続していきます。	生涯学習課
<b>伝統芸能・歴史文化の継承</b>		
<p>町内の歴史・文化を次世代へ繋ぐため、平成29年度に「歴史文化教育事業」を立ち上げ、保育園、小中学校に対し、出張授業及び資料の貸出等を実施。各年齢及び発達段階に応じて、郷土の歴史・文化を知る機会を創出しています。</p> <p>毎年4月第1日曜日及び10月最終日曜日には伝統芸能発表会を開催しています。</p> <p>北小学校では、伝統芸能保存会の支援を受け、3年生の児童を対象に「ふるさと大口・お祭りたいけん広場」を実施し、地元につながる伝統芸能の体験や保存会との交流を行っています。しかしながら、各地区の保存会は年齢層が高く、伝統芸能の継承が困難になっている地区もあります。</p> <p>この他にも金助桜まつりにおける木遣りやお囃子等の伝統芸能の披露など、町内各所で伝統芸能の継承の取組が行われています。こうした機会を通じて、子どもたちの伝統芸能への興味と理解を育んでいます。</p>	<p>今後も各地区における伝統芸能・文化の継承を支援していきます。</p> <p>特に、保存会については、新規参加者の獲得や子どもたちとの交流をより積極的に実施する必要があります。</p> <p>小中学校においては、2020年以降、改訂した学習指導要領の完全実施に伴い、連携事業が難しくなる可能性もあります。</p> <p>子どもたちの郷土愛を育む取り組みとして、お互いに負担をかけずに連携できる方法を検討し、保育園での活動とリンクさせつつ、町内で育つ子ども達に対し、各発達段階に応じた郷土の歴史・文化を知るプログラムを実施していきます。</p>	歴史民俗資料館
<b>福祉実践教室</b>		
平成3年から町内小中学校と協働し、福祉実践教室を実施しています。当事者講師やボランティアの協力により、命の大切さや「ともに生きる」力を育み、地域の一員としての自覚が芽生えるよう事業を推進しています。	防災や認知症など、関心が高まっている科目も各校で取り入れることを目指し、今後も内容の充実を図りながら継続していきます。	社会福祉協議会
<b>夏休み家族福祉教室</b>		
平成26年度より、親子や家族で参加できる夏休み家族福祉教室（施設見学ツアー）を実施しています。施設内を見学するほか、実際に施設の給食を試食し、家族で福祉について考える機会を提供します。	今後も参加者のニーズに応じて内容の充実を図りながら継続していきます。	社会福祉協議会

## ■4-2-3 次代の親を育むための教育

### 【現状と課題】

- 近年、地域で異なる年齢の子ども同士と一緒に遊んだり、地域の大人と交流したりする機会が少なく、育児に通じる様々な経験が乏しくなっています。
- その結果、子育てに悩む親が増えると同時に、子どもを産み育てることに希望がもてない若者が増えています。

### 【推進方策】

- 小中学校や子育て団体と連携しつつ、妊婦や乳幼児とのふれあい体験を実施できるよう、機会の拡充に努めます。
- 様々な地域活動や団体の活動に子どもがより積極的に参加するよう促し、大人や異年齢の子どもとの活動を通じて、社会のルールや世代間での連携の重要性、乳幼児とふれあうことの楽しさなどを学び、次代を担う社会人となるよう育成を図ります。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>赤ちゃん抱っこ体験</b>		
<p>中学生が妊婦や乳児とのふれあいを通じて、子育ての意味や実際の赤ちゃんに触れることで湧き上がる感情を体験し、将来子どもを産み育てることに希望をもてるように実施しています。</p> <p>中学校での命の授業の開催を受けて、8月頃に子育て支援センター（H29までは児童センターで開催）で中学生子育て体験を実施しており、命の大切さを実感したり、子どもを育てる楽しさを味わったりする機会となっています。</p>	<p>このような経験は、子どもの将来に貴重な体験となるため、今後も継続していきます。</p>	<p>福祉こども課</p>
<b>いのちの学習</b>		
<p>自他の命の尊さや命の重み、ともに手を取り合って生きていく力を育むため、各小中学校において、心と体の発達に応じたいのちの学習を実施しています。</p> <p>また、中学生は、町子育て団体の協力により、助産師を迎えて、いのちの授業を実施しています。</p>	<p>今後も継続して実施します。</p>	<p>学校教育課</p>
親子ふれあい広場〈78ページ参照〉		
生涯学習の推進〈80ページ参照〉		
ウィル大口スポーツクラブ支援事業〈80ページ参照〉		
まちづくり応援の仕組み（協働事業）〈83ページ参照〉		
乳幼児との交流・育児体験授業の実施〈104ページ参照〉		

## 基本目標 5 安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり

### 5-1 安全で快適な居住環境の整備

#### 【現状と課題】

○公園や道路、交通、公共施設等における安全性の向上やバリアフリー化など、子どもの成長する環境として、地域の居住快適性を高め、子育てがしやすいまちづくりを進める必要があります。

#### 【推進方策】

- 子どもがのびのびと安全で快適に遊ぶための公園緑地や児童遊園等の維持保全を継続するとともに、住民との協働による地域に根ざした施設環境を整備します。
- 既存の公共施設のトイレなどについても、それぞれの利用者のニーズに応じてバリアフリー化を進めます。
- 通学路や子どもがよく利用する生活道路などの安全性を向上させるため、地区からの要望も聞きながら、交通安全施設等の整備を進めます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>公園緑地の整備</b>		
<p>子どもの健やかな心身の育成や年齢間、世代間の交流を図るため、都市公園条例に位置づけられている公園緑地における施設、遊具の適切な維持管理に努めています。</p> <p>平成 28 年度に替地夢キャン広場を整備、供用しました。また、旧北小学校跡地にて、平成 28 年度より 3 か年で公園を整備し、幼児からお年寄りまで利用していただくよう「多世代が集う憩い広場」と名付け、幼児用遊具、徒渉池のほか健康遊具を整備しました。</p>	<p>既存の公園緑地の適切な維持管理を行うとともに、新たな公園緑地の整備を検討します。</p> <p>身近な公園として、地域の愛着を育むため、地域に清掃等を委託するなど、地域での主体的な公園管理を推進しています。</p> <p>また、長寿社会を迎え、健康遊具のニーズが高まっており、遊具の更新計画に盛り込むとともに、設置を進めます。</p>	維持管理課
<b>公共施設のバリアフリー化の推進</b>		
<p>町の公共施設については、多目的トイレの設置や段差の解消など、順次バリアフリー化を推進しています。</p> <p>また、平成 28 年度より 4 つの公園についてトイレの洋式化を図るとともに、新設公園である多世代が集う憩い広場には、多目的トイレを設置しました。さらに、西小学校の体育館のトイレ改修を進めています。</p>	<p>今後も、老朽化した施設への対応とともに、利用者のニーズに即した利用しやすい施設整備を計画的に進めます。</p> <p>幼児からお年寄りまで利用していただけるよう、引き続きトイレの洋式化を推進します。</p> <p>西小学校は、建築から 40 年を超え、和式中心のトイレであり、洋式へ変更し、改修時には利用しやすい施設整備を行っていきます。</p>	関係各課

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>道路空間のバリアフリー化の推進</b>		
高台式歩道箇所が改良が進み、改良が必要となる路線が少なくなっています。	今後、改良が必要な個所については、沿道の利用状況を勘案し、随時対応を検討します。	建設課
<b>子育て情報冊子の編集・発行〈81 ページ参照〉</b>		
<b>通学路・生活道路における安全性の確保</b>		
<p>交通量の多い路線での歩車道分離を進めるとともに、危険箇所におけるミラーやガードレールの新設や維持管理、カラー舗装を進めています。</p> <p>地域等の要望を受け、現地調査の上、グリーンベルトやカーブミラー等の安全施設の整備を実施しています。</p>	引き続き、子どもの交通安全を確保できるよう、PTA及び地域と協力し、危険箇所の情報収集、現場パトロールにより安全施設の充実を図ります。	維持管理課
<b>下校時のコミュニティバスの利用</b>		
市街化が進んでいない地域では、集落から集落の間を人が少ない道路を通学することになるため、児童の防犯対策として南小、北小の1、2年生を対象に、週2日、1日1～2便のバスを運行しています。	町内巡回バスの運行に合わせながら、今後も児童の防犯対策として、安全確保のため、継続して実施します。	学校教育課

## 5-2 安全・安心なまちづくり

### ■5-2-1 子どもの安全を確保する活動の推進

#### 【現状と課題】

- 乳児期から幼児期にかけての子どもは、保護者が責任をもって移動時の安全を確保することが求められます。
- 小学校入学前児童や小学生については、親から離れて行動範囲も広がることから、日常的な行動を指導し、正しい交通ルールを守れるようにすることが必要です。
- 発生が予測されている東南海地震や近年、様々な地域で発生している災害を受けて、災害時に子どもたちの生命を守り、安全をいかに確保するかが課題となっています。

#### 【推進方策】

- 小学校入学前児童に対しては、定期的に交通安全教室を開催するなどして、交通安全の意識と知識を高めていきます。
- 災害に備えて、各施設の職員が子どもを安全に避難させる方策を検討し、訓練するとともに、子どもたち自身の防災意識を高めていくための防災教育を推進していきます。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>交通指導員制度</b>		
2名の交通指導員を配置しています。パトロールをしながら、看板・旗等を設置・修繕し、安全の確保を図っています。 また、各小学校 PTA による登下校時の見守り活動や地域の団体による見守り活動が行われ、登下校時の安全の確保を図っています。	引き続き、交通指導員を配置し、子どもの安全確保に努めます。	町民安全課
<b>交通安全教室の開催</b>		
小学校入学前の児童もしくは全児童を対象に、自動車学校や愛知県交通安全教育チームあゆみ、江南警察署交通課の協力のもと、幼児交通安全教室を開催しています。 また、地域自治組織による小学生を対象とした自転車教室が開催されています。	引き続き、幼児や高齢者を対象とした交通安全の充実を図ります。	町民安全課
<b>防災訓練の実施</b>		
保育園では、様々な災害発生時間を想定しながら毎月避難訓練を実施しています。 小学校では、防災訓練、災害講話を実施し、災害に備えた訓練、意識啓発を行っています。	引き続き、保育園や小学校等での防災訓練等を実施し、職員をはじめ、子どもたちの防災意識を高めていきます。	福祉こども課 学校教育課 町民安全課 社会福祉協議会

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>地域全体で子どもを守る防災活動の実施</b>		
<p>各地域の自治組織では子どもたちを巻き込んだ避難訓練、防災訓練等を実施しています。</p> <p>保育園と地域が連携して避難訓練を実施する等、災害時に地域全体で子どもたちを守る活動を進めています。</p> <p>社会福祉協議会では、児童センターで防災教室を夏休みボランティア出前講座として実施し、子どもたちに防災・減災についての大切さを学ぶ機会を提供しています。</p>	<p>引き続き、地域や社会福祉協議会で実施する防災に関連した取り組みに積極的に子どもたちも巻き込んでいきます。</p> <p>また、防災活動に関して地域と保育園の連携も進めていきます。</p>	<p>福祉こども課 町民安全課 社会福祉協議会</p>

## ■5-2-2 子どもをめぐる犯罪等のリスク対策の推進

### 【現状と課題】

- 近年、犯罪数の増加や凶悪化が進んでおり、不審者に関する情報も少なくないことから、特に子どもを取り巻く犯罪への対策の必要性が高まっています。
- また、急激な情報化の進展などは、子どもを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼし、ともすれば犯罪や性に関するトラブルに巻き込まれるきっかけとなっていることがあります。
- 本町では、地域安全パトロール協議会に所属する団体などによる地域主体の防犯体制が整備され、活動が活発に行われています。

### 【推進方策】

- 地域ぐるみの防犯活動の充実を図るとともに、相互の連携・協力を拡大・強化し、地域防犯体制の一層の強化を進めます。
- 防犯研修会など住民が参加して防犯に関する知識や技術を身に着けることができる機会を積極的に提供するとともに、防犯情報のメール配信や防災無線、広報などを利用して、防犯情報を的確に発信します。
- 青少年の健全な育成を図るため、青少年問題協議会による情報交換やパトロールを継続するとともに、地域における諸活動に青少年が積極的に参加できる環境づくりを促進します。
- 子どもたちが正しい情報の取り扱いができるように教育や指導を行っていきます。
- 被害に遭った子どものプライバシーの保護や人権を最大限に尊重しつつ、専門家などによるカウンセリングなど、適切な心のケアを実施します。

事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>地域防犯体制の整備</b>		
各小学校区および地域の安心パトロール団が実施する登下校時パトロールや、地域自治組織はじめ地域の防犯団体等による夜間の防犯パトロール、青色防犯パトロールを実施しています。	地域自治組織による防犯活動が始まっていることから、地域住民等の防犯活動の連携や支援を検討し、防犯体制の強化を促します。 資材の支援体制を整備し、防犯団体が継続して活動できるよう支援していきます。	町民安全課
<b>県の防犯研修会への派遣</b>		
県が行う防犯ボランティア養成アカデミーを扶桑町と共同で開催し、多くの防犯団体が参加しています。	県が行う防犯ボランティア養成アカデミー、毎年本町と扶桑町で交互に開催しており、今後も継続して開催していきます。	町民安全課



事業名		
事業の現状	今後の方向	担当機関
<b>防犯情報の提供</b>		
<p>個人向けの防犯情報として、愛知県警察の「パトネットあいち」や、大口町の「あんしん安全ねっと」を紹介し、不審者・犯罪発生時にメール配信しています。</p> <p>「あんしん安全ねっと」の登録者数（防犯情報）は、年々増加傾向にあります。</p> <p>また、団体向けの防犯情報としては、地域安全パトロール情報を不審者・犯罪発生時にメール・FAX等で配信しています。</p>	<p>情報を必要としている個人や団体、地域に対して、より早くと確に情報を提供することにより、被害を未然に防ぐよう努めます。</p> <p>引き続き、情報の提供や情報媒体の案内をします。</p>	町民安全課
<b>防犯灯の設置</b>		
<p>平成 29 年度に町内の防犯灯 1,785 基の LED 化を完了し、平成 30 年度はそれまでに各行政区から提出された防犯灯新設要望を随時施工しています。</p>	<p>引き続き、安全・安心な町とするため、各行政区からの要望等をもとに、効果的な防犯灯の設置を進めていきます。</p>	町民安全課
<b>健全育成対策の充実</b>		
<p>毎年青少年問題協議会を開催し、青少年健全育成に関する情報共有などを行っています。</p>	<p>今後も青少年の健全育成につながるよう、適宜活動内容等を見直しつつ青少年問題協議会の活動を継続します。</p>	生涯学習課
<b>青少年問題に対する意識啓発</b>		
<p>夏休みの時期にあわせ、町内の大型店舗を巡回する等、青少年健全育成に関する啓発活動を行っています。</p>	<p>今後も啓発活動に加えて、より実践的・効果的な活動について青少年問題協議会で検討し、推進していきます。</p>	生涯学習課
<b>メディアリテラシー教育の推進</b>		
<p>学校の授業において、メディアの特性や正しい情報端末の利用方法を理解し、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する「メディアリテラシー能力」向上のための指導を行っています。</p> <p>児童・生徒には、情報モラルとして情報端末の利用などを周知しています。</p>	<p>子どもたちが誤った情報やトラブル、犯罪に巻き込まれないよう、主に学校の授業を通じてメディアリテラシー教育を行うとともに、保護者への啓発も機会を設けて実施します。</p>	学校教育課
<b>カウンセリングの実施</b>		
<p>被害を受けた子ども等に、心の相談員などが相談にのるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーなどによるカウンセリングを行っています。</p>	<p>被害を受けた児童生徒への心のケアとして、本人及び保護者の理解を得ながら、引き続き適切なケアに取り組んでいきます。</p>	学校教育課 福祉こども課

## 第4章 計画の推進に向けて

### 4-1 計画の周知

本計画は、町が責任をもって推進していく行政計画であると同時に、町民一人ひとりや子育て支援活動を実施している住民団体、子育てに関わる民間事業者などが積極的に推進主体になり、相互に連携・協力しながら、あるいは、町や他の行政機関と連携・協力しながら進めていく性格の計画でもあります。

そのため、本計画を的確に実施していくためには、町を始めとした行政機関はもとより、多くの町民や民間事業者などが計画の主旨や理念を共有し、それぞれの立場と役割を認識しつつ、計画の実現に関わっていく「参画と協働」の精神が大切です。

そこで、広報おおぐちや町のホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・配布などを行うことで本計画の周知に努め、地域ぐるみの子育て・子育て支援などの取り組みを推進していく気運を醸成します。

### 4-2 戦略プロジェクトの推進

施策・事業は個々に進めるのではなく、複数の施策・事業を共通する目的によって組み合わせることで横断的に結び相互連携することによって、波及性と連動性をもって相乗効果を発揮させていく視点が大切です。

そこで、平成17年3月に策定した「大口町次世代育成支援行動計画（前期計画）」では、計画に掲げた施策・事業の中から、象徴的に推進していくことや先行的に推進していくことが新たな取り組みを誘発するなど、子育て文化の醸成の気運づくりに等に結びつく効果的な施策・事業を複数組み合わせることで「リーディング事業」として位置づけ、町民との協働により先導的かつ総合的に推進してきました。

また、平成22年3月に策定した「大口町次世代育成支援行動計画後期計画」では、その策定に際して前期計画におけるリーディング事業の進捗状況の評価を行い、その結果と子育てを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、新たに基本的な視点として加えた「継ぎ目のない支援の視点」を勘案した「リーディング事業」などを新たに加えて、町民との協働により総合的に子育て支援関連の施策・事業を推進してきました。

この結果、子育て情報誌「ぎゅっと」の発行や赤ちゃん抱っこ事業、ドアノッキング事業、おおぐちっ子まつりの開催などといった本町独自の事業を町民やNPO等の子育て関係団体等と町との協働により実現してきました。また、こうしたリーディング事業に位置づけた事業の協働による推進を通じて子育て関連の団体も成長し、中にはNPO法人格を取得するような団体も生まれてきています。さらに、「元気なまちづ

くり事業（助成事業）」の実績については、子育て支援団体や青少年健全育成に関連する団体が多くを占めるようになっていきます。

そして、平成 27 年 3 月に策定した「大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」では、「子育て支援の中核拠点づくりと子育ての居場所ネットワーク事業～地域ぐるみの子育て支援の面的な展開作戦～」を新たな「リーディング事業」として加えました。

この結果、平成 29 年度の北保育園の移転新築工事の完成に合わせた子育て支援センターの開設及び母子通園「ぱんだ教室」の拡充を実現しました。また、これらを中核拠点として地域ぐるみの子育て支援の面的な展開を図ってきました。

以上のようにリーディング事業に位置づけた事業の多くは実現し、「子育て文化のまちづくり」をリーディング（先導）する事業としての一定の役割を果たしてきました。

そこで、本計画では、事業の新規性よりも“事業の定着”に力点をおきながら、複数の事業を組み合わせ、連携して総合的に進めていく事業を「戦略プロジェクト」として位置づけるものとします。

## 戦略プロジェクト 1

### 地域まるっと子育て相談支援プロジェクト

#### ～子育て家庭の孤立化ゼロ、児童虐待ゼロ作戦～

- 家庭だけに子育てを任せるのではなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で子育て支援をしていく視点が大切です。
- このためには、子育てをしている人が出会い、交流し、共に相談し合い、支え合うような関係を築くことができる“機会”と役に立つ子育て支援情報の提供や専門的な子育て相談を行う“拠点”を形成していく必要があります。
- また、これによって、子育ての孤独化・孤立化の防止、ひいては、児童虐待の発生の未然防止を図っていく必要があります。
- そこで、以下の事項を戦略プロジェクト 1 として推進します。

#### ①子育て支援の中核拠点—子育て世代支援包括支援センターの開設

平成 29 年度に北保育園に開設した子育て支援センターと保健センターの双方を合わせて本町の子育て支援の中核拠点「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ない包括的かつ専門的な子育て支援を進めます。

#### ②子育てサブ拠点の形成

めだか広場やちびっこ広場、なかよし等の広場事業などを行っている 3 つの児童センター、町内の 4 つの保育園、子育て支援の NPO が開催している親子ふれあい広場の会場にもなっている大口中学校や保健センター、子育て支援の NPO 等が行っている集いのサロン等の民間施設なども含めた子育てのための居場所をサブ拠点（地域拠点）として位置づけ、子育て家庭の身近な居場所・相談支援の場として充実を図ります。

#### ③子育て中核拠点とサブ拠点の相互ネットワークの形成

中核拠点と町内各地区にあるサブ拠点の相互ネットワークを構築して、子育て支援と居場所の面的な展開を図ります。

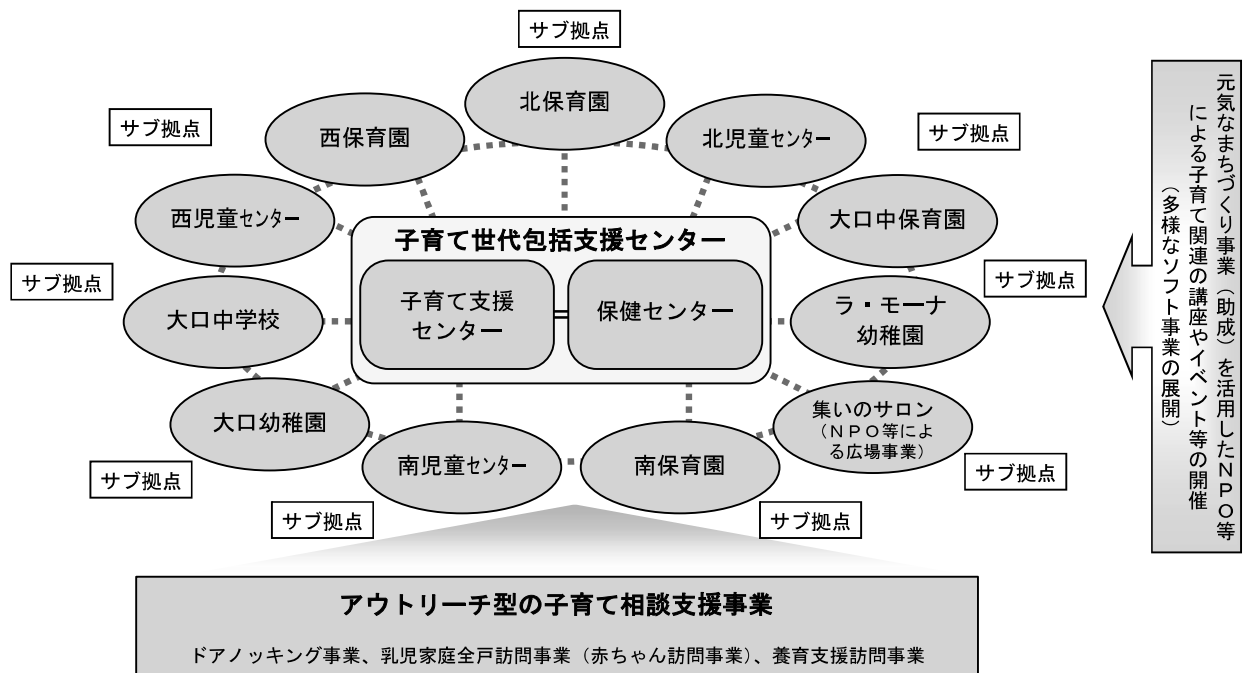
#### ④アウトリーチ型の子育て相談支援事業の継続的な推進

子育ての孤立化を防止するため、既に実施している「赤ちゃん訪問」と、それを発展的に補完させるための事業として主任児童委員等の協力を得る形で平成 24 年 1 月から開始した「ドアノッキング事業」を“アウトリーチ型の子育て相談支援事業”として位置づけ、両事業が相互に効果的に機能するよう事業を継続的に推進します。

具体的には、「赤ちゃん訪問」を担う助産師や「ドアノッキング事業」を担う主任児童委員や民生委員・児童委員と、訪問によって明らかになった虐待等のリスクを抱える家庭や相談したいことがある家庭に対して、継続的な相談支援を行う担当地区の保健師との連携を強化します。これによって、リスクのある家庭の早期発見とその後の迅速かつ的確な対応を図ります。

また、「赤ちゃん訪問」と「ドアノッキング事業」の訪問活動を通じて、上記①～③の町内各地にある子育て支援拠点を紹介することによって、閉じこもりの防止と子育て仲間づくりを進めます。そして、子育て家庭の孤立化の未然防止を図ります。

図表 4-1 地域まるっと子育て相談支援プロジェクトのイメージ図



- 子育て・子育て支援といっても、妊産期から乳児幼児期（未就園期、就園期）、初等学齢期（小学生）、中等学齢期（中高生）など子どもの年齢によってその支援のあり方は多様であり、子どものライフステージに応じた子育て・子育てを促していくことが大切です。
- 特に、障がいのある子どもやその親に対する支援は、乳幼児期から就園期、就園期から就学期など子どもの成長の節目となる時期に途切れてしまいがちです。こうした状況に不安や悩みを抱える親も少なくない状況にあると考えられ、継ぎ目のない相談支援やライフステージや障がいの状況に応じた個別支援教育が課題となっています。
- こうした子育ての面や就園・就学面等における将来不安を解消するためには、関係機関が連携して個々の子どもの発達・成長等に関する情報を共有しながら、悩みや不安を感じている親に寄り添う形で必要な支援を継ぎ目なく実施していくことが重要です。
- そこで、以下の事項を戦略プロジェクト2として推進します。

**①幼稚園・保育園と小学校の連携会議を継続的開催**

障がいや病気を抱える子どもをはじめとしたすべての子どもの円滑かつ適正な就学を進めるための情報共有を図り、適切な支援を継続していくことを目的に、町内の全小学校で開催している幼稚園・保育園と小学校の連携会議を継続的に開催します。

**②継ぎ目のない相談支援体制の確立**

①で掲げた事項と並行して、相談支援事業者でもある大口町地域包括支援センターが核になって障がい福祉サービス事業者や保健センター、医療機関などと連携して、個々の障がい者（障がい児・発達障がい児）の情報共有を行い、必要な個別支援に適宜つなげていくシステムとしていくため、学校関係者や幼稚園・保育園関係者等との連携の強化に努めます。

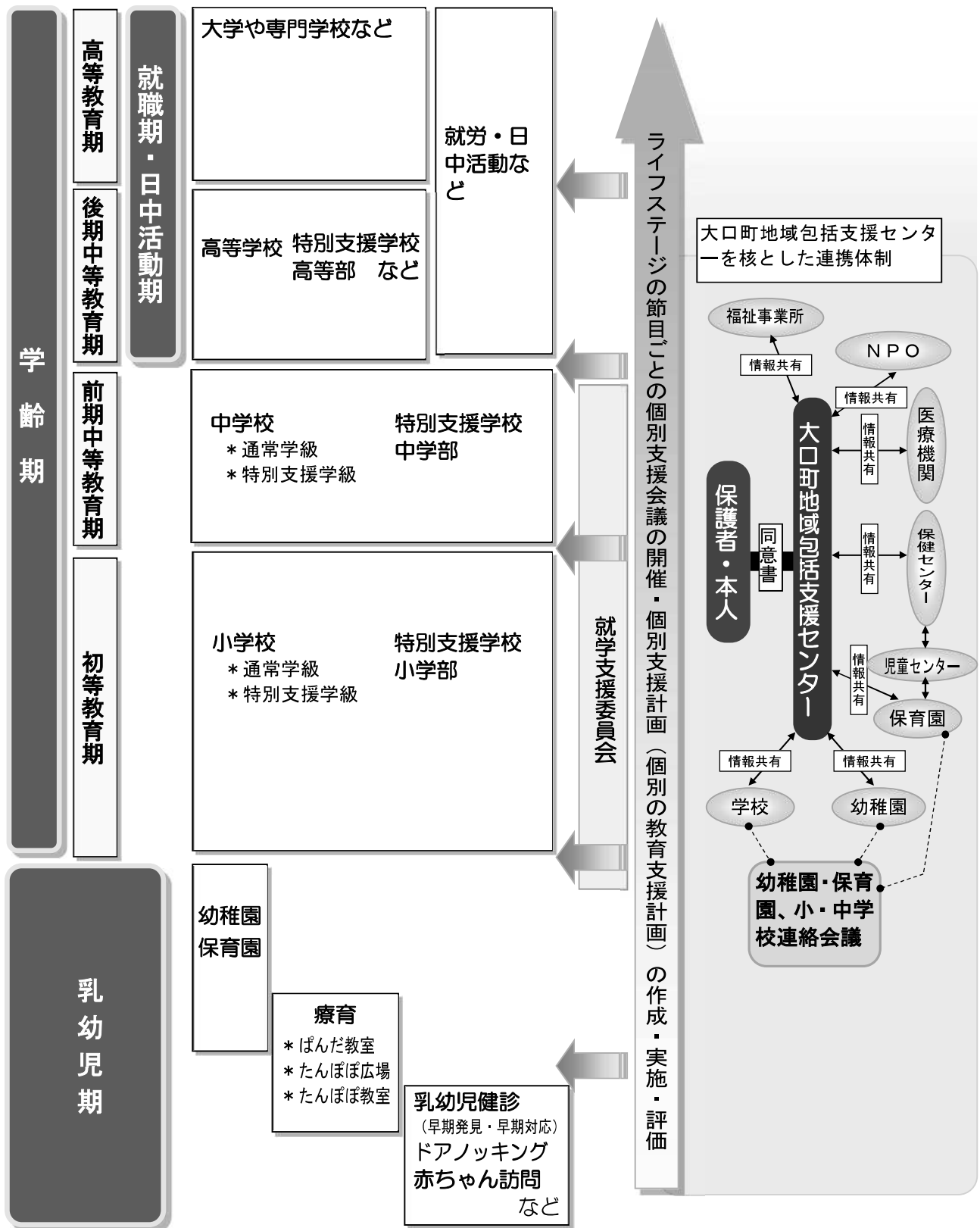
**③障がい児・発達障がい児のための療育・保育・教育の充実**

障がい児・発達障がい児の健やかな育ちを支援するため、子どもの発達や子育て等に心配をもつ親子が遊びを中心とした様々な場面を通して親子に応じた関わりを学ぶ「たんぼぼ教室」や「たんぼぼ広場」、NPOとの協働により開催している「あそびの学校」の充実を図ります。

また、平成28年度に北保育園に移転し、平成29年度に北保育園の新築工事が完成したのに伴って感覚統合室を備えた3部屋からなる母子通園施設として生まれ変わった「ばんだ教室」における事業を通じて療育の充実に努めるとともに、引き続き各保育園における統合保育を継続的に実施していきます。このため、保育士を対象とした勉強会や研修会の開催を通じて、多様な障がいに対応できるような保育士のスキルアップに努めます。

さらに、小学校では円滑な学校運営に対応するために学校支援員を継続的に配置しています。その中で、障がい児・発達障がい児など、個別事情を抱えた児童の支援にも配慮できるよう努めます。

図表 4-2 子どもの発達・成長に応じた継ぎ目のない支援事業のイメージ  
(障がい児・発達障がい児のケース)



### 4-3 庁内推進体制の構築

限られた予算の中で、計画的かつ的確に計画を推進していくためには、本計画に基づいて関係各課が実施した施策・事業の達成状況や成果を年度ごとに把握し、それらの情報を庁内で共有した上で、施策・事業の評価を行い、次年度以降の施策・事業計画に反映し、必要に応じては柔軟に計画の内容を見直していくなどのしくみを構築する必要があります。

そこで、福祉こども課が中心になり、大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画に関わる会議を適宜開催するとともに、関係各課や関係機関が連携して本計画の推進に努めます。

### 4-4 大口町子ども・子育て会議の開催による計画の進行管理

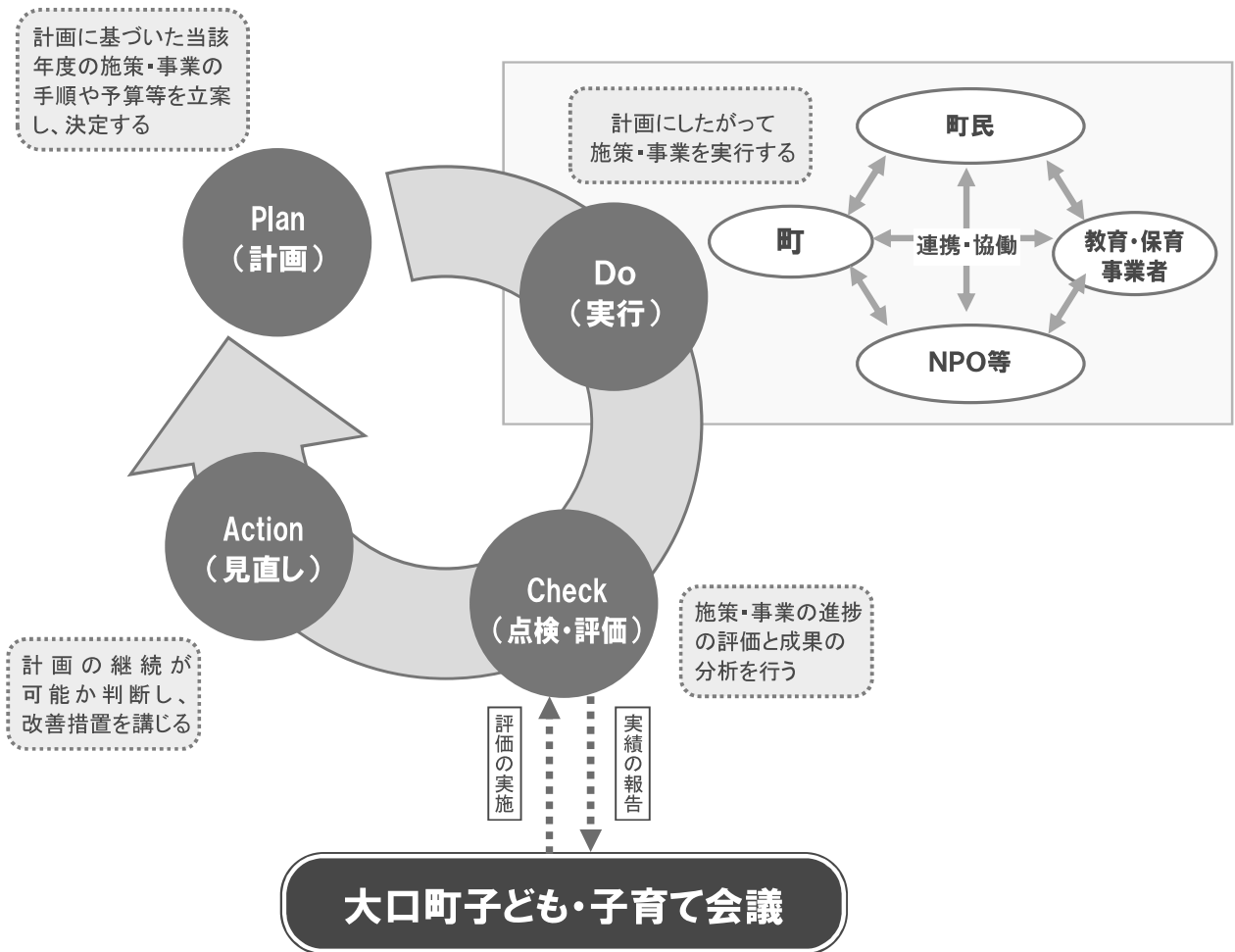
4-1でも述べたように、本計画は、町だけでは実現できる性格のものではありません。実施にあたっては、町民や町民団体、民間事業者等の参画が必要不可欠です。したがって、計画の進捗管理の場面においても、町民や町民団体、民間事業者等が参画できるしくみを構築する必要があります。

そこで、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定とそれを根拠に制定した大口町子ども・子育て会議設置条例に基づき設置した「大口町子ども・子育て会議」を継続的に運営します。

「大口町子ども・子育て会議」の会議や意見交換会などを定期的で開催し、施策・事業の進捗状況の毎年度の点検・評価や、連携・協働の実践方策等の具体的な検討や調整などを行うことによって、信頼関係に基づく協働による「子育て文化のまちづくり」を継続的に進めていきます。

特に、教育・保育事業の量の見込みや確保方策など、具体的な数値目標を設定した「第2章 子ども・子育て支援事業計画」部分については、実際の事業の利用状況や需要を適宜確認し、必要に応じて事業計画の見直しを行うなど、柔軟かつ迅速な対応に努めます。

図表 4-3 計画の進行管理の進め方の概念図（PDCAサイクル）





## 資料編

### 大口町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大口町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 大口町次世代育成支援後期行動計画の推進に関する事項について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部福祉こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 大口町子ども・子育て会議委員名簿

団体・役職名	氏名
前 中 部 大 学 准 教 授	◎ 藤 原 辰 志
主 任 児 童 委 員 代 表	水 谷 由 美
小 学 校 P T A 代 表	川 端 純 子 ( 西 小 学 校 )
幼 稚 園 P T A 代 表	横 田 絵 美 ( 大 口 幼 稚 園 )
私 立 保 育 所 父 母 の 会 代 表	丹 羽 淳 那
公 立 保 育 所 父 母 の 会 代 表	大 脇 さ お り
幼 稚 園 代 表	田 中 一 輝
私 立 保 育 園 代 表	中 野 英 枝
小 中 学 校 校 長 代 表	天 野 功
お や じ の 会 代 表	田 中 聖 章
社 会 福 祉 協 議 会 代 表	宇 野 千 春
子 育 支 援 団 体 代 表	○ 岩 根 佐 代 子
子 育 支 援 団 体 代 表	瀬 瀬 誠 子
学 校 教 育 課 長	倉 知 千 鶴
健 康 生 き が い 課 長	服 部 昭 彦

◎ : 会長、○ : 副会長  
(順不同・敬称略)

## 大口町子ども・子育て会議審議経過

時期		会議の審議内容
平成 31年	4月26日	<b>第1回会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己紹介</li> <li>・大口町子ども・子育て会議設置条例の概要</li> <li>・議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画の策定スケジュールについて</li> <li>(2) 保育園及び幼稚園の利用状況の推移について</li> <li>(3) 大口町子ども・子育て支援アンケート結果の概要報告について</li> </ol> </li> </ul>
	7月17日	<b>第2回会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の現状と将来見込みについて</li> <li>(2) 幼児教育・保育の無償化に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等の改定及び保育園・幼稚園等の食材料費について</li> <li>(3) 母子通園利用料の無償化について</li> <li>(4) 大口町立保育所の定員の見直し及び保育の必要性の基準（就労時間）について</li> <li>(5) 保育所利用承諾期間について</li> </ol> </li> </ul>
令和 元年	9月25日	<b>第3回会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども・子育て支援事業計画サービスの目標量と確保方策の検討について</li> </ol> </li> </ul>
	1月22日	<b>第4回会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の基本理念と基本目標（第1章－3の部分）について</li> <li>(2) 子ども・子育て支援事業計画（第2章部分）について</li> <li>(3) 次世代育成支援行動計画（第3章部分）について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>Aグループ                       <ul style="list-style-type: none"> <li>《基本目標1：健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する》</li> <li>《基本目標2：すべての家庭での子育てを支援する》</li> </ul> </li> <li>Bグループ                       <ul style="list-style-type: none"> <li>《基本目標4：親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する》</li> <li>《基本目標5：安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり》</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>
令和 2年	2月6日	<b>第5回会議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画（案）について</li> </ol> </li> </ul>
	2月25日～ 3月9日	大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画（案）に関するパブリックコメント（意見募集）

大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画

発行：令和2年3月 / 大口町

編集：大口町健康福祉部福祉こども課

〒480-0126

愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地

Tel 0587-94-1222 Fax 0587-94-0052

Mail [fukusikodomo@town.oguchi.lg.jp](mailto:fukusikodomo@town.oguchi.lg.jp)